

宮崎市環境白書

令和2年度版



宮崎市河川浄化イメージキャラクター

カワット

宮崎市環境部

この宮崎市環境白書は、宮崎市環境基本条例（平成9年3月27日
条例第15号）第9条の規定に基づき、毎年作成し、公表するもので
あります。

目 次

第1部 総説

第1章 宮崎市の概要	
1 沿革	1
2 自然条件	1
3 社会経済の現況	2
第2章 環境行政の推進	
1 宮崎市環境基本条例の制定	4
2 宮崎市環境基本計画の策定と推進	6
第3章 環境保全の体制と推進	
1 行政組織	9
2 附属機関等	10

第2部 環境の現状

第1章 地球環境	
1 温室効果ガスの排出状況	13
2 再生可能エネルギー	13
第2章 自然環境	
1 自然環境の概要	15
2 水辺	15
3 里地里山	15
4 動植物の生息・生育状況等	15
5 自然レクリエーションの場	16
第3章 環境教育	
1 環境教育の協働・参加	17
2 環境への取組	17
3 環境情報	17

第3部 施策の実施状況

1 第三次宮崎市環境基本計画の構成	19
2 個別施策の目標値及び実績一覧	20

第4部 生活環境の現況と対策

第1章 大気環境	
1 概況	25
(1) 汚染物質別の大気状況	27
(2) 有害大気汚染物質モニタリング	32
(3) 大気環境基準・指針	33
2 大気汚染防止法に基づく規制	
(1) 工場・事業場対策	34
(2) 大気汚染防止法に基づく届出事業場数	34

第2章 水環境

1	概況	36
	(1) 水域別の水質の現況	36
	(2) 水浴場調査	40
	(3) 水質汚濁に係る環境基準	42
	(4) 類型指定水域の状況	46
	(5) 地下水調査	47
	(6) 水質事故調査	47
	(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準	48
2	水質汚濁防止法に基づく規制	
	(1) 工場・事業場対策	50
	(2) 水質汚濁防止法に基づく届出事業場数	51
	(3) 特定事業場の排水基準	53

第3章 土壌環境・地盤環境

1	土壌環境	55
2	地盤環境	57

第4章 騒音・振動・悪臭

1	騒音	
	(1) 騒音に関する基準等の設定	58
	(2) 騒音規制に関する届出	60
	(3) 自動車騒音の測定	67
	(4) 航空機騒音	68
	(5) 宮崎市公害防止条例に基づく騒音防止基準、及び制限	70
2	振動	
	(1) 振動に関する基準等の設定	73
	(2) 振動規制に関する届出	74
3	悪臭	
	(1) 悪臭に関する基準等の設定	77
	(2) 悪臭規制に関する届出	77

第5章 ダイオキシン類

1	概況	78
	(1) 大気の現況	78
	(2) 水質の現況	78
	(3) 土壌の現況	78
	(4) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準	81
2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制	
	(1) 工場・事業場対策	81
	(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出施設数	82
	(3) 特定施設に係る排出基準	82

第6章 環境相談

1 環境相談の状況	
(1) 年度別相談件数	85
(2) 発生源内訳	86
(3) 発生地域内訳	87
2 あき地の雑草等の相談状況	
(1) 月別相談件数	88
(2) 年度別相談件数と雑草地登録件数	88

第7章 特定工場における公害防止の取組

1 公害防止管理者制度	89
2 特定工場	89

資料編

【大気環境】

大気汚染常時監視測定結果（表-1～表-11）	91
有害大気汚染物質監視事業の結果の詳細（表-12）	97
工場・事業場への立入検査実施件数等調べ（表-13）	98
ばい煙量・VOC・水銀測定件数等調べ（表-14、表-15、表-16）	99
ばい煙発生施設設置届出件数等調べ（表-17、表-18）	100
一般粉じん発生施設設置届出件数等調べ（表-19、表-20）	101
特定粉じん排出等作業実施届出件数等調べ（表-21）	102
揮発性有機化合物排出施設設置届出件数等調べ（表-22、表-23）	103
水銀排出施設設置届出件数等調べ（表-24、表-25）	104

【水環境】

公共用水域水質測定結果（表-26～表-29）	105
地下水水質測定結果（表-30）	113

【参考資料】

宮崎市環境基本条例	114
宮崎市環境審議会運営要綱	118
宮崎市環境審議会委員名簿	119
宮崎市公害防止条例	120
宮崎市公害防止条例施行規則	126

用語解説	133
------	-----

第1部 総説

第1章 宮崎市の概要

第2章 環境行政の推進

第3章 環境保全の体制と推進

第1部 総説

第1章 宮崎市の概要

1 沿革

宮崎市は、大正13年4月1日に宮崎郡宮崎町、大淀町および大宮村の廃置分合を行い、市制を施行しました。市制施行当時の人口は42,920人、面積は45.15km²でした。

その後、平成10年4月1日には、政令指定都市に次ぐ事務権限をもつ中核市に移行し、平成18年1月1日に佐土原、田野、高岡の3町を、さらに平成22年3月23日には清武町を編入合併し、人口約40万人、面積644.61km²の県都として新たなスタートを切り、なお一層市民に密着した市政を目指し、南九州の中核都市にふさわしい特色あるまちづくりを進めています。

2 自然条件

(1) 気候

本市の気候の特徴は、南海気候区に属する温暖な地域であり、黒潮の影響で寒暖の差が比較的小さく、また、全国的に降水の多い地域でありながら、日照時間が長いのも特徴です。

快晴日数 (平年値)	平均気温	降水量 (平年値)	日照時間 (平年値)	備考
57.0日 (全国3位)	17.0℃ (全国3位)	2,434.6mm (全国3位)	2,103時間 (全国3位)	1961年～1990年の 平均値
54.3日 (全国3位)	17.2℃ (全国3位)	2,457.0mm (全国3位)	2,108時間 (全国3位)	1971年～2000年の 平均値
52.7日 (全国2位)	17.4℃ (全国3位)	2,508.5mm (全国2位)	2,116時間 (全国3位)	1981年～2010年の 平均値
	18.4℃	3,045.5mm	2,045.0時間	2019年の値

資料：気象庁「日本気候表」観測地点はおおむね県庁所在都市
「2019年の値」については、「宮崎市みにミニ統計」による。

(2) 位置・地形等

本市は、宮崎県のほぼ中央に位置し、東は、約47kmの風光明媚な砂浜と波状岩の海岸線となっており、西は小林市・都城市・三股町と、南は日南市と、北は新富町・西都市・国富町・綾町とそれぞれ接しています。

地形はおおむね平坦で、中央に広がる宮崎平野を囲むように北部から西部にかけて丘陵を連ね、南部も双石山系が東西に連なり海岸に迫っています。

河川は、一級河川45本、二級河川43本、準用河川32本があり、流路延長[※]は、666.485kmに及びます。

※ 流路延長は、起終点延長の合計延長です。

3 社会経済の現況

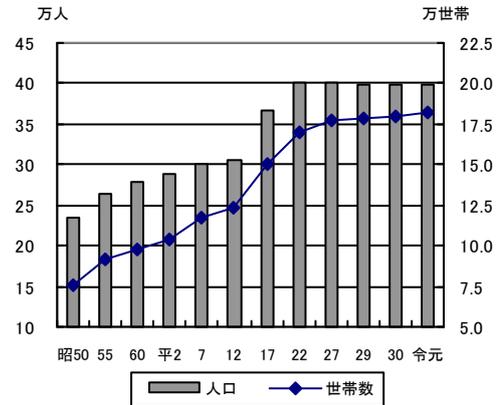
(1) 人口

令和元年10月1日現在の本市の人口は、398,307人（男：187,162人、女：211,145人）となっています。

大正13年の市政施行時には約4万人でしたが、その後、市域の拡大や自然増、社会増で平成7年には30万人を超え、平成18年1月及び平成22年3月の合併により約40万人となりました。

平成22年以降緩やかに増加していましたが、令和元年は、前年同月比約0.13%（534人）減少しています。

また、令和元年10月1日現在の世帯数は、181,569世帯で、前年同月比約0.91%（1,642世帯）増加しています。



(2) 交通

道路は、高速道路等の高規格道路、国道10号、220号等市中心部から郊外へ延びる放射状道路及び市街地を同心円状に取り囲む環状道路を骨格として、都市内幹線道路網が構成されています。

鉄道は、JR日豊本線、JR日南線が市街地を東西南北に運行しており、空港線が空港と中心部を結び日豊本線と日南線に接続されています。

また、宮崎港は、昭和48年に重要港湾に指定され、南九州の物流拠点となっており、フェリー航路が宮崎～神戸間を毎日運航しています。

航空路は、東京(羽田・成田)、大阪(伊丹・関西)、名古屋(中部)、福岡、沖縄の各路線と、国際線はソウル、台北の2路線が開通されています。

自動車台数は、全体として増加傾向にあります。

【市内自動車台数】

(単位：台)

年度	貨物自動車	乗合自動車	乗用自動車	特種(殊)用途車	軽自動車
平成26	19,416	786	132,317	5,025	172,628
27	19,279	802	131,477	5,104	175,974
28	19,321	797	131,829	5,184	175,943
29	19,452	805	134,346	5,326	175,551
30	19,576	808	134,847	5,380	176,045
令和元	19,768	765	135,287	5,441	176,163

※ 軽自動車を除く自動車については各年度3月末現在。(九州運輸局宮崎運輸支局)

※ 軽自動車については各年度4月1日現在。(市民税課)

(3) 産業

平成27年実施の国勢調査によると、産業別就業者割合は、第1次産業が5.2%、第2次産業が15.4%、第3次産業が75.5%となっています。平成22年実施の国勢調査結果に比べ、第3次産業人口が増加していますが、就業者総数は減少しています。

(4) 土地利用

市域の総面積は643.67km²（平成26年10月1日国土地理院改測）で、地目別土地面積は、宅地面積が56.96km²、田畑面積が95.25km²、山林・原野等の面積が437.38km²、雑種地面積が54.09km²などとなっています。森林は、宮崎地域南部、佐土原地域、高岡地域、田野地域、清武地域に広く分布しており、田畑は市街地を囲むように周辺に分布し、市街地の形状は、橋通を中心としてほぼ同心円状にまとまっています。

※ 宅地、田畑、山林・原野、雑種地等の面積は、宮崎みにミニ統計（令和2年5月発行）より令和2年1月1日現在の数値。

(5) 都市計画区域等面積

本市は、平成18年及び平成22年の隣接4町との合併を経て、宮崎広域都市計画区域（線引き）と田野都市計画区域（非線引き）の2つの都市計画区域が併存しています。

計画的なまちづくりを進めるために定められている用途地域の状況は、宮崎広域都市計画区域約27,578haのうち、約6,255ha（都市計画区域の約23%）、田野都市計画区域約765haのうち、約235ha（都市計画区域の約31%）です。

※（令和2年3月31日現在）

第2章 環境行政の推進

1 宮崎市環境基本条例の制定

(1) 制定の背景

産業経済の発展と生活水準の向上による、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動は、本市においても変わることなく、更には、宅地開発等の大規模開発によって私たちの周りから豊かな緑や清らかな水辺など身近な自然が失われつつあります。

また、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等に見られる地球規模の環境問題は、普段の事業活動や日常生活が原因となっているものが大部分を占めており、従来のような規制を中心とした対応では解決が困難な状況となっています。

そのようなことから、環境保全施策の基本的な考え方や方向性を明確にする必要があり、市では、環境保全に関する基本理念や市民、事業者、市の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた「宮崎市環境基本条例」を平成9年3月に制定し、同年4月1日から施行しています。

(2) 環境基本条例の構成

条例は、4つの章から構成されています。

第1章は、総則として第1条から第6条まであり、それぞれ、目的、定義、基本理念、市の責務、事業者の責務、市民の責務を定めています。他の条例にない基本理念を定めているのが特色であり、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにこれを将来の世代に継承すること、及び全ての者の公平な役割分担の下に環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を構築すること、地球環境の保全はすべての者が事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならないことを謳っています。

第2章は、第7条から第20条までの14条で構成され、施策の基本方針として、市民の健康の保護と快適な生活環境の確保、自然環境の体系的な保全と生態系の確保、人と自然の豊かなふれあいが保たれ快適な環境が保全されるための環境の保全に関する事項の確保をうたい、環境の保全のための基本的な施策を規定しています。また、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示す環境基本計画の策定も規定しています。

第3章は、第21条のみからなり、地球環境の保全に資する施策の推進について規定しています。

第4章は、第22条から第29条までの8条で構成され、宮崎市環境審議会の設置とその内容を定めています。

宮崎市環境基本条例のあらまし

第1章 総則
(第1条から第6条)

(第1条) 目的
・環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること
・現在と将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

(第2条) 定義

(第3条) 基本理念
健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と自然との共生
市、事業者及び市民の公平な役割分担下での環境への負荷の小さい持続的に発展する都市構築
地球環境保全の積極的な推進

(第4条) 市の責務
(第5条) 事業者の責務
(第6条) 市民の責務

第2章 環境の保全に関する基本的施策
(第7条から第20条)

(第7条) 施策の基本方針
(第8条) 環境基本計画の策定
(第9条) 環境の状況等の公表

(第10条) 施策の策定等に当たっての配慮
(第11条) 規制の措置
(第12条) 経済的措置等
(第13条) 環境の保全に関する施設の整備等
(第14条) 資源の循環的な利用等の促進
(第15条) 環境の保全に関する教育、学習等
(第16条) 市民等の自発的な活動の促進
(第17条) 情報の収集及び提供
(第18条) 市民等の参加及び協力の促進
(第19条) 調査及び研究の実施
(第20条) 監視等の体制の整備

第3章 地球環境の保全の推進等
(第21条)

第4章 宮崎市環境審議会
(第22条から第29条)

(第22条) 設置
(第23条) 組織
(第24条) 任期
(第25条) 会長
(第26条) 専門委員
(第27条) 会議
(第28条) 庶務
(第29条) 委任

2 宮崎市環境基本計画の策定と推進

(1) 宮崎市環境基本計画の策定

本市では、平成9年4月に施行した「宮崎市環境基本条例」に基づき、平成10年3月に「宮崎市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、社会経済情勢や市民意識の変化、本計画の進捗状況を踏まえ、平成16年3月に計画の見直しを行い、「宮崎市環境基本計画（一部改訂計画）」を策定しました。

さらに、良好な自然環境や貴重な野生動植物の減少といった自然環境問題をはじめ、進行が著しい地球温暖化問題など、本市を取り巻く複雑・多様化した環境問題に対応するとともに、平成18年1月に合併した佐土原地域、田野地域、高岡地域の環境特性にも考慮し、平成20年3月に「第二次宮崎市環境基本計画」を、また、清武地域との合併、環境問題の変化等に対応するため、平成25年3月に「第二次宮崎市環境基本計画（一部改訂計画）」をそれぞれ策定しました。

平成30年3月には、人口減少などの社会経済情勢の変化やそれまでの計画の実施状況などを踏まえ、よりよい環境づくりを一層推進するため、その指針となる「第三次宮崎市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、目指す環境像を『太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市(まち)「みやざき』』と定め、その実現のため、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「環境教育の推進」という5つの長期的目標を掲げ、市民・事業者・行政それぞれの役割や行動の方向性を示すとともに、市が取り組む施策の内容や、市民・事業者の皆様に配慮していただきたい取組について明らかにしています。

年月	計画
平成10.3	「宮崎市環境基本計画」策定
平成16.3	「宮崎市環境基本計画（一部改訂計画）」策定
平成20.3	「第二次宮崎市環境基本計画」策定
平成25.3	「第二次宮崎市環境基本計画（一部改訂計画）」策定
平成30.3	「第三次宮崎市環境基本計画」策定

(2) 第三次宮崎市環境基本計画の推進体制

目指す環境像の実現に向け、本計画を総合的かつ計画的に推進していくためには、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割のもと協力・連携して取り組んでいくことが重要です。

①計画推進の主体と役割

主体	各主体の役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に伴う環境への負荷を少なくするよう努めます。 市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動を行うときは、環境への負荷を少なくするなど環境の保全に努めます。 市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実施します。 市の業務を行ううえで、率先して環境への負荷を少なくするよう努めます。

②推進体制

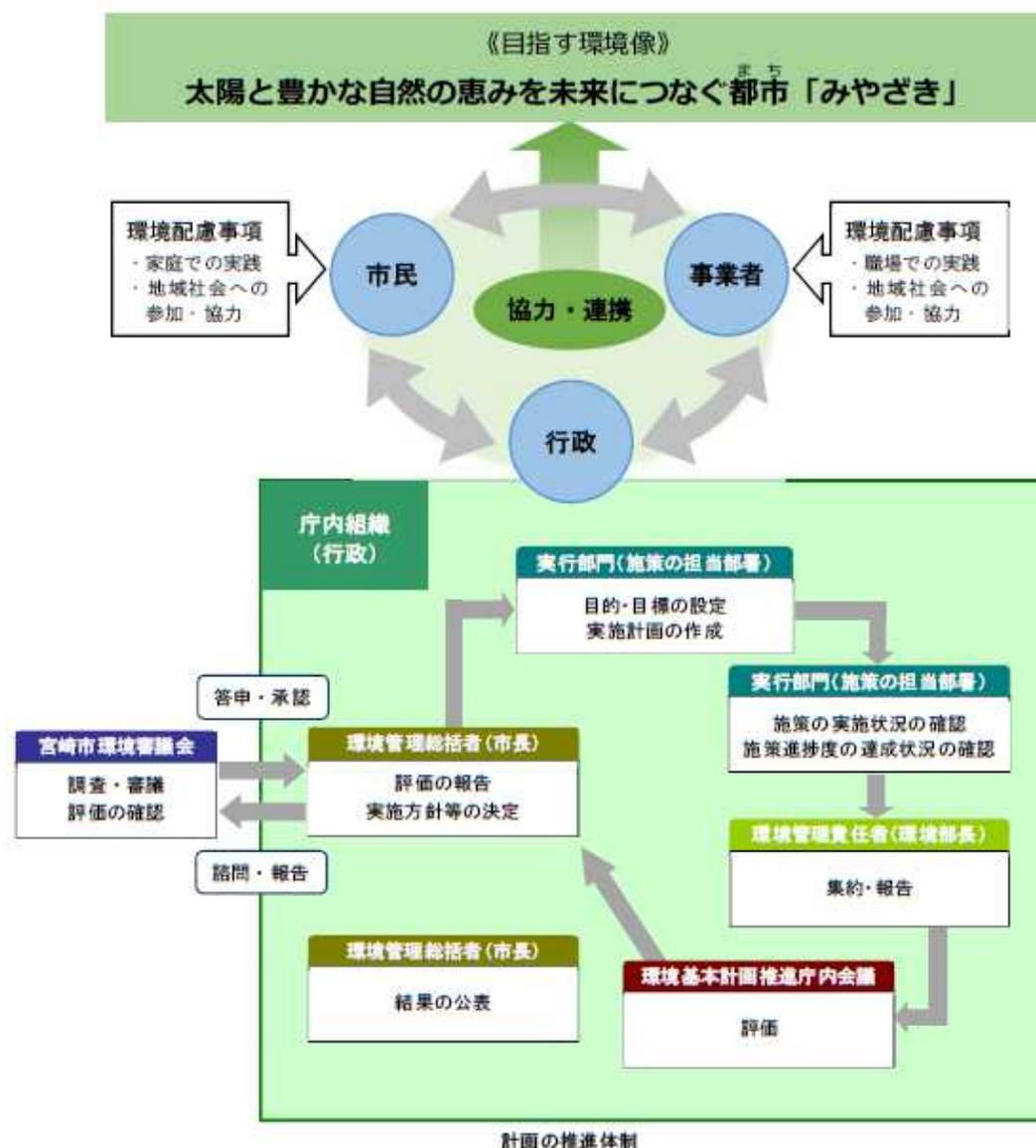
＜環境審議会＞

計画の推進状況を点検・確認するうえでは、第三者的な視点からみた客観性が求められます。そのため、市長は、環境基本条例第22条に基づき設置される環境審議会に対して、評価指標の達成状況について報告を行うとともに、承認を受けた後、結果を公表します。

また、環境審議会は、計画の実効性を確保するため必要な提言を行うとともに、市長から諮問があった場合には、計画の見直し等について調査・審議及び答申を行います。

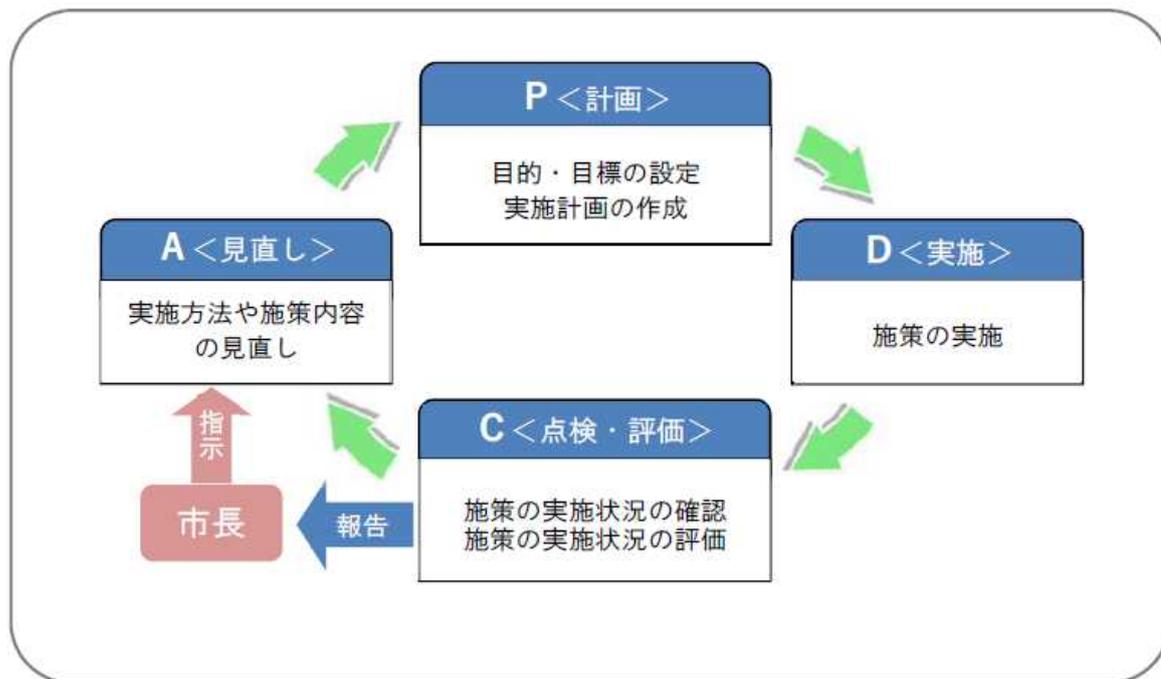
＜庁内組織＞

計画に掲げる施策を着実かつ効果的に推進していくためには、各部局が連携して取り組むとともに、施策の実施状況や達成状況などを点検・評価するための横断的な枠組みが必要です。このため、各部局から構成される環境基本計画推進庁内会議を設置し、総合的かつ横断的な視点のもとに施策を推進していきます。



(3) 第三次宮崎市環境基本計画の進行管理

本計画における施策の実効性を高めていくため、「計画 (Plan)」「実施 (Do)」「点検・評価 (Check)」「見直し (Action)」のサイクル (PDCA サイクル) における一連の流れを繰り返しながら、継続的に環境の改善を図っていきます。



計画の進行管理

第3章 環境保全の体制と推進

1 行政組織

本市の環境行政組織においては、昭和39年の都城、小林方面の澱粉工場排水による川魚の大量のへい死や水道水のにごりなどの発生を契機に、公害問題に関する機運が高まってきました。また、昭和45年の第64回臨時国会における水質汚濁防止法等公害関係の法整備の充実、昭和46年7月の環境庁設置法などの国における公害対策の一元化が図られるといった状況の中、本市では、昭和45年に専任職員の配置や公害安全係の設置などを行うとともに、昭和47年10月には「宮崎市公害防止条例」を制定して公害の発生防止に努めてきました。

昭和48年に企画部、昭和58年生活保健部、平成9年環境部へと大きな機構改革を行い、公害問題から、複雑、多様化する環境問題に対応しています。

【行政機構の変遷】

年月日	組織及び人員
昭和42. 6. 30以前	商工開発課で公害対策を行う。
昭和42. 7. 1	総務課防災係と統合、兼任で3名配置する。 清掃課を75名で新設。
昭和45. 4. 1	総務部総務課防災係に公害対策の専任職員1名を配置する。
昭和45. 9. 1	総務部総務課公害安全係を新設
昭和48. 8. 1	企画部に公害対策課を新設し、公害係を設置
昭和49. 9. 1	清掃工場を課相当へ昇格
昭和50. 4. 1	企画部公害対策課に公害対策係と環境保全係を設置
昭和52. 4. 1	清掃部を新設
昭和54. 4. 1	企画部公害対策課を公害交通課に名称変更、清掃部に清掃企画室を新設、し尿処理場を課相当へ昇格、し尿処理場を衛生処理センターへ名称変更
昭和58. 6. 1	生活保健部に統合し、公害交通課に公害対策係、環境保全係を設置
昭和62. 4. 1	清掃部を環境事業部に名称変更、清掃課を環境管理課と環境業務課に分離、清掃企画室を環境管理課に統合、清掃工場を環境美化センターに名称変更 公害交通課を市民部に統合し、公害対策係、環境保全係を設置
平成 9. 4. 1	環境事業部を環境部に名称変更、市民部公害交通課及び環境事業部環境管理課を廃止し、環境部に環境保全課と施設整備室を新設
平成10. 4. 1	中核市移行に伴い、環境保全課に環境対策係を設置

平成 11. 4. 1	衛生処理センターと施設整備室を統合し、環境施設課を新設 環境保全課（管理係、環境保全係、環境対策係）、環境業務課（管理係、ごみ減量係、業務係、南部事務所、中部事務所、東部事務所）、環境施設課（管理係、施設係、建設係）、環境美化センター（計画管理係、施設維持係）の4課
平成 12. 4. 1	環境美化センターを環境施設課に統合し、環境保全課、環境業務課、環境施設課の3課
平成 19. 4. 1	環境施設課を廃止し、廃棄物対策課として新設、環境保全課（環境企画係、大気騒音係、水質保全係）、環境業務課（管理係、ごみ減量係、業務係、南部事務所、中部事務所、東部事務所）、廃棄物対策課（管理係、一般廃棄物係、産業廃棄物係、施設係）の3課
平成 21. 4. 1	廃棄物対策課に監視指導係を設置
平成 22. 4. 1	廃棄物対策課に浄化槽係を設置
平成 24. 4. 1	中部事務所を廃止 ごみ減量係からリサイクル係に名称変更
平成 27. 4. 1	東部事務所を廃止 環境保全課に管理係を設置
平成 28. 4. 1	廃棄物対策課浄化槽係を生活排水係に名称変更
平成 29. 4. 1	廃棄物対策課産業廃棄物係及び一般廃棄物係を統合し、廃棄物認可係として新設
平成 30. 4. 1	廃棄物対策課廃棄物認可係を審査係に名称変更
平成 31. 4. 1	廃棄物対策課に企画係を設置
令和 2. 4. 1	廃棄物対策課の企画係を廃棄物広域処理対策室に改編

2 附属機関等

(1) 宮崎市環境審議会

宮崎市環境基本条例第 22 条の規定により平成 9 年 6 月に設置し、本市における環境の保全に関する基本的な事項を調査審議しています。

令和元年度は、令和元年 9 月 13 日に開催し、「第三次宮崎市環境基本計画に基づく施策の実施報告」、及び「目標設定」について審議しました。

(2) 宮崎市廃棄物減量等推進審議会

宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例第 7 条の規定により、廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する事項について審議しています。なお、市民の意見を広く反映させるために、一部委員の公募制を導入しています。

令和元年度は、令和 2 年 2 月 12 日に開催しています。

(3) 宮崎市環境基本計画推進庁内会議

宮崎市環境基本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的に推進するために、副市長、部局長で構成する推進会議を設置しており、下部組織として、調整課長で組織する幹事会があります。また、計画の推進に関する事項について専門的に調査・研究を行う係長級の職員で組織する作業部会も置くことができるようになっています。

令和元年度は、令和元年8月5日に幹事会を、令和元年8月22日に庁内会議を開催し、「第三次宮崎市環境基本計画に基づく施策の実施報告」、及び「目標設定」について協議しています。

(4) 宮崎市地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律第40条の規定に基づき平成17年12月に設置し、本市が取り組む事業等と連携し、市民、市民活動団体、事業者、行政等が協働して地球温暖化対策の推進を図ることで、地球環境にやさしいまちの形成を目指すことを目的とし、協議会及び各構成員ごとの取組について協議しています。

令和元年度は、令和元年9月20日に開催しています。

第2部 環境の現状

第1章 地球環境

第2章 自然環境

第3章 環境教育

第2部 環境の現状

第1章 地球環境

1 温室効果ガスの排出状況

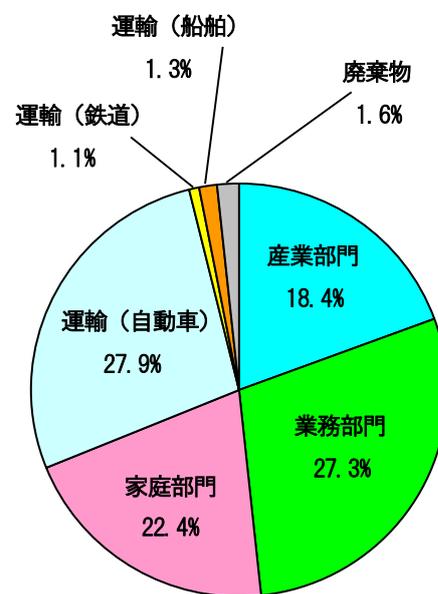
本市の平成 29 (2017) 年度の温室効果ガス総排出量は、約 2,853 千 t-CO₂ (二酸化炭素換算) で、そのうち約 90%がエネルギー起源の二酸化炭素となっています。

二酸化炭素排出量の部門別内訳は、運輸 (自動車) 部門が約 28%、業務部門 (オフィスや店舗など) が約 27%、家庭部門が約 22%となっており、これら三部門の二酸化炭素排出量が、全体の約 80%を占めています。

温室効果ガスの排出量内訳(平成 29 年度)

部門等		排出量 (千 t-CO ₂)
二酸化炭素 エネルギー起源	産業	466.5
	業務	690.6
	家庭	566.2
	運輸 (自動車)	707.7
	運輸 (鉄道)	27.6
	運輸 (船舶)	32.2
	廃棄物 (二酸化炭素)	41.6
二酸化炭素排出量計		2,532.4
メタン		95.5
一酸化二窒素		64.5
代替フロン等 4 ガス ^{注)}		161.0
温室効果ガス排出量合計		2,853.4

注) HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の 4 種類のガス



二酸化炭素(CO₂)の部門別排出割合(平成 29 年度)

2 再生可能エネルギー

(1) 太陽光

本市の年間日照時間の平年値 (1981 年から 2010 年までの平均値) は、全国の県庁所在都市の中で第 3 位であり、他の都市と比べて太陽光や太陽熱を利用するための自然的条件に恵まれています。

本市の施設では、平成 16 年度に本庁舎屋上、令和元年度までに小中学校 8 校に太陽光発電設備を設置しました。

そのほか、平成 25 年度に生目の杜遊古館への太陽光発電設備の設置、平成 26 年度に介護老人保健施設さざんか苑の照明の LED 化など、再生可能エネルギー及び省エネルギーに積極的に取り組んでいます。

年間日照時間の平年値

全国 順位	日照時間 (年間)	
	気象官署	時間
1 位	甲府	2,183
2 位	高知	2,154
3 位	宮崎	2,116
4 位	前橋	2,111
5 位	静岡	2,099

注) 気象庁資料より作成
(1981 年から 2010 年までの 30 年間の平均値)

また、平成25年度に太陽光発電システム設置事業者への市有施設の屋根貸し事業を行っており、再生可能エネルギーの利用促進と温室効果ガスの発生抑制、市有施設の有効活用を図っています。

(2) その他

本市では、宮崎処理場において、汚泥が消化される際に発生する消化ガスを、汚泥乾燥機の燃料として有効利用するほか、残りの消化ガスを発電機の燃料として利用するなど、電力消費削減に有効利用してきました。平成27年4月からは、場内の敷地の一部を民間事業者へ貸与して、その事業者へ消化ガスを売却する事業を開始し、消化ガスの有効利用率が向上しました。

大淀処理場では、消化ガスを汚泥焼却炉の燃料として使用しているほか、残りの消化ガスを発電機の燃料として利用し、電力消費削減に有効利用しています。

なお、宮崎処理場及び大淀処理場におけるいずれの発電においても、廃熱を汚泥消化槽の加温に有効利用するコージェネレーションシステムを導入しています。

宮崎市自然休養村センターでは、温泉水とともに湧出する天然ガスの一部を分離し、温泉水の加熱用ボイラーとサウナの燃料として利用していますが、残りの天然ガスを発電機の燃料として利用するとともに、その廃熱をシャワー等の加温に利用する天然ガスコージェネレーションシステムを導入しています。

第2章 自然環境

1 自然環境の概要

本市の山地には、自然公園に指定されている地域をはじめ、国の天然記念物に指定されている双石山の照葉樹林や、環境省の特定植物群落に選定されている自然性の高い照葉樹林が存在しています。

また、大淀川水系中下流域、宮崎市周辺の河口及び砂浜海岸、宮崎市の湧水湿地及び青島周辺沿岸は「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省）に選定されており、和石田園及び一ツ葉入江は宮崎県の野生動植物の重要生息地に指定されるなど、多様で豊かな自然が残されています。

2 水辺

本市の日向灘に面する海岸線は、延長約47kmにも及ぶ九州最長の直線海岸の一部をなし、南北に発達する砂浜の背後には潮害防備保安林として江戸時代より植栽されてきたクロマツ林が広がるなど、独特の景観を形成しています。

海岸侵食が進んでいる宮崎海岸では、国や県と連携して緩傾斜護岸や離岸堤の整備などの侵食防止対策を推進しています。

また、自然性の高い海岸線に隣接して広がる松林を保全するため、松くい虫防除の薬剤散布や薬剤の樹幹注入等の対策を講じています。

準用河川の改修にあたっては、水生生物の生息・生育環境に配慮した親水性の高い多自然川づくりを進めており、河川改修後も継続的に維持管理を行っています。

3 里地里山

里地里山は、原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念です。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて、特有の自然環境が形成・維持されてきました。食料や木材など自然資源の供給、良好な景観形成、水源涵養や国土保全、身近な自然とのふれあいの場、文化の伝承などの観点からも重要な役割を果たしています。

また、多様な生き物の生息・生育場所となり、生物多様性を保全する役割も担っています。

本市では、西部を中心に二次林と耕作地が混在する里山が広がり、今では大変珍しくなった管理の行き届いた迫田のある地域も存在しています。

4 動植物の生息・生育状況等

(1) 植物

本市には多くの貴重な植物が生育しており、自然林では、ハナガガンなどの全国的にも分布の限られる樹木や、キリシマシャクジョウなどの林床に生える菌従属栄養植物が確認されています。また、ため池などの水辺ではオニバス、ノタヌキモ、ミズキンバイ、里地里山ではオキナグサ、ヒメノボタン、ゴマシオホシクサなどが確認されています。

(2) 哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類

哺乳類で最も特筆すべきものは、国の天然記念物に指定されているヤマネです。

本種は双石山の自然林で生息が確認されています。一方、シカ、イノシシ、サルによる鳥獣被害が発生しています。シカによる被害は山間部に限られていますが、イノシシやサルの被害は広域にわたっています。

鳥類では樹林地にブッポウソウやヤイロチョウ、オオルリが生息しています。本市では一ツ瀬川、大淀川、清武川、加江田川などの河口部に大規模な干潟や潟湖が発達しており、水鳥の重要な生息環境になっています。特に一ツ瀬川河口では、世界的にも絶滅が危惧されているクロツラヘラサギやツクシガモなどの生息が確認されており、最近では、春から夏にかけて、同じく絶滅が危惧されているコアジサシの数百羽に及ぶ営巣が確認されています。

両生類ではオオイタサンショウウオの生息が確認されています。

また、沿岸部に発達する砂浜の多くは、県の天然記念物に指定されているアカウミガメの産卵地として知られています。

(3) 昆虫類、陸産貝類

本市の多様な水辺環境を反映して、コガタノゲンゴロウやウチワヤンマなどの貴重な昆虫類が多数確認されています。陸産貝類では、県の希少野生動植物に指定され、宮崎県固有種であるサダマイマイが確認されています。

また、市内では良好な水辺環境の指標となるホタルの保護活動が活発に行われており、「ホタルの里づくりモデル地区」や「ホタル保存地区」として12地区が指定されています。

そのほか、特徴的なものとして、ヤマトタムシやオオクワガタ、ヒオドシチョウなど、雑木林や自然林に生息する種も確認されています。

(4) 水生生物

河口・干潟にはトビハゼ、ハクセンシオマネキ、シオマネキが生息するほか、入り江やため池にも貴重な生き物が生息しています。魚類では浦之名川でアリアケギバチ、カマキリ（アユカケ）が確認されています。淡水産貝類ではイシガイなどが確認されています。

(5) 外来種

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）により、生態系に悪影響を及ぼすと考えられる海外起源の生物の飼育、栽培などが規制されています。

本市にもウシガエル、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、オオキンケイギク、オオフサモといった特定外来生物や生態系被害防止外来種リストに掲載されているスクミリンゴガイなどの生息・生育が報告されていますが、被害の実態や分布状況など、詳しい情報は把握されていません。

5 自然レクリエーションの場

本市には、鱈塚山系や双石山系などの山々とこれらに挟まれた数多くの美しい溪谷から形成された「わにつか県立自然公園」をはじめ、宮崎自然休養林や青島自然休養村、荒平山森林公園といった森林浴やハイキングなど自然とふれあえる場が整備されています。

また、河川の上流域から下流域にかけて、加江田溪谷や瓜田ダムのダム湖周辺、大淀川市民緑地などの親水空間が点在しています。さらに、一ツ葉海岸に面して広がる「阿波岐原森林公園」帯には、市民の森をはじめ、フローランテ宮崎、フェニックス自然動物園など、自然と親しみふれあうことができる場所が存在します。

第3章 環境教育

1 環境教育の協働・参加

各学校では、各教科の内容と環境を関連付けた学習、ごみの減量や分別などの5Rについて考える学習を行っています。

また、総合的な学習の時間に、花や農作物の栽培や身近な環境についての実態調査や発表を行ったり、特別活動や市民一斉清掃で地域の清掃活動を行ったりするなど、さまざまな環境に関する体験活動を行っています。

地域では、身近な川や池で水生生物調査や水質調査を行い、ホタルの飛翔を目指す河川浄化活動や、豊かな自然を次の世代に引き継いでいくために、幼児期からあらゆる世代が環境の保全についての理解と関心を深めることができる環境学習を支援しています。

そのほか、学校や各種会合等での出前講座、市民を対象としたごみ処理施設（エコクリーンプラザみやざきなど）の見学会、こども自然体験教室の開催、各種団体等が主催する学習会や自然観察会への環境学習パートナーの派遣など、さまざまな機会を通じて環境学習の推進を図っています。

また、環境教育を推進するための基盤整備として、環境学習指導者養成講座を開催し、地域などで環境活動のリーダーとなる人材の育成を行っています。

2 環境への取組

宮崎市自治会連合会が主催する「市民一斉清掃」などの地域環境美化活動のほか、22の地域自治区にある地域まちづくり推進委員会や市民活動団体が実施する環境保全のための取組を支援するなど、持続可能な地域づくりを目指して、多様な主体が自発的に取り組む環境保全活動の推進を図っています。

また、平成10年度には公園愛護会制度を発足し、「自分たちの公園は自分たちできれいにしよう」を合言葉に地域住民が自主的な奉仕活動を行っています。

さらに、本市では、平成18年度から「みやざきエコアクション認証制度」を導入し、本市独自の環境マネジメントシステム規格に基づき、環境にやさしい事業活動に継続的に取り組む事業者を認証・登録することで、事業者の自主的な環境保全活動を推進しています。

このほか、環境家計簿を活用しながら省エネルギー活動を実践し、家庭生活の中での具体的な環境配慮行動の取組を促進することで、環境にやさしいライフスタイルの普及・定着化を図っています。

3 環境情報

本市では、環境白書や廃棄物白書において、毎年、環境の現状を報告しています。

また、宮崎市ホームページや広報紙をはじめ、フェイスブック、ケーブルテレビなどの媒体、各種イベント等を通じて、環境関連の情報発信、普及・啓発を行っています。



みやざきエコアクション認証マーク

第3部 施策の実施状況

第3部 施策の実施状況

1 第三次宮崎市環境基本計画の構成

目指す環境像 『太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市「みやざき」』

長期的目標 低炭素社会の構築		
I ～再生可能エネルギーの利用や省エネルギーを推進する地球環境に優しい都市～		
取り組みの方向性		主な取組
1	エネルギー使用による環境負荷を低減できるまち	① 再生可能エネルギーの利用促進 ② 省エネルギーの推進 ③ 既存ストックの有効活用 ④ 地域循環・地産地消の推進
2	環境にやさしいコンパクトなまち	① 公共交通機関の利用促進 ② 歩いて暮らせるまちづくりの促進 ③ 自転車の利用環境の向上 ④ 安全な道路空間の創出
3	地球温暖化対策のためにできることを一人ひとりが実践するまち	① 低炭素製品・サービスの選択 ② ライフスタイルの転換
長期的目標 循環型社会の形成		
II ～ごみの減量やリサイクルを推進し、限りある資源を大切に作る都市～		
取組の方向性		主な取組
1	ごみの減量やリサイクルに取り組むまち	① 5Rの推進 ② 廃棄物の適正な処理の推進 ③ 不法投棄防止対策の推進
2	水資源を適正に保全し、有効に活用するまち	① 水環境への負荷の低減 ② 水需要対策の推進 ③ 水源涵養
長期的目標 自然環境の保全		
III ～自然と人が共生し、豊かな恵みを未来につなぐ都市～		
取組の方向性		主な取組
1	自然環境を守り、次世代につないでいくまち	① 自然環境の保全 ② 森林・農地の保全・活用
2	多様な生き物と人が共存・共生するまち	① 生物多様性への理解の浸透 ② 貴重な動植物の保護
3	豊かな自然とふれあうことのできるまち	① 自然とのふれあいの推進
長期的目標 生活環境の保全		
IV ～花と緑に囲まれ、健康で快適に暮らせる都市～		
取組の方向性		主な取組
1	花と緑が豊かな、快適に生活できるまち	① 花と緑の保全・創出 ② 美しく魅力ある景観づくり ③ 公園・緑地の確保 ④ 快適な都市空間の確保
2	歴史・文化資源を守り、生かし、継承していくまち	① 史跡の保存整備と活用 ② 天然記念物や史跡、埋蔵文化財の保護
3	安全・安心で健康に暮らせるまち	① 公害・汚染の未然防止 ② ヒートアイランド対策の推進 ① 暑熱環境への適応の対応 ② 自然災害への備えと対応
長期的目標 環境教育の推進		
V ～豊かな自然を守り育み、未来につなぐ人材を共に育成する都市～		
取組の方向性		主な取組
1	持続可能な社会を創る人材を共に育成するまち	① 人材の育成・活動支援 ② 多様な主体と連携した環境教育の推進
	環境に関する活動や取組が自発的にできるまち	① 環境保全活動・環境配慮行動の推進 ② 市民活動の推進
	環境に配慮した社会・経済活動ができるまち	① 環境に配慮した事業活動の推進 ② 事業者の環境管理意識の向上

2 個別施策の目標値及び実績一覧

長期的目標 I 低炭素社会の構築

～再生可能エネルギーの利用や省エネルギー
を推進する地球環境にやさしい都市～

施策No.	個別施策	施策進捗度 (単位)	基準値	当年度		最終目標値
				目標値	実績値	
				① 平成28年度 (2016年度)	② 令和元年度 (2019年度)	
1	太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの利用に関する市民・事業者意識の啓発を進め、普及促進を図ります。	太陽光発電設備導入容量 (10kW未満)(kW)	56,667	67,339	70,194	106,681
2	公用車への次世代自動車の導入に努めます。	松橋駐車場、第四庁舎駐車場の公用車の次世代自動車台数(台)	2	2	2	10
3	農業用施設における省エネルギー対策資機材や化石燃料暖房機の代替資材等の導入を推進します。	施設園芸における燃油使用削減量(kl)	285	250	197	250
4	住宅の断熱性能向上に繋がる製品等に関する情報を提供し、エネルギー効率の高い居住環境の創出を図ります。また、住宅の省エネルギー性能を表示した住宅性能表示制度について広く市民に周知・広報します。	建築物省エネ法届出率 (300㎡以上)(%)	88	90以上	95	90以上
5	小中学校のトイレの洋式化を図ることで、省エネルギーを推進します。	小・中学校のトイレの洋式化率(%)	33.1	37.1	37.3	-
6	持続可能な、最適な公共施設サービスを提供するため、「総量の最適化」に取り組みます。	-	-	-	-	-
7	堆肥舎や堆肥生産機械等の整備を進めることで、家畜排せつ物の適正処理を促進するとともに、堆肥の有効利用を促進し、地域環境と調和した畜産経営の確立を図ります。	簡易堆肥施設等を整備している畜産農家の割合(%)	82.1	84.0	86.0	87.6
8	宮崎市自然休養村センターで温泉とともに噴出する天然ガスの有効活用及び天然ガスの大気放散削減による地球温暖化防止に取り組みます。	天然ガス利用率(%) [自然休養村センター]	79.7	73.3	75.6	73.3
9	市内の公立小中学校の給食では、地場産物の活用を促進します。	学校給食における地場産物の使用割合(%)	39.3	42.0	39.5	45.0
10	下水道資源(下水汚泥・下水処理水・消化ガス)の有効活用を維持します。	消化ガスの発生量 [大淀処理場] (Nm3)	1,617,000 (H27基準)	1,680,000	1,749,653	1,812,000
		乾燥肥料の生産数量 [宮崎処理場] (袋)	88,000 (H27基準)	88,000	80,352	88,000
11	交通機関や地域住民と連携し、路線バスの維持・存続やコミュニティバス等の運行など、地域における交通ネットワークの構築にむけて取り組みます。	主要バスターミナルにおける路線バス乗降客数(千人)	1,445	1,459	1,626	1,469
12	電線類の地中化等を推進します。	道路改良事業による電線共同溝整備路線累計延長(km)	3.99	5.25	5.25	5.96
13	自転車通行空間整備を促進するなど、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる道路空間の確保に努めます。	自転車通行空間の整備路線延長(km)	4.8	15.3	16.7	26.8
14	不法占用物件等に対する是正指導を徹底し、道路占用の適正化を推進します。	不適合物件や不法占用物件の是正(改善・撤去・申請)件数(件)	204	300	317	150
15	次世代自動車の利用に関する市民・事業者意識の啓発を進め、導入促進を図ります。	市域から排出される二酸化炭素(運輸部門)削減率(%)	0 (H25年度)	6.5	2.4	19.5

施策No.	個別施策	施策進捗度 (単位)	基準値	当年度		最終目標値	
				目標値			実績値
				① 平成28年度 (2016年度)	② 令和元年度 (2019年度)		
16	温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画である「宮崎市地球温暖化対策実行計画」を推進し、市自らが率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。	市役所から排出される温室効果ガス削減率(%)	0 (H25年度)	6.1	4.6	30.6	
17	多様な主体で組織する「宮崎市地球温暖化対策地域協議会」を通じて、日常生活に起因する温室効果ガスを削減・抑制するための具体的な対策を実践します。	市域から排出される温室効果ガス削減率(%)	0 (H25年度)	6.1	16.1	18.4	
18	環境にやさしい賢い選択の普及・定着を図ります。	環境に関する啓発イベント参加者数(人)	17,650	17,800	22,442	18,200	

長期的目標Ⅱ 循環型社会の形成

～ごみの減量やリサイクルを推進し、^{まち}限りある資源を大切に作る都市～

施策No.	個別施策	施策進捗度 (単位)	基準値	当年度		最終目標値	
				目標値			実績値
				① 平成28年度 (2016年度)	② 令和元年度 (2019年度)		
19	循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制と再生利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進します。	市民1人1日あたりのごみ排出量(g)	970	962	971	939	
20	エコクリーンプラザみやぎに搬入されたごみを選別・処理し、適正な最終処分を推進します。	再生利用率(%) (リサイクル率)	15.8	15.4	15.3	17.0	
		最終処分率(%)	12.3	12.4	11.5	11.0	
21	5R運動の取組の周知に努め、家庭ごみの減量化、資源化を推進します。	ごみ減量アドバイザーの派遣回数(累計)(回)	208	450	463	2,150	
22	家庭から出る生ごみの自家処理を進め、生ごみの減量化と堆肥化による循環型社会を推進します。	生ごみ処理機器の補助・支給件数(累計)(件)	483	900	948	4,500	
23	学校給食に伴い発生する生ごみの堆肥化等を推進します。	学校給食の生ごみリサイクル率(%)	100	100	100	100	
24	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物処理施設等への立入検査や排出事業者への指導等を実施し、産業廃棄物の適正処理を推進します。	産業廃棄物処理業者への立入検査率(%)	100	100	100	100	
25	建設リサイクル法の規定に基づき、届出等を徹底させるとともに、分別解体の実施状況の確認及び無届工事の監視のためのパトロールを定期的実施します。	建築リサイクルパトロール実施率(%)	63	60以上	61.5	60以上	
26	農業生産に伴い排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図ります。	農業用廃プラスチックの不法投棄件数(件)	0	0	0	0	
27	公共用水域の水質状況を把握するため、定期的に水質測定を行い、事業場への立入検査を実施するとともに、市民・事業者・関係機関が一体となって、河川浄化の取組を推進します。	公共用水域環境基準(BOD)達成率(%)	100	100	100	100	
28	浄化槽管理者に対し、保守点検、清掃及び法定検査(水質検査)を行うよう啓発・指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進します。	浄化槽の法定検査受検率(%)	61.6	67.5	64.6	70.4	
29	下水道や農業集落排水への接続及び公設浄化槽の設置を推進し、水洗化率の向上を図ります。	生活排水処理率(%)	91.8	94.7	93.4	97.7	

施策No.	個別施策	施策進捗度 (単位)	基準値	当年度		最終目標値
				目標値	実績値	
				① 平成28年度 (2016年度)	② 令和元年度 (2019年度)	
30	水道施設の計画的更新や耐震化を推進し、安全で良質な水を安定的に供給できるライフラインの構築を図ります。	水道管路(口径150mm以上)耐震化率(%)	37.3	39.0	40.4	-
31	森林の有する多面的機能を発揮するため、森林所有者、事業者、行政などの多様な主体が連携して適切な森林施策に取り組みます。	植林面積(ha)	123	175	153	238

長期的目標Ⅲ 自然環境の保全

～自然と人が共生し、
豊かな恵みを未来につなぐ都市～

施策No.	個別施策	施策進捗度 (単位)	基準値	当年度		最終目標値
				目標値	実績値	
				① 平成28年度 (2016年度)	② 令和元年度 (2019年度)	
32	防風・防潮といった公益的機能を有し、貴重な観光資源でもある海岸松林を守るため、市民・関係団体・行政が協力して海岸松林の保護・育成に取り組みます。	森林ボランティア参加者数(人)	950	1,000	556	1,000
33	良好な自然環境や景観を形成している緑地の保全並びに樹木の保全を図ります。	緑の保全地区総面積(ha)	34.9	34.9	34.9	35.9
		郷土の名木指定本数(本)	165	167	154	175
34	農業委員会やJAなどと連携し、市民農園制度の適切な運用に努めます。	市民農園の設置区画数(区画)	406	406	457	406
35	農道や水路の草刈りや泥上げ、景観形成のための植栽など、土地改良施設の適切な維持管理及び農村環境の保全活動を推進します。	多面的機能支払交付金事業に取り組む組織数(地区)	92	90	97	90
36	遊休農地の解消と発生の未然防止に努めます。	遊休農地率(%)	2.6	1.6	2.7	1.0
37	ホテルが生息する地域をモデル地区及び保存地区とし、豊かな水辺環境づくりを支援します。	ホテル保護河川総延長(m)	5,770 (H29年度)	5,770	5,255	5,770
38	自然環境に配慮した多自然川づくりへの取り組みを進めます。	多自然川づくり工法による護岸整備・改修延長(m)	3,300	4,058	4,011	4,000
39	国や県と一体となって、重要な野生動植物とその生息・生育地の保護を図ります。	野生動植物の重要生息地(箇所)	2	3	2	4
40	県内唯一の動物園である宮崎市フェニックス自然動物園を、いのちのつながりや大切さを伝え、生き物とふれあい体感する場として活用を図ります。	-	-	-	-	-
41	子どもたちの「生きる力」を育むため、気軽に参加できる自然体験や自然レクリエーションの場を設けます。	子ども自然体験活動参加者数(人)	1,085	1,130	1,146	1,130

長期的目標Ⅳ 生活環境の保全

～花と緑に囲まれ、
健康で快適に暮らせる都市～

施策No.	個別施策	施策進捗度 (単位)	基準値	当年度		最終目標値
				目標値	実績値	
			① 平成28年度 (2016年度)	② 令和元年度 (2019年度)	③ 令和元年度 (2019年度)	④ 令和9年度 (2027年度)
42	市庁舎及びその周辺の緑化を推進します。	市庁舎の緑化率(%)	20 (H29年度)	20	20	20
43	市民・事業者等の花のまちづくりに対する意識と知識の向上を図るための取組を進めます。	花と緑の推進事業参加者数(人)	1,260	1,280	2,562	1,360
44	モデル的農村景観の掘り起こしを行いながら、地域住民と一体となった保全活動に取り組みます。	農村景観保全活動の支援を行う地区数(地区)	2	2	2	2
45	多様な主体と連携し、日南海岸沿道を美しく保ちます。	日南海岸沿道修景保全活動回数(回)	5	5	3	5
46	公園利用者のニーズや地域の特性を生かし、公園や緑地等の整備を進めます。	市民1人あたりの都市公園面積(m ² /人)	22.89	23.40	23.49	23.54
47	維持管理に配慮した効果的な緑化を推進するなど、周辺環境に配慮した街路整備を進めます。	道路改良事業による植樹帯・植樹樹整備路線延長(km)	72.21	73.48	73.37	75.15
48	生目古墳群、蓮ヶ池横穴群、穆佐城跡、佐土原城跡、本野原遺跡を、歴史と自然が融合した史跡公園等として整備し、市民の憩いの場、学習の場として活用します。	整備済みの史跡公園箇所数(累計)(箇所)	2	2	2	5
49	史跡や天然記念物などの文化財を適切に保護・管理するとともに、歴史・文化資源の情報の発信や活用を進めます。	地域の文化財保存会等への文化財の保護管理委託件数(件)	34	34	44	34
50	大気汚染防止法、悪臭防止法や宮崎市公害防止条例など、それぞれの基準を超過しないよう未然防止に努めます。	大気環境基準達成率(%)	91.2	91.2	91.2	91.2
51	特定粉じん排出等作業現場における立入検査を実施します。	アスベスト除去現場への立入検査実施率(%)	100	100	100	100
52	市民の快適な住環境を保全するため、騒音の状況把握に努めます。	自動車騒音測定における環境基準達成率(%)	87.5	87.5	100	87.5
53	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川、地下水、土壌の汚染状況を把握するため、定期的に環境測定を行います。また、対象施設への立入検査を実施します。	ダイオキシン類の環境基準達成率(%)	100	100	100	100
54	公園や街路等の公共空間への緑化を行うとともに、一定規模の建築行為等における緑化の届出を義務付け、助成を行うことで、都市緑化の推進を図ります。	緑化総創出面積(ha)	5.1	13.1	12.2	45.1
55	関係機関と連携して、熱中症の予防や対処法に係る情報提供及び注意喚起を行い、地球温暖化に適応したライフスタイルを推進します。	熱中症予防対策における休息所施設数(箇所)	128	136	139	161
56	地震や津波、台風などの初動時に迅速に対応し、被害を最小限に抑えるため、情報基盤の充実強化を図ります。	宮崎市防災メール登録者数(人)	30,691	39,000	41,560	62,000
57	地域の災害に対する「自助」、「共助」の体制を強化するとともに、市民の防災意識の向上を図るため、自主防災組織の結成促進を図ります。	自主防災組織の結成率(%)	84.8	87.5	87.4	90.0

長期的目標V 環境教育の推進

～豊かな自然を守り育み、
未来につながる人材を共に育成する都市～

施策No.	個別施策	施策進捗度 (単位)	基準値	当年度		最終目標値
				目標値	実績値	
			① 平成28年度 (2016年度)	② 令和元年度 (2019年度)	③ 令和元年度 (2019年度)	④ 令和9年度 (2027年度)
58	環境学習指導者養成講座を開催し、地域の環境活動を推進する人材を養成します。	環境学習指導者養成講座 修了者数(累計)(人)	201	246	229	366
59	大淀川学習館を適切に管理運営し、環境学習企画展や各種講座を実施します。	大淀川学習館の利用者数 (人)	183,485	185,000	177,860	185,000
60	地域住民や市民団体、事業者等との連携を図り、気軽に参加できる環境学習の機会の拡充や支援を行います。	環境学習パートナー派遣回数(回)	20	31	26	36
61	小中学校における環境教育を推進します。	特色ある環境活動の実施 学校数(校)	73	72	72	72
62	市民参加により、日頃清掃の行き届かない公共の場所などの清掃を実施し、地域環境の美化を推進します。	「環境美化の日」と「市民一斉清掃」への参加自治会の 平均割合(%)	72.73	75.0	74.6	75.0
63	多様な主体が参加する、青島・日南海岸清掃活動を支援します。	青島・日南海岸の清掃活動 回数(回)	313	310	389	310
64	環境に関する地域活動の取り組みを推進します。	環境に関する事業を実施する 地域まちづくり推進委員 会数(団体)	27	27	27	27
65	環境改善や環境保全に取り組む市民・市民活動団体の活動に対し、市との協働も含め支援します。	市民活動支援補助金申請 団体のうち環境活動を行う 団体数(団体)	1	1	2	1
66	地域における自主的な花のまちづくりを推進するために、市民団体等の支援・育成を行います。	花いっぱい推進事業参加 団体数(団体)	573	575	533	583
67	環境保全型農業等の取組を支援し、環境への負担軽減、保全効果の高い営農活動を推進します。	環境保全型農業の取組者 数(人) 環境保全型農業の取組面 積(a)	79 15,311	79 15,311	58 11,346	79 15,311
68	稚魚・稚貝の放流により、水産資源の保護・増殖を図ります。	海面及び内水面への種苗 放流回数(回)	11	10	11	10
69	地区計画、宮崎市開発指導要綱、市街化調整区域内の立地に関する審査基準、宮崎市開発審査会付議基準などにに基づき、開発行為や建築行為に対する適切な指導・助言を行います。	開発許可申請に対する指 導・助言率(%)	100	100	100	100
70	開発行為事前指導申出において、関係部局との調整及び宮崎市開発指導要綱に基づき、開発区域の地形及び地質の状況に応じて、雨水の流出抑制に加え、地下水涵養(かんよう)、河川低水流量の保全等のための地下浸透施設の設置指導を進めます。	開発許可申請に対する指 導・助言率(%)	100	100	100	100
71	市独自の事業者版環境マネジメントシステムの普及を図り、事業者の自主的な環境保全活動を促進します。	みやざきエコアクション認証 登録事業者数(累計)(事業 者)	180	195	199	235

第4部 生活環境の現況と対策

第1章 大気環境

第2章 水環境

第3章 土壌環境・地盤環境

第4章 騒音・振動・悪臭

第5章 ダイオキシン類

第6章 環境相談

第7章 特定工場における公害防止の取組

第4部 生活環境の現況と対策

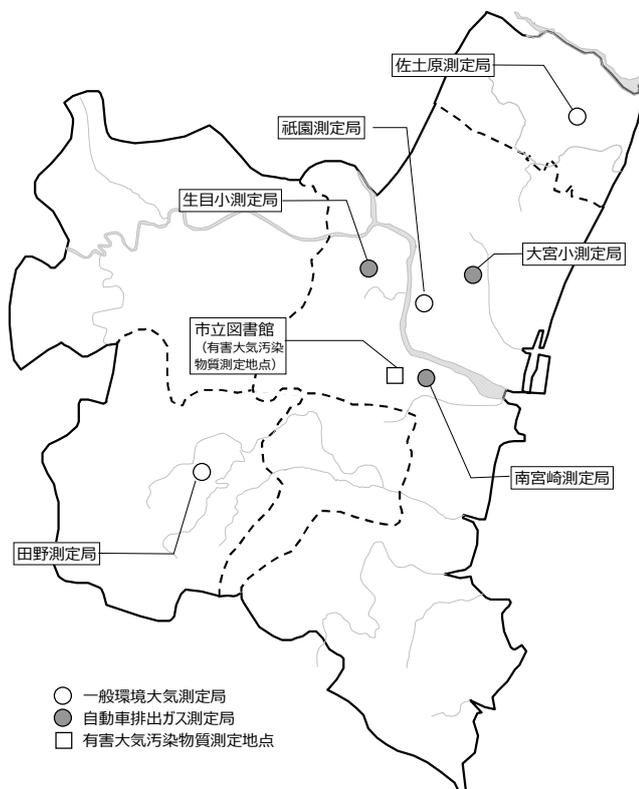
第1章 大気環境

1 概況

本市では、大気汚染の状況を常時監視するため、一般環境大気測定局3局と自動車排出ガス測定局3局を設置しています。

測定したデータについては、テレメータシステムにより県の中央監視局を経て宮崎市大気汚染常時監視測定局（環境保全課）に伝送され、常時監視を行っています。

また、平成8年5月に改正された大気汚染防止法に『地方公共団体は有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するための調査の実施に努めなければならない』とあり、市立図書館1地点で毎月1回有害大気汚染物質の測定を実施しています。



宮崎市大気汚染常時監視測定局

区分	測定局名 (所在地)	用途地域	測定項目							
			二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	微小粒子状物質
一般環境大気測定局	佐土原測定局 (佐土原町下田島20660)	商業	○		○	○			○	○
	祇園測定局 (祇園2丁目135)	準工業	○	○	○	○			○	○
	田野測定局 (田野町甲2818)	第1種住居	○			○			○	○
自動車排出ガス測定局	大宮小学校測定局 (下北方町849)	第2種住居		○		○	○	○		○
	南宮崎測定局 (中村東3丁目2-27)	商業		○		○		○		
	生目小学校測定局 (大字浮田2751-14)	調整			○			○		○

※ 大宮小学校測定局は平成29年4月から測定開始。(高千穂通測定局での測定は平成29年3月まで)

令和元年度の常時監視測定結果から本市の大気汚染の状況を見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素及び微小粒子状物質 (PM2.5) については全ての測定局で環境基準を達成しています。

光化学オキシダントについては、測定を行った全ての測定局で、環境基準を達成しませんでした。そのうち佐土原測定局において、注意報発令基準を超過したため、観測開始以来初の注意報発令が行われました。

環境基準達成状況

項目	測定局数	測定結果
二酸化硫黄 (SO ₂)	3	全測定局で環境基準を達成
二酸化窒素 (NO ₂)	3	全測定局で環境基準を達成
光化学オキシダント (Ox)	3	全測定局で環境基準を未達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	5	全測定局で環境基準を達成
一酸化炭素 (CO)	1	全測定局で環境基準を達成
微小粒子状物質 (PM2.5)	5	全測定局で環境基準を達成

環境基準

「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のことで、その評価方法は短期的評価と長期的評価が示されています。

ア 短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

イ 長期的評価

(ア) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行います。

(イ) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行います。

ただし、上記の評価方法に関わらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とします。

(ウ) 微小粒子状物質

微小粒子状物質のばく露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、ばく露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行います。

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較します。

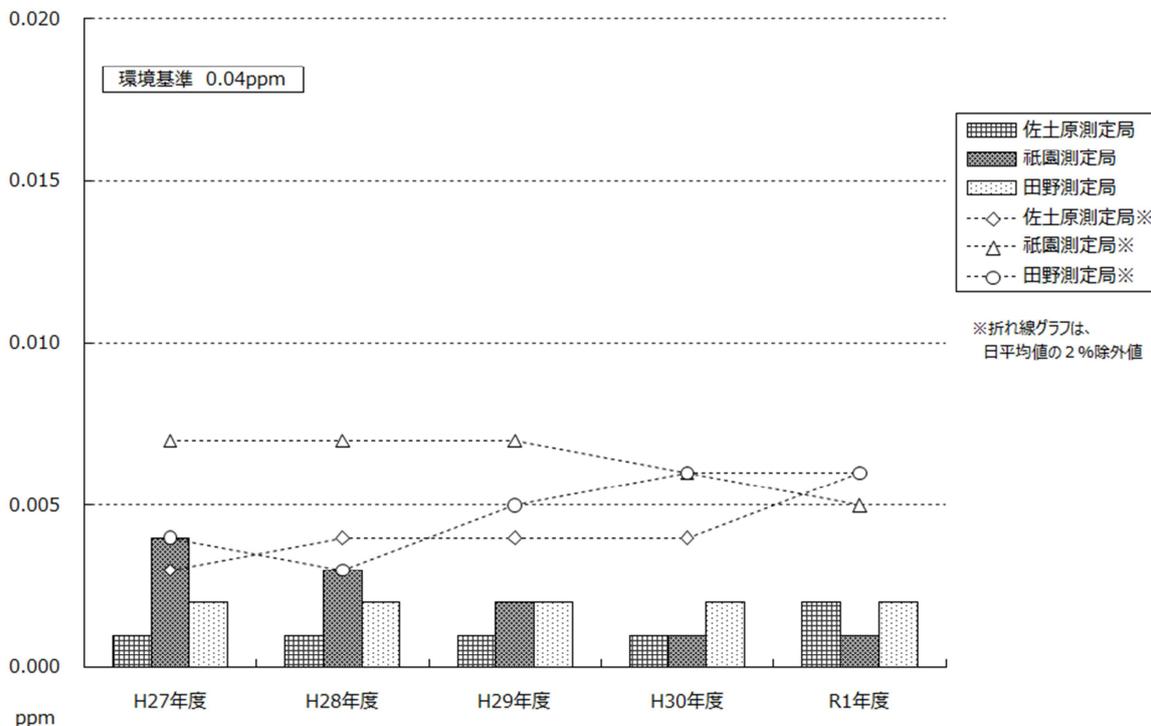
短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセントイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較します。

(1) 汚染物質別の大気状況

ア 二酸化硫黄 (SO₂)

佐土原測定局、祇園測定局及び田野測定局の計3局で常時測定を行いました。各測定局における測定結果は資料編<表-1> (P91) のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成しています。

過去5年間の年平均値の推移は下図のとおりです。



大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。

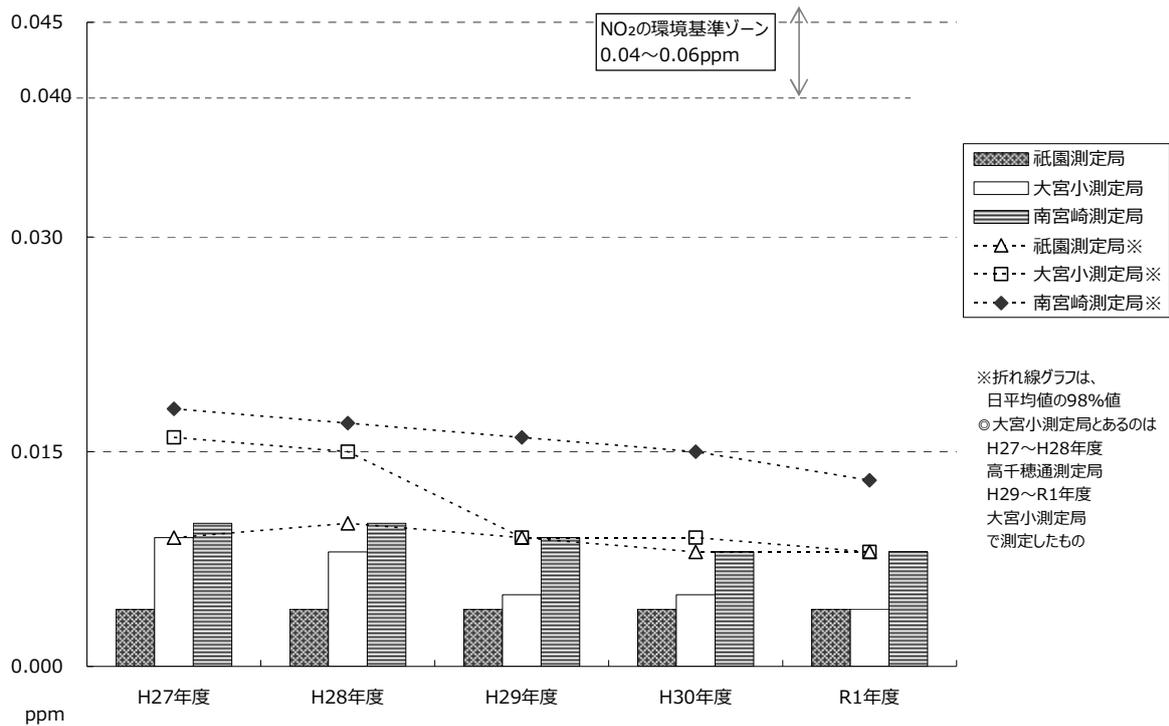
※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

イ 窒素酸化物 (NO+NO₂)

祇園測定局、大宮小学校測定局及び南宮崎測定局の計3局で常時測定を行いました。各測定局における測定結果は、資料編<表-2~4> (P91~92) のとおりです。

二酸化窒素の環境基準の評価基準である日平均値の年間98%値は、全ての測定局で基準値の0.06 ppmを下回っており、環境基準を達成しています。

過去5年間の二酸化窒素 (NO₂) の年平均値の推移は次の図のとおりです。



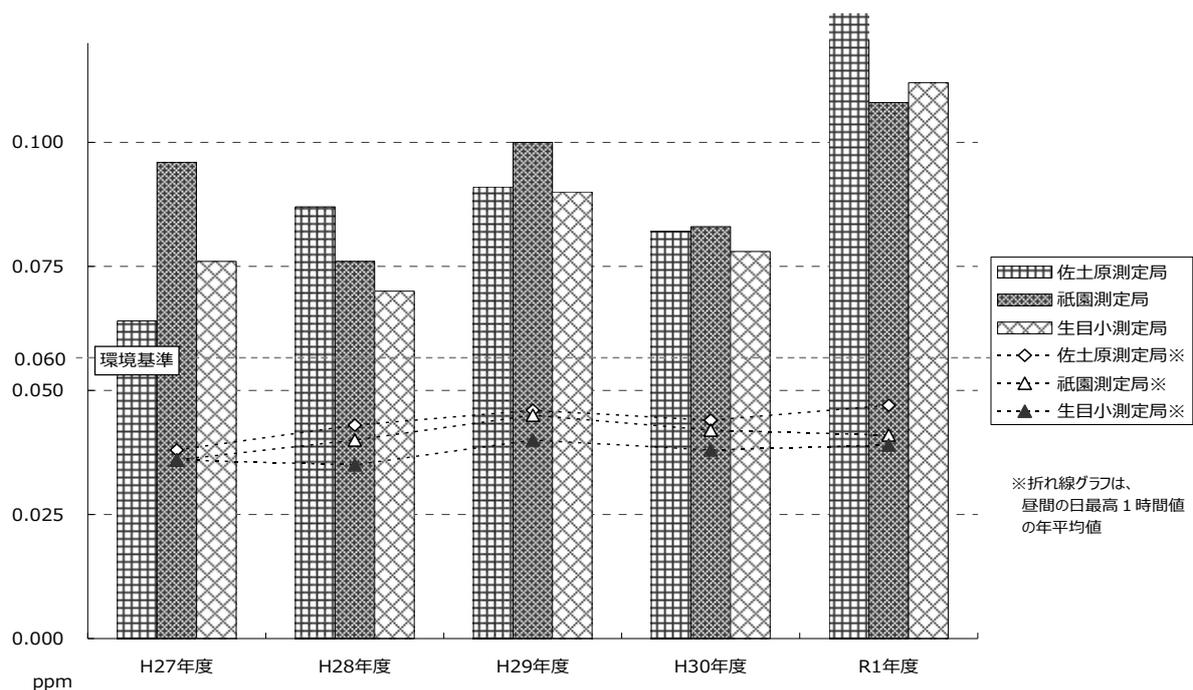
大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

ウ 光化学オキシダント (O_x)

佐土原測定局、祇園測定局及び生目小学校測定局の計3局で常時測定を行いました。過去5年間の、昼間の1時間値の最高値の推移は下図のとおりです。



測定局における測定結果は資料編<表-5> (P93) のとおりで、全測定局で環境基準を超えた時間があり、環境基準を達成しませんでした。そのうち佐土原測定局において、注意報発令基準を超過したため、観測開始以来初の注意報発令が行われました。

光化学オキシダント濃度を上昇させる要因としては、地域での生成、大陸からの移流と成層圏オゾンの大気沈降などが考えられています。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。

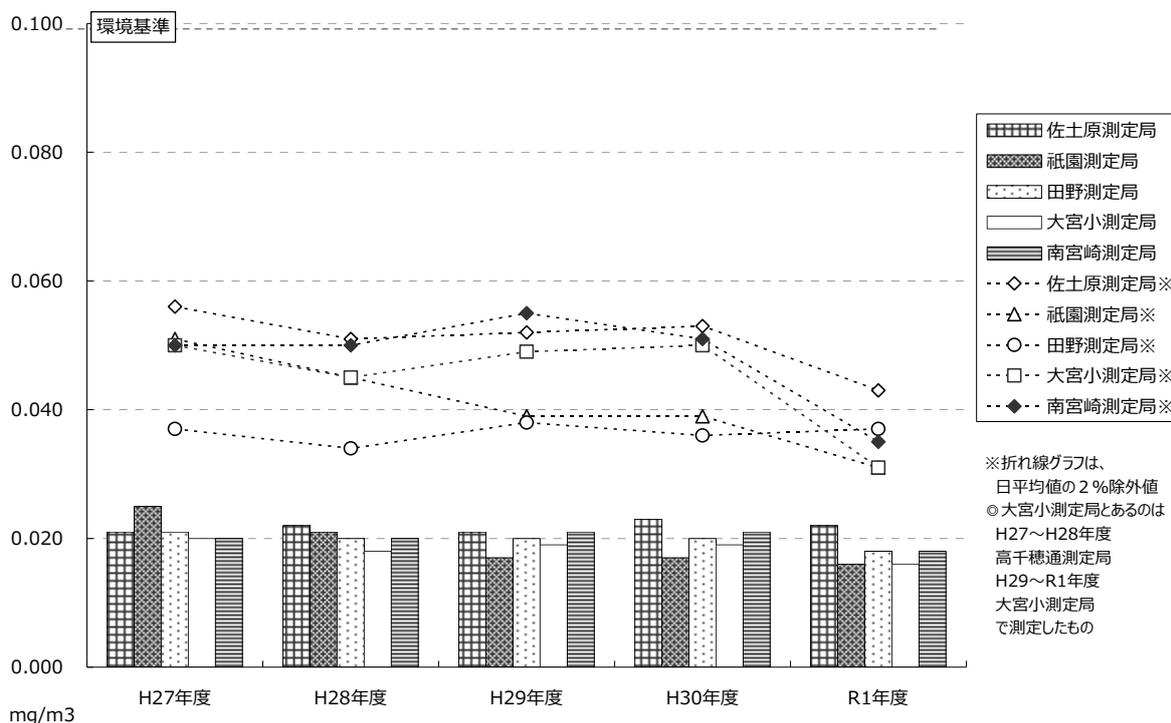
※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

エ 浮遊粒子状物質 (SPM)

佐土原測定局、祇園測定局、田野測定局、大宮小学校測定局及び南宮崎測定局の計5局で常時測定を行いました。

各測定局における測定結果は資料編<表-6> (P93) のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成しています。

過去5年間の年平均値の推移は下図のとおりです。



大気汚染に係る環境基準

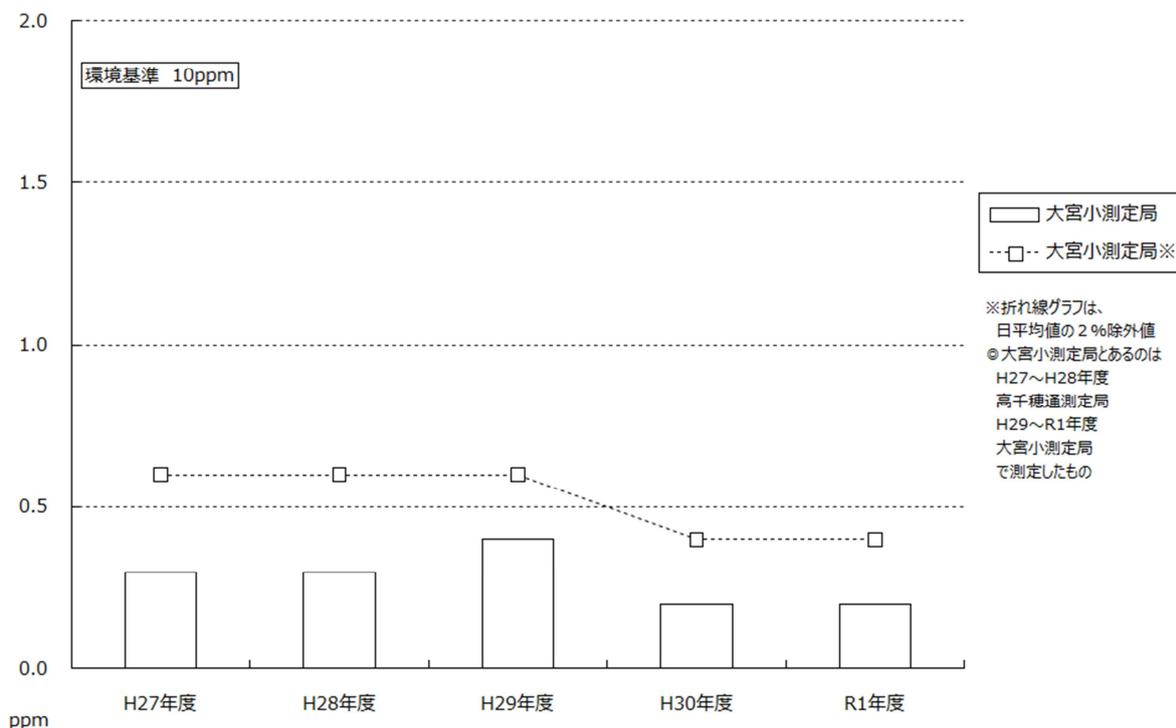
物質	環境上の条件
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

オ 一酸化炭素 (CO)

大宮小学校測定局で常時測定を行いました。測定結果は資料編<表-7> (P94) のとおりで、環境基準を達成しています。

過去5年間の年平均値の推移は下図のとおりです。



大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

カ 炭化水素 (NMHC+CH₄)

炭化水素については環境基準は定められていませんが、指針値が示されているため、大宮小学校測定局、南宮崎測定局及び生目小学校測定局の計3局で常時測定を行いました。

各測定局における測定結果は資料編<表-8~10> (P94~95) のとおりで、光化学オキシダント生成防止のための非メタン炭化水素については指針値 (午前6時から9時の3時間平均値 0.2ppmC~0.31ppmC) を超えた日はありませんでした。

備考 「ppmC」とは、メタン濃度を基準にした濃度を指す。

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

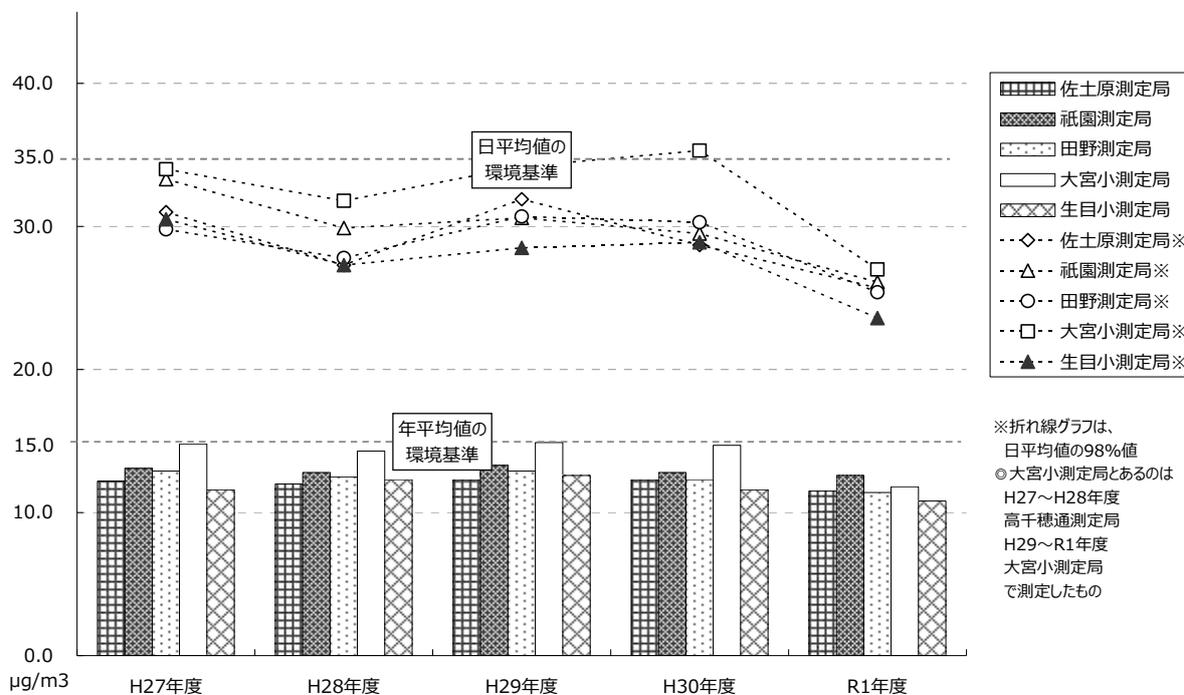
物質	指 針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06 ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20 ppmCから0.31 ppmCの範囲にある。

キ 微小粒子状物質(PM_{2.5})

佐土原測定局、祇園測定局、田野測定局、大宮小学校測定局及び生目小学校測定局の計5局で常時測定を行いました。

各測定局における測定結果は資料編<表-11>(P96)のとおりで、全ての測定局で環境基準を達成しています。

過去5年間の年平均値の推移は下図のとおりです。



大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

(2) 有害大気汚染物質モニタリング

平成10年4月から優先取組物質23物質のうち、21物質について市立図書館で月1回の調査を実施しています。

令和元年度の調査結果は下の表のとおりで、各物質の詳細については資料編<表-12> (P97)に掲載しています。

測定物質のうち、環境基準が定められている

- ・ベンゼン
- ・トリクロロエチレン
- ・テトラクロロエチレン
- ・ジクロロメタン

については、すべて環境基準を達成しています。

優先取組物質〔23物質〕

物質名	物質名
アクリロニトリル	テトラクロロエチレン
アセトアルデヒド	トリクロロエチレン
塩化ビニルモノマー	トルエン
塩化メチル	ニッケル化合物
クロム及び三価クロム化合物	ヒ素及びその化合物
六価クロム化合物	1,3-ブタジエン
クロロホルム	ベリリウム及びその化合物
酸化エチレン	ベンゼン
1,2-ジクロロエタン	ベンゾ [a] ピレン
ジクロロメタン	ホルムアルデヒド
水銀及びその化合物	マンガン及びその化合物
ダイオキシン類	

※ 「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」については、現時点では測定が困難であるため、当面クロム及びその化合物の全量(クロム換算値)を測定するものとする。

※ ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき対応している。

令和元年度有害大気汚染物質測定調査結果(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

番号	物質名	最小値 ~ 最大値	平均値	環境基準
1	アクリロニトリル	< 0.0009 ~ 0.033	0.0045	—
2	アセトアルデヒド	0.62 ~ 2.5	1.5	—
3	塩化ビニルモノマー	< 0.0005 ~ 0.016	0.0042	—
4	塩化メチル	1.0 ~ 1.5	1.3	—
5	クロム及びその化合物	0.000069 ~ 0.00087	0.00035	—
6	クロロホルム	0.068 ~ 0.36	0.15	—
7	酸化エチレン	0.023 ~ 0.12	0.053	—
8	1,2-ジクロロエタン	0.013 ~ 0.29	0.12	—
9	ジクロロメタン	0.50 ~ 1.8	0.97	150
10	水銀及びその化合物	0.0011 ~ 0.0021	0.0017	—
11	テトラクロロエチレン	< 0.0014 ~ 0.098	0.016	200
12	トリクロロエチレン	< 0.0027 ~ 0.023	0.0053	130
13	トルエン	0.80 ~ 3.1	1.4	—
14	ニッケル化合物	0.000035 ~ 0.0011	0.00056	—
15	ヒ素及びその化合物	0.000035 ~ 0.00091	0.00034	—
16	1,3-ブタジエン	< 0.0018 ~ 0.054	0.019	—
17	ベリリウム及びその化合物	< 0.0000008 ~ 0.0000038	0.0000020	—
18	ベンゼン	0.17 ~ 1.0	0.51	3
19	ベンゾ [a] ピレン	0.0000080 ~ 0.00011	0.000060	—
20	ホルムアルデヒド	0.65 ~ 1.8	1.4	—
21	マンガン及びその化合物	0.00030 ~ 0.0039	0.0022	—

※ 数値前の“<”は、測定結果が検出下限値未満のため、検出下限値を記載したものに表示。

※ 平均値には算術平均を用い、検出下限値未満は、検出下限値の1/2として計算した。

(3) 大気環境基準・指針

大気汚染に係る環境基準は、大気保全行政の目標として環境基本法に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として定められています。

この環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの10物質について定められ、炭化水素、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物については、指針が定められています。

さらに、低濃度長期ばく露による健康影響を未然に防止する観点から、有害大気汚染物質のうち、特に健康リスクが高いとされる物質であるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質が指定され、それぞれ排出抑制基準が定められています。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンに係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所には適用しない。

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値

物 質	指 針
アクリロニトリル	年平均値 2 μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μg/m ³ 以下
水銀及びその化合物	年平均値 0.04 μg/m ³ 以下
ニッケル化合物	年平均値 0.025 μg/m ³ 以下
クロロホルム	年平均値 18 μg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 μg/m ³ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 μg/m ³ 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値 0.006 μg/m ³ 以下
マンガン及びその化合物	年平均値 0.14 μg/m ³ 以下

2 大気汚染防止法に基づく規制

(1) 工場・事業場対策

大気汚染に関する法律は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）があり、規制対象工場・事業場の指導は県知事の権限とされていましたが、宮崎市が平成10年4月1日から中核市に移行し、大気汚染防止法の政令市になったため、直接指導にあたることになりました。大気汚染防止法及びみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例では、ボイラー等のばい煙発生施設、土石の堆積場等の一般粉じん発生施設及び塗装施設等の揮発性有機化合物排出施設を設置、変更又は廃止する者は宮崎市長に届け出なければならないこととなっています。

また、平成30年4月1日から新たに水銀大気排出規制が追加されました。

これらの施設は、硫酸化物、ばいじん、窒素酸化物等の排出規制、粉じん飛散防止の構造等の規制、揮発性有機化合物の排出規制又は水銀の排出規制を受けることになり、市は、これらの施設の状況について報告を求め、工場・事業場内に立ち入り、施設を検査することができることになっています。

そのため、大気汚染防止法及びみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例により規制を受けるばい煙発生施設等の施設の現況を把握するため、随時立入検査を実施し、届出内容の確認や施設の使用状況及び管理状況の確認等を行っています。

令和元年度は、35工場・事業場で76のばい煙発生施設、14の一般粉じん発生施設、1の水銀排出施設について立入検査を実施し、うち1施設で水銀の測定を実施しました。

なお、氏名等変更書及び承継届出書の未届出による指導を行った事業場が4件、設置届出書、変更届出書及び使用届出書の未届出による指導を行った事業場が2件、廃止届の提出等、その他の事項について指導を行った事業場が9件ありました。

（詳細については、資料編〈表-13~16〉（P98~99）参照）

(2) 大気汚染防止法に基づく届出事業場数

令和元年度末現在の市内の大気汚染防止法に基づく届出施設数は、ばい煙発生施設が460施設（220工場・事業場）で、そのうちボイラーが235施設を占めています。粉じん発生施設は、4種類の85施設（13工場・事業場）あり、揮発性有機化合物排出施設は2種類の2施設（2工場・事業場）あります。その他、水銀排出施設は、1種類の5施設（3工場・事業場）あります。

また、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づく届出施設数は、ばい煙発生施設が1施設（1工場・事業場）で、粉じん発生施設が82施設（17工場・事業場）あります。

その他、特定粉じんにつきましても、発生施設はありませんが、特定粉じん排出等作業実施届出件数は24件ありました。

（詳細については、資料編〈表-17~25〉（P100~104）参照）

大気汚染防止法及びみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例に基づく、ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設の届出状況（令和元年度末現在）

ばい煙発生施設				
法・条例	施設の種類		施設数	工場・事業場数
法	1項	ボイラー	235	220
	10項	直火炉	4	
	11項	骨材乾燥炉	5	
		その他乾燥炉	6	
	13項	廃棄物焼却炉	5	
	29項	ガスタービン	29	
	30項	ディーゼル機関	172	
	31項	ガス機関	4	
小計		460		
条例	乾燥炉		1	1
	小計		1	
一般粉じん発生施設				
法・条例	施設の種類		施設数	工場・事業場数
法	2項	堆積場	10	13
	3項	コンベア	59	
	4項	破砕機・摩砕機	10	
	5項	ふるい	6	
	小計		85	
条例	1項	コンベア	74	17
	2項	破砕機・摩砕機	2	
	3項	ふるい	6	
	小計		82	
揮発性有機化合物(VOC)排出施設				
法・条例	施設の種類		施設数	工場・事業場数
法	2項	塗装施設	1	2
	4項	乾燥施設	1	
	小計		2	
水銀排出施設				
法・条例	施設の種類		施設数	工場・事業場数
法	8項	廃棄物焼却炉	5	3
	小計		5	

※ 電気工作物、ガス工作物、鉱山保安法に規定するばい煙発生施設を含む。

第2章 水環境

本市では、公共用水域及び地下水の水質状況を把握するため、河川及び海域の35地点において人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び生活環境の保護の保全に関する環境基準（生活環境項目）等（＜表-3～6＞（P42～45）参照）の調査を行っています。また、国及び県において6地点（市実施地点と3地点重複）で調査が実施されています。

地下水については、31地点において環境基準項目等の調査を実施しています。

1 概況

健康項目については、8地点（相生橋、柳瀬橋、梁川流量観測所、木崎橋、庵屋橋、天神橋、石崎橋、一ツ瀬橋）で測定を実施した結果、すべての地点において環境基準を達成しました。

生活環境項目については、環境基準の類型指定（＜表-7＞（P46～47）参照）がされた10水域（大淀川下流、本庄川下流、境川、浦之名川、清武川下流、清武川上流、加江田川、石崎川、一ツ瀬川下流、日南海岸）において、水質の程度を判断するBOD及びCODの75%値は、全て環境基準を達成していました。

要監視項目については、調査を行った7地点（相生橋、柳瀬橋、木崎橋、庵屋橋、天神橋、石崎橋、一ツ瀬橋）において、全て指針値に適合していました。

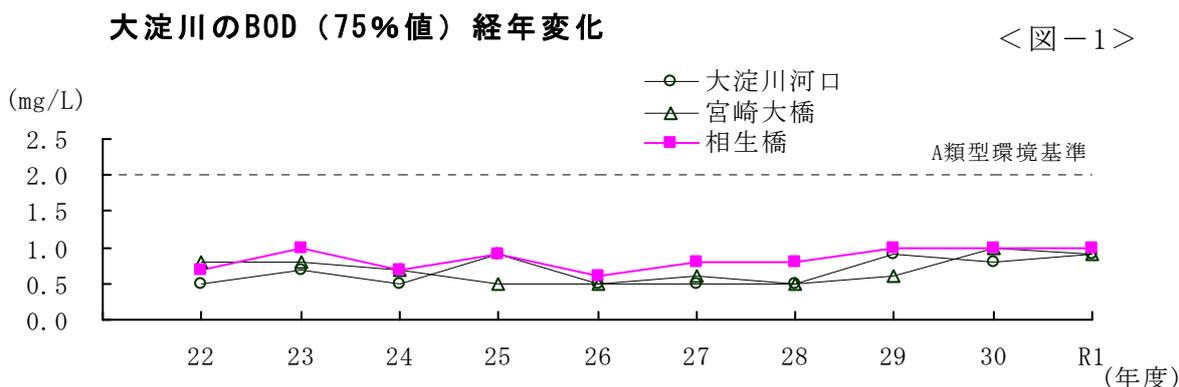
なお、地点別総括表については資料編＜表-26～29＞（P105～112）、測定地点については＜図-10＞（P41）のとおりです。

（1）水域別の水質の現況

水域別の水質状況は、水質汚濁の代表的な水質指標であるBOD及びCODの経年変化等をみると次のとおりです。

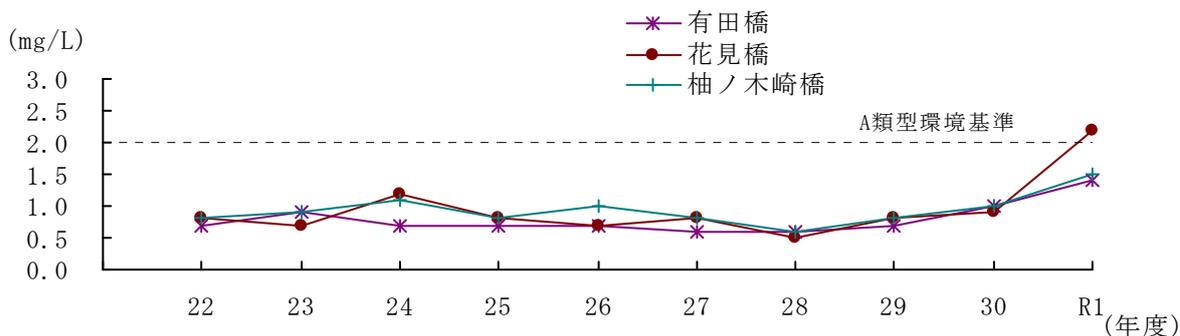
ア 大淀川

各地点のBOD（75%値）の経年変化を＜図-1＞＜図-2＞で見ると、令和元年度は、0.9 mg/L ～2.2 mg/Lの値となっています。



大淀川のBOD（75%値）経年変化

<図-2>

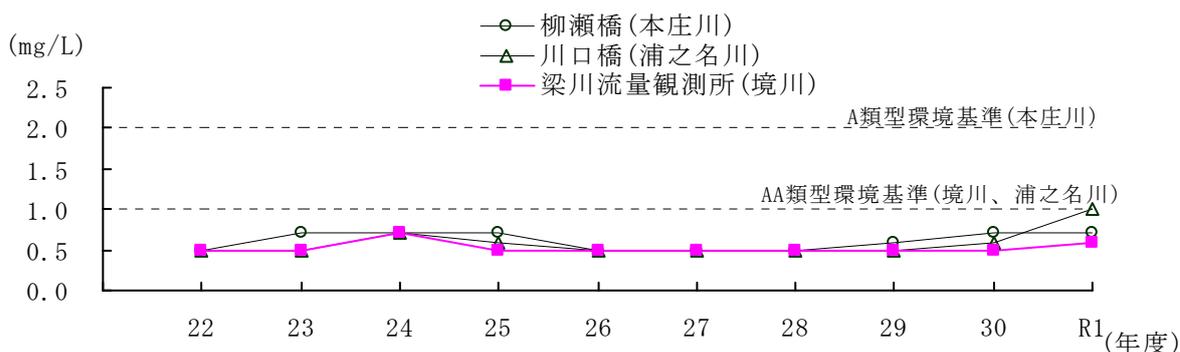


イ 本庄川、境川、浦之名川

大淀川支川の各地点のBOD（75%値）の経年変化を<図-3>でみると、令和元年度は、0.6 mg/L~1.0 mg/Lの値となっています。

本庄川、境川、浦之名川のBOD（75%値）経年変化

<図-3>

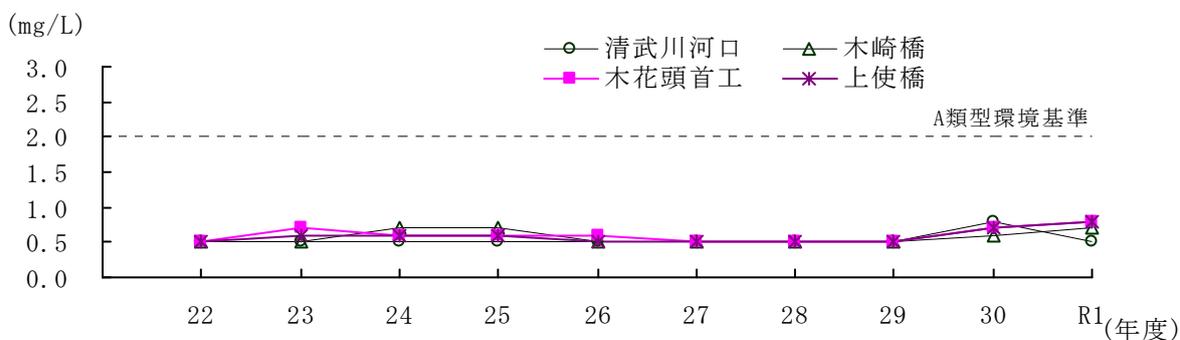


ウ 清武川

各地点のBOD（75%値）の経年変化を<図-4><図-5>でみると、令和元年度は、0.5 mg/L~0.8 mg/Lの値となっています。

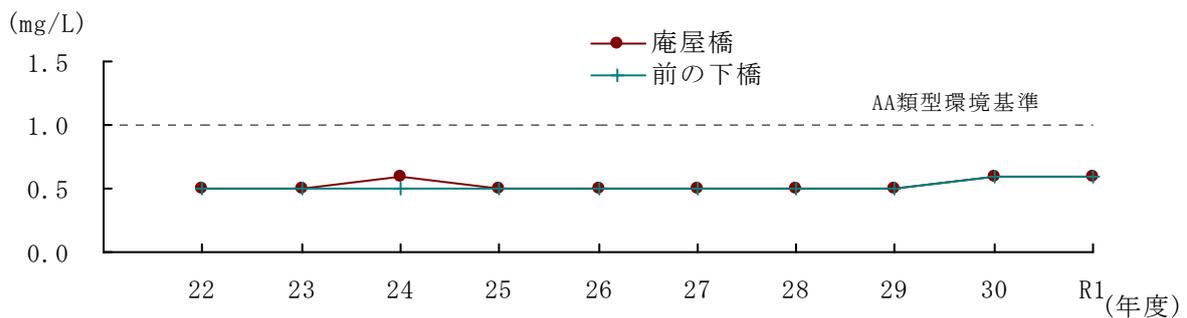
清武川のBOD（75%値）経年変化

<図-4>



清武川のBOD（75%値）経年変化

<図-5>

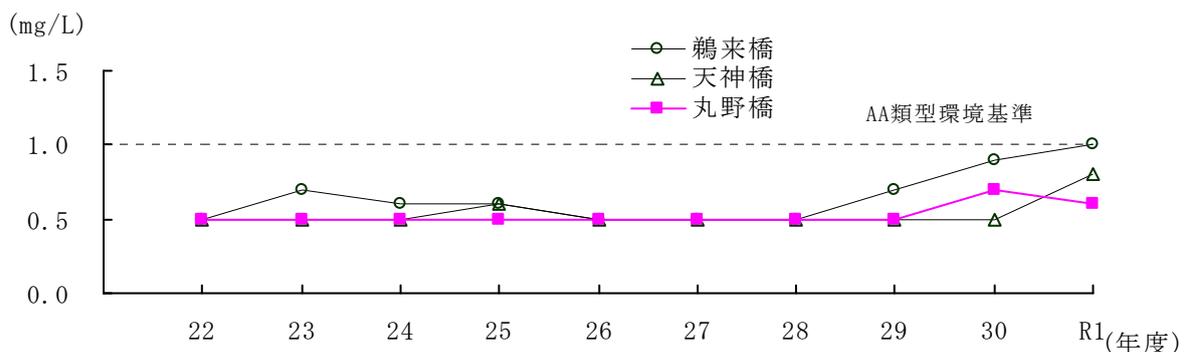


エ 加江田川

各地点のBOD（75%値）の経年変化を<図-6>でみると、令和元年度は、0.6 mg/L～1.0 mg/Lの値となっています。

加江田川のBOD（75%値）経年変化

<図-6>

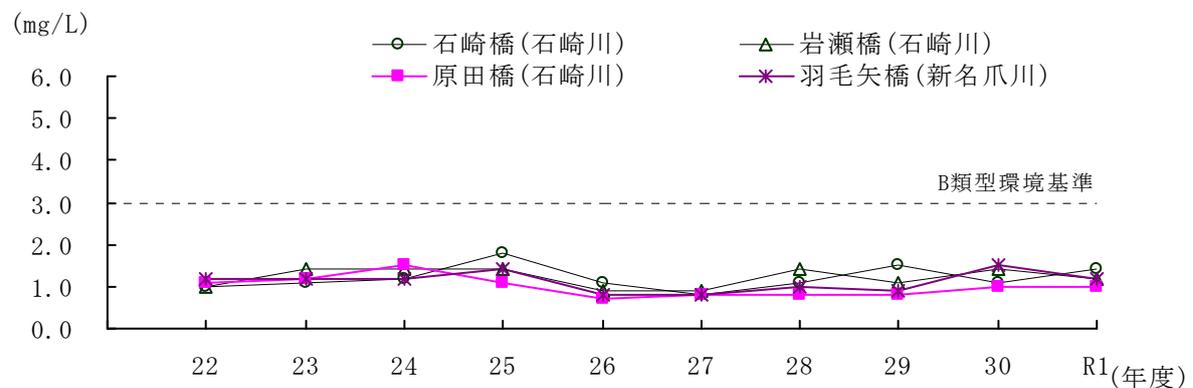


オ 石崎川、新名爪川

各地点のBOD（75%値）の経年変化を<図-7>でみると、令和元年度は、1.0 mg/L～1.4 mg/Lの値となっています。

石崎川、新名爪川のBOD（75%値）経年変化

<図-7>

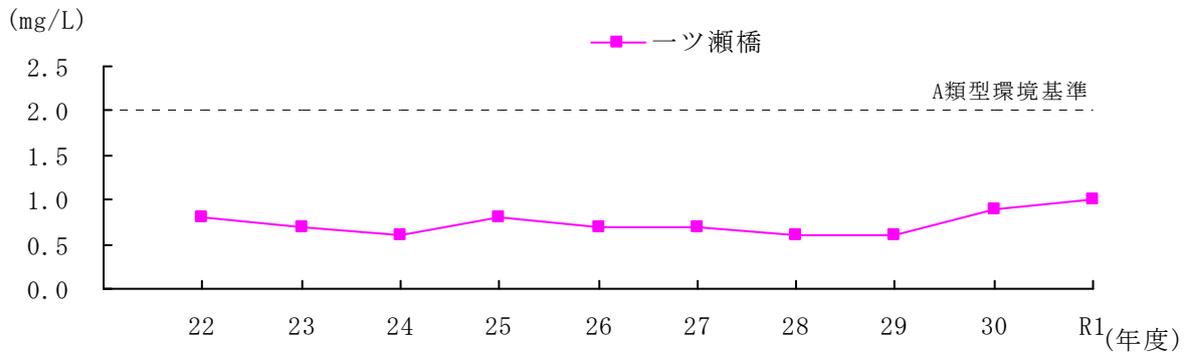


カ 一ツ瀬川

一ツ瀬橋のBOD（75%値）の経年変化を<図-8>で見ると、令和元年度は、1.0 mg/Lの値となっています。

一ツ瀬川のBOD（75%値）経年変化

<図-8>



キ その他の河川

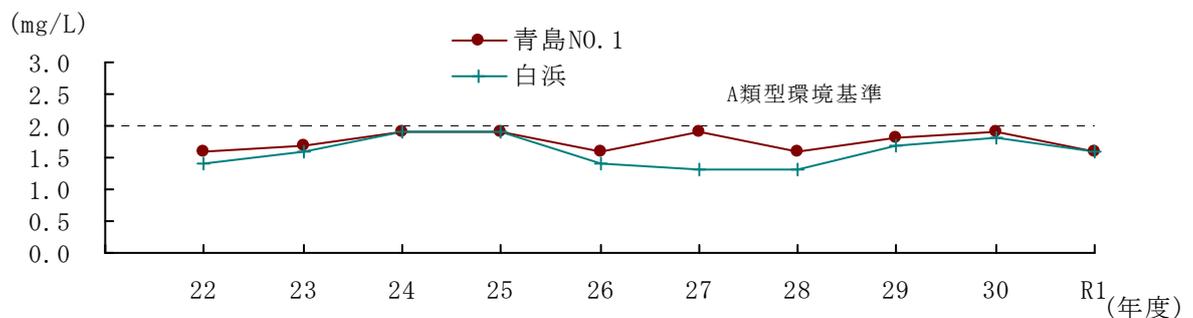
類型指定がされていない河川（八重川、大谷川、岡川、松山川、知福川、内海川及び新別府川）の令和元年度の水質測定結果は、資料編<表-27>（P108～109）のとおりです。

ク 日南海岸国定公園区域内の海域（宮崎市内）

青島海水浴場及び白浜海水浴場のCOD（75%値）の経年変化を<図-9>で見ると、令和元年度はCOD（75%値）は、1.6 mg/Lの値となっています。

青島海水浴場、白浜海水浴場のCOD（75%値）経年変化

<図-9>



ケ その他の海域

類型指定がされていない海域（サンビーチーツ葉）の令和元年度の水質測定結果は、資料編<表-27>（P108～109）のとおりです。

(2) 水浴場調査

水浴場における水質の現状を把握するため、開設前と開設中において、2回の水質検査を行いました。令和元年度の結果は<表-1>のとおりでした。

なお、判定方法は<表-2>のとおりです。

水浴場調査結果

<表-1>

水浴場名	調査期間	ふん便性大腸菌群数 最小～最大 (平均) (個/100 mL)	COD 最小～最大 (平均) (mg/L)	透明度 (m)	油膜	0-157	判定
青島	4/16	<2～<2	1.1～2.0	1<	無	不検出	AA
	4/19	(<2)	(1.5)				
	7/23	<2～<2	1.4～1.7	1<	無	不検出	-
	7/24	(<2)	(1.5)				
白浜	4/16	<2～<2	1.2～1.3	1<	無	不検出	AA
	4/19	(<2)	(1.3)				
	7/23	<2～<2	1.6～1.7	1<	無	不検出	-
	7/24	(<2)	(1.6)				
サンビーチ 一ツ葉	4/19	<2～<2	1.3～1.9	1<	無	不検出	AA
	5/8	(<2)	(1.6)				
	7/23	<2～2	1.5～1.9	1<	無	不検出	-
	7/24	(<2)	(1.6)				

判定方法

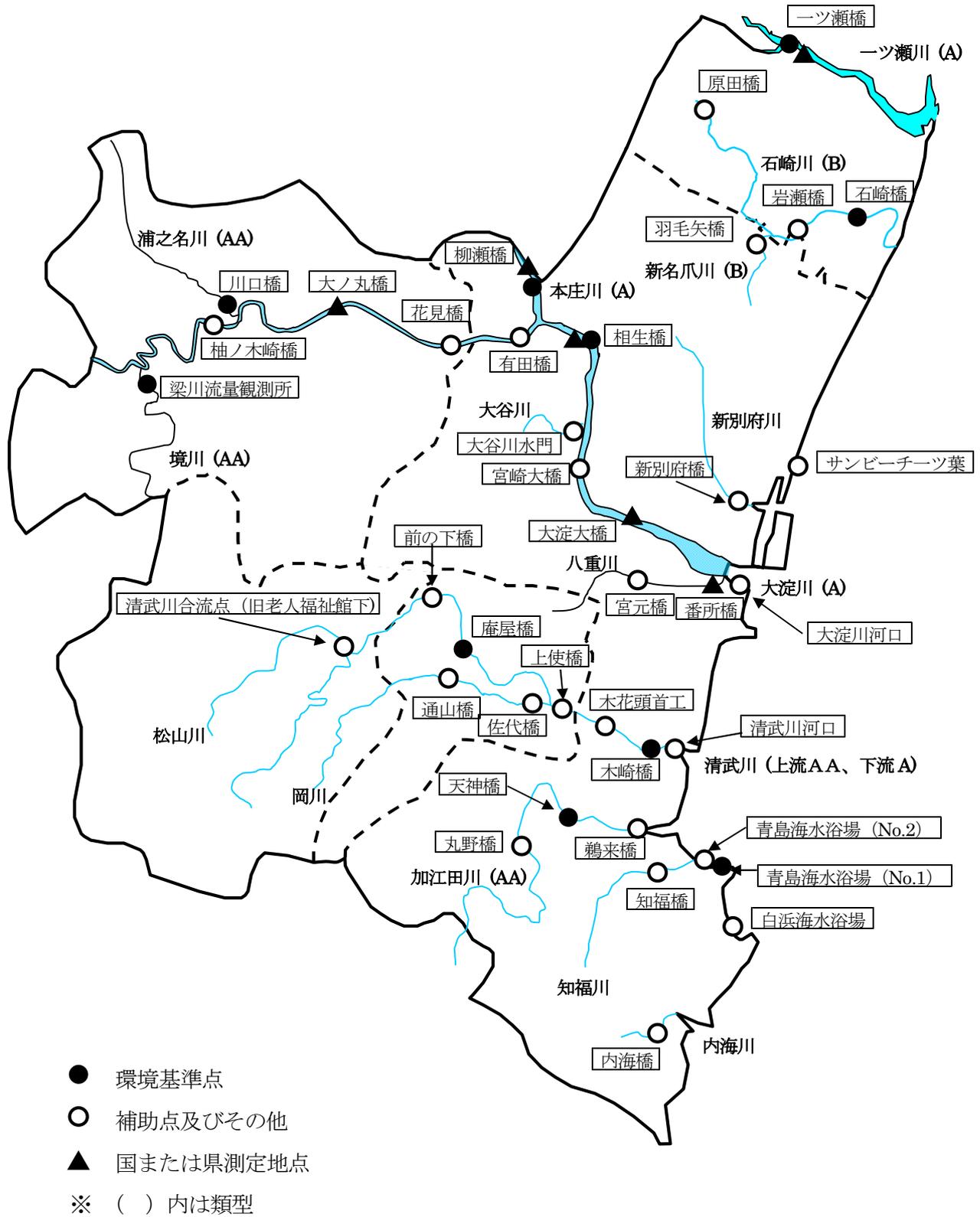
<表-2>

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界 2 個/100 mL)	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
	水質 A 100 個/100 mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (1m 以上)
可	水質 B 400 個/100 mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質 C 1000 個/100 mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適	1000 個/100 mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満

※ すべて、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、「不検出」とは、平均値が検出限界を下回ることをいう。

公共用水域測定地点

<図-10>



(3) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

<表-3>

	項目	基準値
1	カドミウム	0.003 mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01 mg/L 以下
4	六価クロム	0.05 mg/L 以下
5	砒素	0.01 mg/L 以下
6	総水銀	0.0005 mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	P C B	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
16	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
19	チウラム	0.006 mg/L 以下
20	シマジン	0.003 mg/L 以下
21	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
22	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
23	セレン	0.01 mg/L 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
25	ふっ素	0.8 mg/L 以下
26	ほう素	1 mg/L 以下
27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

イ 要監視項目

<表-4>

	項 目	指 針 値
1	クロロホルム	0.06 mg/L 以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
5	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
6	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
8	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
9	オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
11	プロピザミド	0.008 mg/L 以下
12	E P N	0.006 mg/L 以下
13	ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
15	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
16	クロルニトロフェン (CNP)	—
17	トルエン	0.6 mg/L 以下
18	キシレン	0.4 mg/L 以下
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
20	ニッケル	—
21	モリブデン	0.07 mg/L 以下
22	アンチモン	0.02 mg/L 以下
23	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
24	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
25	全マンガン	0.2 mg/L 以下
26	ウラン	0.002 mg/L 以下
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定) (PFOS 及び PFOA の合計値とする。)

ウ 生活環境の保全に関する環境基準
河川（湖沼を除く）

< 表 - 5 >

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素 量 (DO)	大腸菌 数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	国また は都道 府県知 事が水 域類型 ごとに 指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級及びC 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—	

- ※ 1 自然環境保全：自然探勝等の保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

海域

<表-6>

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶 酸 素 量 (DO)	大腸菌 群 数	n-ヘキサン 抽出物質(油 分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1000 MPN/ 100 mL 以下	検出されな いこと。	国または 都道府県 知事が水 域類型ご とに指定 する水域
B	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	

- ※ 1 自然環境保全：自然探勝等の保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

(4) 類型指定水域の状況

<表-7>

水 域		該当類型	達成期間	指定年月日
大 淀 川 水 系	大淀川上流 (岳下橋より上流)	A	ロ	昭和48年 1月20日
	大淀川中流 (岳下橋から高崎川合流点まで)	B	ロ	
	大淀川下流 (高崎川合流点より下流 (左岸入江を除く。))	A	ロ	
	庄内川上流 (関之尾滝より上流)	AA	イ	
	庄内川下流 (関之尾滝より下流)	A	ロ	
	丸谷川上流 (渡司川合流点より上流)	AA	イ	
	丸谷川下流 (渡司川合流点より下流)	A	ロ	
	渡司川	AA	イ	
	高崎川上流 (湯之元川合流点より上流)	AA	イ	
	高崎川下流 (湯之元川合流点より下流)	A	ロ	
	沖水川上流 (三股橋より上流)	AA	イ	
	沖水川下流 (三股橋より下流)	A	ロ	
	東岳川上流 (山之口橋より上流)	AA	イ	
	東岳川下流 (山之口橋より下流)	A	ロ	
	岩瀬川	A	ロ	
	境川	AA	イ	
	浦之名川	AA	イ	
	綾北川上流 (湯之谷川合流点より上流)	AA	イ	
	綾北川下流 (湯之谷川合流点より下流)	A	ロ	
	本庄川上流 (上畑橋より上流)	AA	イ	
	本庄川下流 (上畑橋より下流)	A	ロ	
	深年川	A	ロ	
	辻の堂川	A	ロ	
石氷川 (石氷川に流入する真方川、種子田川、及び巢ノ浦川を含む。)	A	イ	平成7年 4月1日	
萩原川 (萩原川に流入する安久川、崩川及び寺柱川を含む。)	A	イ		
三名川 (三名川に流入する仮ヤ川、北俣川及び永山川を含む。)	AA	イ	平成8年 4月1日	
谷之木川 (谷之木川に流入する河川を含む。)	AA	イ		
炭床川 (炭床川に流入する木下川及び佐渡川を含む。)	A	イ		
花の木川 (花の木川に流入する富吉川及び樋口川を含む。)	A	イ		
城の下川 (城の下川、大沢津川等の河川を含む。)	A	イ	平成9年 4月1日	
年見川 (年見川放水路を除く。)	A	ロ	平成16年 4月1日	
清武川水系	清武川上流 (正手より上流)	AA	イ	昭和48年 1月20日
	清武川下流 (正手より下流)	A	ロ	
加江田川水系	加江田川 (加江田川に流入する深田川等の河川を含む。)	AA	イ	平成4年 4月1日
石崎川水系	石崎川 (石崎川に流入する新名爪川等の河川を含む。)	B	イ	平成5年 4月1日
日南海岸地先水域	日南海岸国定公園区域内の海域 (油津港、外の浦港湾区域及び広渡川河口海域を除く。)	海域A	イ	昭和49年 4月30日

水 域		該当類型	達成期間	指定年月日
一ツ瀬川水系	一ツ瀬川上流（杉安井堰より上流。一ツ瀬川上流に流入する板谷川等の河川を含む。）	AA	ロ	昭和49年 4月30日
	一ツ瀬川下流（杉安井堰より下流。一ツ瀬川下流に流入する河川（鬼付女川及び三財川を除く。）を含む。）	A	ロ	
	鬼付女川（一ツ瀬川合流点まで。鬼付女川に流入する湯風呂川を含む。）	A	イ	平成16年 4月1日
一ツ瀬川水系	三財川上流（前川合流点より上流。三財川上流に流入する前川を含む。）	AA	イ	昭和49年 4月30日
	三財川中流（前川合流点より山路川合流点まで。三財川中流に流入する山路川、八双田川等の河川を含む。）	A	ロ	
	三財川下流（山路川合流点より一ツ瀬川合流点まで。三財川下流に流入する河川を含む。）	A	ロ	

※ 達成期間のイ：直ちに達成。
 ロ：5年以内で可及的速やかに達成。
 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成。

（5）地下水調査

市内の地下水質を把握するため、地下水測定計画に基づき、年度ごとに新たな地点を調査する概況調査と、過去に判明した汚染の推移等を監視するための継続監視調査を実施しています。令和元年度は、概況調査13地点、継続監視調査18地点、計31地点の井戸を調査しました。

その結果、概況調査の井戸はすべての地点で環境基準に適合していました。

また、継続監視調査の井戸では砒素が3地点、テトラクロロエチレンが5地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については2地点が環境基準を未達成でしたが、これまでと大きな変動は見られませんでした。

なお、要監視項目については指針値を超えた井戸はありませんでした。

水質測定結果については、資料編〈表-30〉（P113）のとおりです。

地下水質測定結果（令和元年度）

調査名	調査地点数	調査結果
概況調査	13	すべての地点で環境基準を達成
継続監視調査	18	10地点で環境基準を未達成 砒素 3地点 テトラクロロエチレン 5地点 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 2地点

（6）水質事故調査

河川等の公共用水域で油の流出、魚のへい死等の水質事故が令和元年度に13件発生しています。市では、通報があった場合直ちに調査を行い、発生源の特定及び河川等の管理者に対する原因物質の除去等の指導を行っています。

水質事故件数

〈表-8〉

油の流出	魚のへい死	その他	計
4	5	4	13

(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準

<表-9>

	項目	基準値
1	カドミウム	0.003 mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01 mg/L 以下
4	六価クロム	0.05 mg/L 以下
5	砒素	0.01 mg/L 以下
6	総水銀	0.0005 mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	P C B	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
11	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
17	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
20	チウラム	0.006 mg/L 以下
21	シマジン	0.003 mg/L 以下
22	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
23	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
24	セレン	0.01 mg/L 以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
26	ふっ素	0.8 mg/L 以下
27	ほう素	1 mg/L 以下
28	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L 以下

地下水の水質汚濁に係る要監視項目

<表-10>

	項 目	指 針 値
1	クロロホルム	0.06 mg/L 以下
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
3	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
4	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
5	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
7	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
8	オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
9	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
10	プロピザミド	0.008 mg/L 以下
11	E P N	0.006 mg/L 以下
12	ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
14	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
15	クロルニトロフェン (CNP)	—
16	トルエン	0.6 mg/L 以下
17	キシレン	0.4 mg/L 以下
18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
19	ニッケル	—
20	モリブデン	0.07 mg/L 以下
21	アンチモン	0.02 mg/L 以下
22	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
23	全マンガン	0.2 mg/L 以下
24	ウラン	0.002 mg/L 以下
25	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定) (PFOS 及び PFOA の合計値とする。)

2 水質汚濁防止法に基づく規制

(1) 工場・事業場対策

水質汚濁に関する規制については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）により、特定施設を設置する工場または事業場（特定事業場）で公共用水域に排水を排出する者及び有害物質の貯蔵施設を設置する者等は届出が義務付けられており、全国一律の排水基準が設定されています。また、みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年条例第20号）により、法律で規制されていない事業場（病院の理化学検査施設等2施設）に対する届出義務が定められています。

令和元年度においては、水質汚濁防止法に基づく特定事業場について、延べ33件の立入検査（うち延べ18件の排水検査）を実施したところ、排水基準を超過した事業所が1件ありました。

特定事業場立入検査状況

<表-11>

番号	業種又は施設名	立入件数	採水件数	排水基準違反件数
2	畜産食料品製造業	3	1	0
4	保存食料品製造業	6	2	0
22	木材薬品処理業	1	1	0
27	無機化学工業製品製造業	2	2	0
53	ガラス製品製造業	1	1	0
54	セメント製品製造業	2	1	0
63	金属製品又は機械器具製造業	1	1	0
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	4	3	0
66	電気めっき施設	2	1	0
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	5	2	0
71の2	研究試験検査機関	4	3	1
72	し尿処理施設	1	0	0
73	下水道終末処理施設	1	0	0
	計	33	18	1

(2) 水質汚濁防止法に基づく届出事業場数

水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出状況は、令和2年3月31日現在で767事業場となっています。このうち、一日平均排水量50 m³以上の特定事業場は74事業場、有害物質を使用する特定事業場は31事業場となっています。

特定事業場届出状況

<表-12>

業種又は特定施設の種類 (水質汚濁防止法施行令 別表第1)		特定事業場数				合計
		排水量 50 m ³ /日 以上	うち有 害物質 使用特 定事業 場	排水量 50 m ³ /日 未満	うち有 害物質 使用特 定事業 場	
1の2	畜産農業			74		74
2	畜産食料品製造業	1		10		11
3	水産食料品製造業	1		7		8
4	保存食料品製造業	7		15		22
5	みそ・しょうゆ製造業			6		6
6	小麦粉製造業			1		1
8	製あん業			2		2
9	製菓業			1		1
10	飲料製造業	1		9		10
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業			2		2
12	動植物油脂製造業			1		1
16	めん類製造業			13		13
17	豆腐又は煮豆製造業			38		38
18の2	冷凍調理食品製造業	1		2		3
22	木材薬品処理業			3	1	3
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業			2		2
27	無機化学工業製品製造業	2	1			2
47	医薬品製造業	1				1
53	ガラス又はガラス製品製造業	1	1	2	2	3
54	セメント製品製造業	1		3		4
55	生コンクリート製造業	1		9		10
59	砕石業			1		1
60	砂利採取業			1		1

63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1	1	1	1	2
64の2	水道施設のうち浄水施設			2		2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2	1	10	2	12
66	電気めっき施設	1	1	2	1	3
66の3	旅館業	6		93		99
66の4	共同調理場	2		2		4
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	4		2		6
66の6	飲食店			3		3
66の7	そば店、うどん店等	1				1
67	洗たく業	2		70	3	72
68	自動式フィルム現像洗浄施設			31		31
68の2	病院			4		4
69の2	中央卸売市場（水産物）			1		1
70の2	自動車分解整備事業			7		7
71	自動式車両洗浄施設			223		223
71の2	研究試験検査機関	2	2	21	12	23
71の3	ごみ焼却場			1		1
71の4	産業廃棄物処理施設			1		1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設			1	1	1
72	し尿処理施設	30		15		45
73	下水道終末処理施設	6				6
その他	有害物質貯蔵指定施設			1	1	1
	計	74	7	693	24	767

(3) 特定事業場の排水基準

ア 有害物質

<表-13>

項目	許容限度	備考
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排出基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
シアン化合物	1 mg/L	
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1 mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	
六価クロム化合物	0.5 mg/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	
ジクロロメタン	0.2 mg/L	
四塩化炭素	0.02 mg/L	
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	
チウラム	0.06 mg/L	
シマジン	0.03 mg/L	
チオベンカルブ	0.2 mg/L	
ベンゼン	0.1 mg/L	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 10 mg/L ----- 海域に排出する場合 230 mg/L	
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 8 mg/L ----- 海域に排出する場合 15 mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L	
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L	

※ ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物について、一部の業種においては令和4年6月30日までは暫定排出基準を適用する。

※ 1,4-ジオキサンについて、一部の業種は令和3年5月24日までは暫定基準を適用する。

※ カドミウム及びその化合物について、一部の業種は令和3年11月30日までは暫定基準を適用する。

イ 生活環境項目

<表-14>

項目	許容限度	備考
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8以上 8.6以下 (海域以外の公共用水域に 排出されるもの) 5.0以上 9.0以下 (海域に排出されるもの)	1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排出基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガ含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間適用しない。
生物化学的酸素要求量	160 (日間平均 120) mg/L	5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
化学的酸素要求量	160 (日間平均 120) mg/L	6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
浮遊物質量	200 (日間平均 150) mg/L	7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (鉱油類)	5 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (動植物油脂類)	30 mg/L	
フェノール類含有量	5 mg/L	
銅含有量	3 mg/L	
亜鉛含有量	2 mg/L	
溶解性鉄含有量	10 mg/L	
溶解性マンガ含有量	10 mg/L	
クロム含有量	2 mg/L	
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³	
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L	
磷含有量	16 (日間平均 8) mg/L	

第3章 土壤環境・地盤環境

1 土壤環境

土壤汚染については、平成3年8月に「土壤の汚染に係る環境基準」が定められました。また、平成15年2月、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策の実施を図り国民の健康を保護することを目的とした「土壤汚染対策法」が施行されました。さらに、同法の改正が行われ、土壤汚染の状況を把握するための制度の拡充や汚染土壤の適正処理の確保等が規定され、平成22年4月より施行されています。

土壤汚染対策法では、有害物質を使用する工場、事業場の廃止時や、3,000㎡以上の土地の形質の変更の際に土壤汚染のおそれがあると市長が認めるとき等には、土地所有者に土壤汚染状況調査が義務付けられています。また、汚染が確認された土地については、汚染による健康被害のおそれの有無により、要措置区域または形質変更時要届出区域に指定し公示することになっており、令和元年度末において要措置区域1件、形質変更時要届出区域1件の指定が行われています。

土壤の汚染に係る環境基準

<表-1>

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
チアム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。

チオベンカルブ	検液1 Lにつき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液1 Lにつき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液1 Lにつき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液1 Lにつき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液1 Lにつき 1 mg 以下であること。

※ 環境基準は、汚染がもつばら自然的要因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他<表-1>の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

土壌汚染対策法の対象物質と基準

<表-2>

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壌溶出量基準(mg/L)	土壌含有量基準(mg/kg)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下 かつアルキル水銀が検 出されないこと	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	ポリ塩化ジフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

2 地盤環境

地盤沈下は、地下水採取による地盤の収縮等がその要因として考えられており、これに地質、土地利用等の要因が相互に関連し、その現象は、地域ごとに大きな差があることから極めて地域性の強い公害といわれています。近年、特に工業用、建築物用（冷暖房、水洗便所用等）の地下水採取が地盤沈下の原因として認識され、工業用水法※1及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律※2（略称：ビル用水法）により、指定地域における地下水の採取が規制されていますが、宮崎市においては、これらの法の適用を受けている地域はありません。

地盤沈下現象は、長期に持続的に生じ、感覚的にはその進行を捉え難く、また一旦発生すればほとんど回復が不可能な特殊公害です。

沈下原因

- ①地下水の過剰採取
- ②圧密沈下、軟弱地盤の自重による圧密作用
- ③ビル構造物などによる荷重
- ④地表水の地下浸透のしゃ断……地下水の減少、道路、河川改修（三面張り）等による。
- ⑤交通振動等による「しめ固め」
- ⑥地殻変動
- ⑦これらの複合、その他

※1 工業用水法

この法律は、特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もってその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする。

この法律で「井戸」とは、動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積が6 cm²を超えるものをいう。また、「工業」とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。

※2 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）

この法律は、特定の地域内において、建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

この法律で「建築物用地下水」とは冷暖房用水、水洗便所用水、自動車車庫に設けられた洗車設備用水、公衆浴場用水（浴室の床面積合計が150 m²以上）をいう。また、「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積が6 cm²を超えるものをいう。

第4章 騒音・振動・悪臭

騒音・振動・悪臭は人を不快にし、心理的・生理的な影響を及ぼすことから感覚公害と呼ばれ、それぞれ法令・条例に基づく基準等が設定されています。

1 騒音

(1) 騒音に関する基準等の設定

騒音規制法（昭和43年法律第98号）、宮崎市公害防止条例（昭和47年条例第41号）に基づき、騒音に関する規制基準を設定しています。

特定工場等の騒音規制区域区分・基準値（騒音規制法・宮崎市公害防止条例）

区域の区分	都市計画用途地域の目安 (詳細は環境保全課備えつけの規制区域図参照)	基準値(工場・事業場の敷地境界)※		
		昼間 8～19時	朝 6～8時 夕 19～22時	夜間 22～翌6時
第1種	第1・2種低層住居専用地域	45 dB	40 dB	40 dB
第2種	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	55 dB	50 dB	45 dB
第3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
第4種	工業地域	70 dB	65 dB	55 dB

※ 第2～4種区域において、学校、保育所、認定子ども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内の区域は、同表に掲げるそれぞれの値から5 dBを減じた値とする。

特定建設作業の騒音規制区域区分・基準値等（騒音規制法・宮崎市公害防止条例）

区域の区分	規制区域 (上の表の区分による)	基準値 (現場敷地境界)	作業 禁止時刻	最大 作業時間	最大 作業日数	作業 禁止日
第1号	第1種 第2種 第3種 第4種 ※1	85 dB	19～ 翌7時	10時間 /日	連続して 6日	日曜日
	第4種 ※2		22～ 翌6時	14時間 /日		その他の 休日
第2号	その他一部の地域 (宮崎地区の工業 専用地域)					

※1 第4種区域のうち、学校、保育所、認定子ども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

※2 ※1以外の区域。

※ 特定建設作業の規制時間の適用除外項目については、次ページを参照。

特定建設作業に係る規制時間の適用除外項目 (騒音・振動とも同じ)

除外要件	除外項目			
	作業禁止時刻	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
災害その他非常の事態の発生により緊急に作業を行う必要がある場合	○	○	○	○
人の生命又は身体に対する危険を防止するため作業を行う必要がある場合	○	○	○	○
鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため作業を行う必要がある場合	○			○
道路法による道路占用の許可条件及び協議において、作業を行う時間が指定された場合	○			○
道路交通法による道路使用の許可条件及び協議において、作業を行う時間が指定された場合	○			○
変電所の変更の工事を行う必要がある場合				○

※ 特定建設作業の規制時間の適用除外項目については、「騒音」「振動」両方に適用する。

環境基本法に基づく騒音環境基準について、地域の類型を指定しています。

環境基本法に基づく騒音環境基準

地域の類型	道路の条件	基準値 (L Aeq)	
		昼間 6～22時	夜間 22～翌6時
AA	道路に面しない地域	50 dB 以下	40 dB 以下
A	道路に面しない地域	55 dB 以下	45 dB 以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B	道路に面しない地域	55 dB 以下	45 dB 以下
	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
C	道路に面しない地域	60 dB 以下	50 dB 以下
	車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例基準 (高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道、都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路で、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲)		70 dB 以下	65 dB 以下

※ この基準値は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

※ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間 45dB以下、夜間 40dB以下)によることができる。

※ 地域の類型と対応する用途地域及びその定義については、次ページを参照。

環境基本法に基づく騒音環境基準の地域の類型と対応する用途地域及びその定義

地域の類型	用途地域の目安 (詳細は環境保全課備えつけの規制区域図参照)	定義
AA	宮崎市内では特に定めなし	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	専ら住居の用に供される地域
B	第1・2種住居地域 準住居地域	主として住居の用に供される地域
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

(2) 騒音規制に関する届出

騒音規制区域内において、規制対象となる施設の設置等や建設作業を行う際は、事前に届出が必要です。令和元年度における施設に関する届出は34件（騒音の防止の方法変更、氏名等の変更、施設の使用全廃、施設の承継に関する届出は除く。）、建設作業に関する届出は67件で、施設及び建設作業の種類ごとの届出状況は以下のとおりでした。

騒音規制法に基づく特定工場等の届出状況(令和元年度末総数)

施設の種類		騒音規制法	
		工場等数	施設数
1	金属加工機械	37	94
2	空気圧縮機等	202	1,152
3	土石用破砕機等	1	1
4	織機	1	1
5	建設用資材製造機械	10	16
6	穀物用製粉機	1	15
7	木材加工機械	35	84
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	80	223
10	合成樹脂用射出成形機	7	86
11	鋳造型機	0	0
届出工場等実数		374	

騒音規制法に基づく規制対象施設(特定施設)

施設の種類		規模・要件等	
1	金属加工機械	イ. 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 kW以上のもの。
		ロ. 製管機械	—
		ハ. ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。
		ニ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ. 機械プレス	呼び加圧能力が294 kN以上のもの。
		ヘ. せん断機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。
		ト. 鍛造機	—
		チ. ワイヤフォーミングマシン	—
		リ. プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		ヌ. タンブラー	—
		ル. 切断機	といしを用いるもの。
2	空気圧縮機(冷凍機を除く)及び送風機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。	
4	織機	原動機を用いるもの。	
5	建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のもの。
		ロ. アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg以上のもの。
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。	
7	木材加工機械	イ. ドラムバーカー	—
		ロ. チッパー	原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
		ハ. 碎木機	—
		ニ. 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
		ホ. 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
		ヘ. かな盤	原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。
8	抄紙機	—	
9	印刷機械	原動機を用いるもの。	
10	合成樹脂用射出成形機	—	
11	鋳造型機	ジョルト式のもの。	

宮崎市公害防止条例に基づく特定工場等の届出状況(令和元年度末総数)

施 設 の 種 類		宮崎市公害防止条例	
		工場等数	施設数
1	金属加工機械	48	93
2	空気圧縮機等	346	2,814
3	木材加工機械	74	274
4	冷却塔	118	296
5	冷凍機械	178	1,999
6	石材引割機	5	14
7	ドラム缶洗浄用機械等	1	4
8	コンクリート機械	5	13
9	穀物用機械	4	17
10	瓶洗浄機械	2	2
11	瓶詰機械	2	5
12	自動操糸機	2	11
13	副蚕機	2	2
14	製箱機械	2	10
15	段ボール製造機械	1	4
16	機械式集じん機	10	13
届出工場等実数		800	

宮崎市公害防止条例に基づく規制対象施設(騒音発生施設)

施設の種類		規模・要件等	
1	金属加工機械	イ. せん断機	原動機の定格出力が3.75 kW未満のもの。
		ロ. 直線機	原動機の定格出力が0.75 kW以上のもの。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が0.75 kW以上7.5 kW未満のもの。	
3	木材加工機械	イ. 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW未満のもの。
		ロ. 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW未満のもの。
		ハ. かな盤	原動機の定格出力が2.25 kW未満のもの。
4	冷却塔	原動機の定格出力が0.75 kW以上のもの。	
5	冷凍機械	イ. アンモニアガス圧縮機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。
		ロ. フレオンガス圧縮機	原動機の定格出力が1.5 kW以上のもの。
6	石材引割機	原動機の定格出力が1.5 kW以上のもの。	
7	ドラムかん洗浄用機械及び加工機械		
8	コンクリート機械	イ. コンクリートブロックマシン	
		ロ. コンクリート振動機	
		ハ. コンクリートミキサー	
9	穀物用機械	イ. 製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5 kW未満のもの。
		ロ. 精米麦機	原動機を用いるもの。
10	瓶洗浄機械		
11	瓶詰機械		
12	自動繰糸機(蚕業機械)		
13	副蚕機(蚕業機械)		
14	製箱機械	原動機を用いるもの。	
15	段ボール製造機械	原動機を用いるもの。	
16	機械式集じん機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のもの。	

規制対象施設に関する届出

(騒音・振動とも同じ)

届出を必要とする場合		届出時期	添付書類
施設の設置 (様式第1号)	規制区域内において工場又は事業場（特定の施設が設置されていないものに限る。）に施設を設置する場合	設置の工事の開始の日の30日前まで	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場周辺の見取図 ・対象施設の配置図（騒音にあつては騒音防止の、振動にあつては振動防止の方法を記入したもの）
施設の使用 (様式第2号)	一の地域が規制区域となった際、現にその区域内において工場若しくは事業場に施設を設置している場合（設置の工事をしている者を含む。）又は一の施設が特定の施設となった際、現に規制区域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定の施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している場合	当該地域が規制区域となった日又は当該施設が特定の施設となった日から30日以内	
施設の種類ごとの数変更 (様式第3号)	施設の設置又は使用の届出をした者で、特定の施設の種類ごとの数を変更する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	
騒音または振動の防止の方法変更 (様式第4号)	施設の設置又は使用の届出をした者で、騒音の防止の方法を変更する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	
氏名等の変更 (様式第6号)	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名、若しくは工場又は事業場の名称及び所在地に変更があつた場合	変更があつた日から30日以内	無し
施設の使用全廃 (様式第7号)	施設の設置又は使用の届出に係る特定の施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内	
施設の承継 (様式第8号)	施設の設置又は使用の届出をした者から、その届出に係る特定の施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた場合、又は相続、合併又は分割（その届出に係る特定の施設のすべてを承継させるものに限る。）があつた場合	承継があつた日から30日以内	
提出部数：2部			

※ 規制対象施設に関する届出の様式・時期等については、「騒音」「振動」両方に適用する。

特定建設作業の届出状況(令和元年度分)

建設作業の種類		届出数	
騒音 規制法	1	くい打機等を使用する作業	5
	2	びょう打機を使用する作業	0
	3	さく岩機を使用する作業	20
	4	空気圧縮機を使用する作業	2
	5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
	6	バックホウを使用する作業	1
	7	トラクターショベルを使用する作業	0
	8	ブルドーザーを使用する作業	0
宮崎市 公害防止 条例	1	インパクトレンチを使用する作業	6
	2	発電機を使用する作業	6
	3	コンクリートミキサー車を使用するコンクリート打設作業	37
届出件数実数		77	

※ 1件の届出に複数の建設作業が含まれている場合がある。

騒音規制法に基づく規制対象作業(特定建設作業)

使用する作業機械の種類		規模・要件等
1	くい打機	もんけんを除く。 アースオーガーと併用する作業を除く。
	くい抜機	—
	くい打くい抜機	圧入式を除く。
2	びょう打機	—
3	さく岩機	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業。
4	空気圧縮機	電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15 kW以上のもの。 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの。 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの。
6	バックホウ	原動機の定格出力が80 kW以上のもので、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
7	トラクターショベル	原動機の定格出力が70 kW以上のもので、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
8	ブルドーザー	原動機の定格出力が40 kW以上のもので、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

宮崎市公害防止条例に基づく規制対象作業(特定建設作業)

使用する作業機械の種類		規模・要件等
1	インパクトレンチ	—
2	発電機	出力が75 kVA以上のもので内燃機関を使用するもの。
3	コンクリートミキサー車	—

規制対象作業に関する届出

届出を必要とする場合	届出時期	添付書類
規制区域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合（様式第9号）	建設作業の開始の日の7日前	<ul style="list-style-type: none"> ・建設作業現場周辺の見取図 ・工事の工程表
提出部数：2部		

(3) 自動車騒音の測定

騒音規制法第18条に基づき、宮崎市では市内の幹線道路から毎年4路線を選定し、自動車騒音の測定を行っています。令和元年度は全ての地点において昼間、夜間ともに環境基準を達成しました。

自動車騒音測定結果(令和元年度)

○:環境基準達成、×:環境基準未達成

測定地点	面している道路	地域の 類型	測定値 ※			
			昼間 6~22時		夜間 22~翌6時	
神宮東2丁目3-51 (宮崎県月の友の会本部付近)	国道10号線 (区間:10250)	特例 区域	69 dB	○	64 dB	○
大工1丁目10-28 (セブンイレブン宮崎大工町店付近)	国道10号線 (区間:10270)	特例 区域	65 dB	○	60 dB	○
吉村町2485-2 (タマホーム(株)宮崎支店付近)	県道宮崎島之内線 (区間:40260)	特例 区域	68 dB	○	63 dB	○
福島町3丁目119 (セブンイレブン宮崎福島町3丁目店付近)	県道南俣宮崎線 (区間:40476)	特例 区域	68 dB	○	61 dB	○

※ 道路に面した場所での測定で、等価騒音レベル(L_{Aeq})による値。

本市の自動車騒音測定は、すべてP59の「環境基本法に基づく騒音環境基準」の表中「幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例基準」に該当する区域で行っています。

なお、自動車騒音が環境省令で定める要請限度を超え、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請します。(騒音規制法第17条)

自動車騒音の要請限度

区域	用途地域
a区域	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域
b区域	第1・2種住居地域、準住居地域
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

区域の 区分	道路の条件	限度値(L _{Aeq})	
		昼間	夜間
		6~22時	22~翌6時
a区域	1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b区域	1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
c区域	車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
特例区域	幹線交通を担う道路に近接する空間	75 dB	70 dB

※ 特例区域については、P59を参照。

(4) 航空機騒音

航空機の騒音は、地域住民の生活に大きな影響を与えています。飛行場と周辺地域社会との調和ある発展を目指すため、航空機騒音に対する環境対策を推進していく必要があります。

宮崎市では、小・中学校等の防音工事を始め、共同利用施設の整備、民家防音工事など、宮崎空港の周辺環境対策事業を推進しています。これまで航空機騒音の実態把握のため、国、県による航空機騒音測定を行ってきましたが、平成28年度には共同利用施設津和田センターに市独自の測定局を設置し測定を開始しました。

令和元年度は、宮崎空港の騒音対策区域の中で国土交通省、宮崎県、宮崎市がそれぞれにおいて測定を行い、3地点ともに環境基準を達成しませんでした。

新田原飛行場については測定した2地点において環境基準を達成しています。

環境基本法に基づく航空機騒音の環境基準

環境省告示第154号(昭和48年12月27日)

類型区分	用途地域	基準値 (L den)
I	第1・2種低層住居専用地域	57 dB以下
	第1・2種中高層住居専用地域	
II	類型Iをあてはめる地域以外の地域 (工業専用地域は除く)	62 dB以下

航空機騒音測定結果(令和元年度)

○:環境基準達成、×:環境基準未達成

	測定地点 (所在地)	測定者	用途地域	類型区分	年平均値 (L den)	
宮崎空港	共同利用施設月見ヶ丘センター (月見ヶ丘4-23-13)	国土交通省	第1種低層住居専用地域	I	58 dB	×
	共同利用施設月見ヶ丘6次センター (月見ヶ丘3-17-1)	宮崎県	第1種低層住居専用地域		59 dB	×
	共同利用施設津和田センター (大字本郷北方36-1)	宮崎市	第1種低層住居専用地域		59 dB	×
新田原飛行場	宮崎県工業技術センター (佐土原町東上那珂16500-2)	宮崎県	工業地域	II	60 dB	○
	田中地区学習等供用施設 (佐土原町上田島688)	宮崎市	第1種住居地域		47 dB	○

※ 類型区分は、環境省告示第154号(昭和48年12月27日)による。

宮崎空港周辺の騒音対策区域は、昭和49年11月25日に運輸省(現国土交通省)により告示され、その後区域の見直しにより54年7月10日、57年3月30日にそれぞれ区域変更の告示が行われています。

平成24年4月1日の見直しにより現在の区域となり、以下の事業を行っています。

主な宮崎空港周辺での騒音対策事業

I 民家防音工事（未実施防音工事）

宮崎市では昭和50年度から事業を行っており、事業開始当初は、1室又は2室のみの工事でしたが、54年度から最高5室まで工事が可能となり、追加工事も含めて進めてきました。

防音工事は、昭和49年度及び54年度指定区域では外壁、天井、サッシ、空気調和機器の工事（A B工法）となっており、57年度指定区域ではサッシと空気調和機器のみの工事（C工法）となっています。

対象戸数563戸のうち、令和元年度までに561戸の防音工事を実施しています。

II 告示日後住宅防音工事

昭和49年度及び54年度指定区域に、告示日の翌日から昭和57年3月30日までに建築された住宅への防音工事を行っています。

対象戸数256戸のうち、令和元年度までに209戸の防音工事を実施しています。

III 更新工事①（空気調和機器の1回目の取替）

防音工事の工事検査日から10年以上経過した住宅で、空気調和機器（冷暖房機、換気扇、レンジ用換気扇）の所要の機能が失われたものについて取替を行う事業です。

民家防音工事を行った住宅に対しては、令和元年度までに820台の工事を行いました。事業費の負担割合は、国：市：住民＝6：1：3です。

告示日後住宅防音工事を行った住宅に対しては、令和元年度までに154台の工事を行いました。事業費の負担割合は、国：市：住民＝5.5：1：3.5です。

IV 更新工事②（空気調和機器の2回目の取替）

更新工事①の終了後、更に10年以上が経過し所要の機能が失われたものについて取替を行う事業です。令和元年度までに186台の工事を行いました。事業費の負担割合は、国：市：住民＝5.5：1：3.5です。

告示日後住宅防音工事を行った住宅に対しては、令和元年度までに12台の工事を行いました。事業費の負担割合は、国：市：住民＝5：1：4です。

V 更新工事③（空気調和機器の3回目の取替）

更新工事②の終了後（告示日後住宅除く）、更に10年以上が経過し所要の機能が失われたものについて取替を行う事業です。令和元年度までに8台の工事を行いました。事業費の負担割合は、国：市：住民＝5：1：4です。

VI 教育施設等騒音防止対策事業（共同利用施設の整備）

航空機騒音による空港周辺地域の住民生活の障害を緩和するために、学習、集会等の場を提供することを目的に昭和50年度から実施してきた事業です。平成4年度までに21の共同利用施設を整備し、周辺住民に幅広く利用されています。

なお、平成25年度に1施設を廃止し、29年度に12施設を地元自治会に譲渡、1施設を庁舎に統合したため、現在は7施設となっています。

VII その他

上記以外に、空港周辺施設への備品購入、生活保護等世帯への空気調和機器稼働費補助などの事業を行っています。

(5) 宮崎市公害防止条例に基づく騒音防止基準、及び制限

指定施設に係る騒音防止基準

騒音防止区域の区分及び基準値

P58 の特定工場等の騒音規制区域区分・基準値に準じる。

宮崎市公害防止条例に基づく指定施設に係る騒音防止基準

施設の種類	規模・要件等
原動機を使用する機器	風力又は水力を利用するものを除く

飲食店営業等及び音響機器使用に係る制限

飲食店営業等

営業の種類	内容
1 飲食店営業	一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業
喫茶店営業	喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業
2 ボウリング場営業	—
3 バッティング練習場営業	—
4 スケート場営業	—
5 ゴルフ練習場営業	—
6 興行場	映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設
7 自動車運送業	旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業のうち、駐車施設を有する営業
8 駐車場業	—

音響機器

音響機器の種類	内容
1 カラオケ装置	伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置
2 音響再生装置	—
3 拡声装置	—
4 有線ラジオ放送装置	受信装置
5 楽器	—

飲食店営業等に係る騒音制限区域の区分及び基準値

区 域 の 区 分	基 準 値 [※] 22～翌6時
第1・2種低層住居専用地域	40 dB
第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	45 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	50 dB
工業地域	55 dB

※ 飲食店営業等の敷地境界における値。

飲食店営業等における音響機器使用に係る制限区域及び制限

区 域	制 限 内 容 23～翌6時
第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	使用禁止 [※]
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div> この中で、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの並びに住宅の周囲10m以内の区域 </div> </div>	

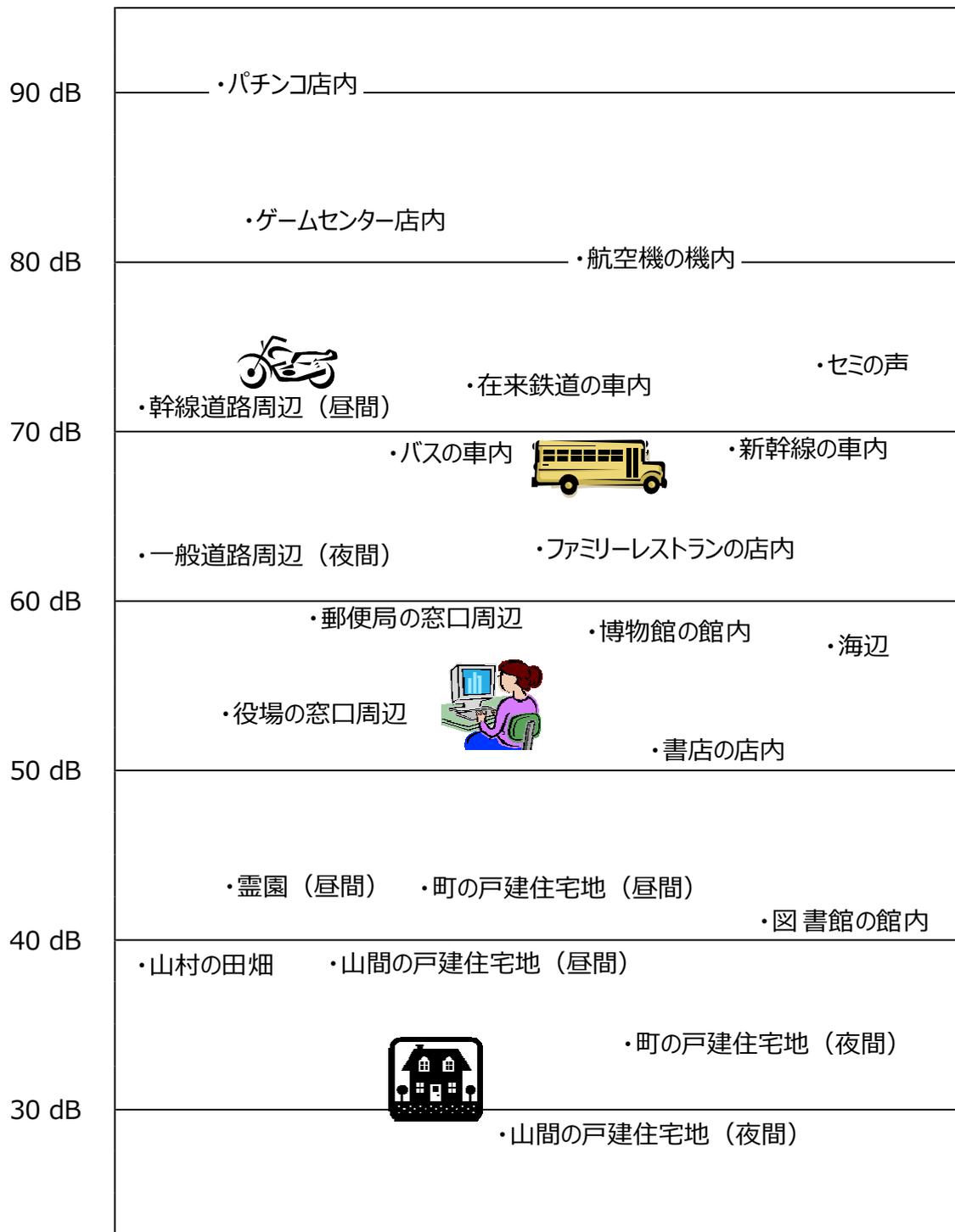
※ 音響機器から発生する音が外部に漏れない営業施設については、この限りでない。

宮崎市公害防止条例に基づく拡声機使用の制限制限区域及び制限

区 域	制 限 内 容
学校、保育所、認定子ども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地及びその周囲50m以内の区域	使用禁止 [※]

※ 祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い拡声機を使用する場合を除く。

騒音の目安 (※ 出典「全国環境研協議会 騒音小委員会」)



2 振動

(1) 振動に関する基準等の設定

振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づき、振動に関する基準等を設定しています。

特定工場等の振動規制区域の区分及び基準値（振動規制法）

区域の区分	都市計画用途地域の目安 (詳細は環境保全課備えつけの規制区域図参照)	基準値(工場・事業場の敷地境界)	
		昼間 8～19時	夜間 19～翌8時
第1種	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	60 dB	55 dB
第2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 dB	60 dB

特定建設作業の振動規制区域の区分及び基準値等（振動規制法）

区域の区分	規制区域 (上の表の区分)	基準値 (現場敷地境界)	作業 禁止時刻	最大 作業時間	最大 作業日数	作業 禁止日
第1号	第1種 第2種 ※	75 dB	19～翌7時	10時間 /日	連続して 6日	日曜日
第2号	第1号区域 以外の区域		22～翌6時	14時間 /日		その他の 休日

※ 工業地域においては、学校、保育所、認定子ども園、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

※ 特定建設作業の規制時間の適用除外項目については、P59を参照。

道路交通の振動規制区域の区分及び基準値（振動規制法）

区域の区分	都市計画用途地域の目安 (詳細は環境保全課備えつけの規制区域図参照)	基準値(道路の敷地境界)	
		昼間 8～19時	夜間 19～翌8時
第1種	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	65 dB	60 dB
第2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 dB	65 dB

(2) 振動規制に関する届出

振動規制区域内において、規制対象となる施設の設置等や建設作業を行う際は、事前に届出が必要です。令和元年度における施設に関する届出は4件（振動の防止の方法変更、氏名等の変更、施設の使用全廃、施設の承継に関する届出は除く。）、建設作業に関する届出は23件でした。

規制対象となる施設に関する届出状況（令和元年度末総数）

施設の種類		工場等数	施設数
1	金属加工機械	30	81
2	圧縮機	94	405
3	土石用破砕機等	0	0
4	織機	2	11
5	コンクリートブロックマシン等	3	3
6	木材加工機械	4	5
7	印刷機械	19	39
8	ロール機	0	0
9	合成樹脂用射出成形機	8	91
10	鋳造型機	0	0
届出工場等実数		160	

振動規制法に基づく特定施設

施設の種類		規模・要件等	
1	金属加工機械	イ. 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ロ. 機械プレス	—
		ハ. せん断機	原動機の定格出力が1 kW以上のもの。
		ニ. 鍛造機	—
		ホ. ワイヤーフオーミングマシン	原動機の定格出力が37.5 kW以上のもの。
2	圧縮機(冷凍機を除く)	原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のもの。	
4	織機	原動機を用いるもの。	
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95 kW以上のもの。	
	コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が10 kW以上のもの。	
	コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10 kW以上のもの。	
6	木材加工機械	イ. ドラムバーカー	—
		ロ. チッパー	原動機の定格出力が2.2 kW以上のもの。
8	抄紙機	—	
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2 kW以上のもの。	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30 kW以上のもの。	
9	合成樹脂用射出成形機	—	
10	鋳造型機	ジョルト式のもの。	

規制対象施設に関する届出の様式・時期等についてはP64を参照。

規制対象となる建設作業に関する届出状況(令和元年度分)

建設作業の種類		届出数
1	くい打機等を使用する作業	6
2	鋼球を使用して破壊する作業	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	17
届出実数		23

※ 1件の届出に複数の建設作業が含まれている場合がある。

振動規制法に基づく特定建設作業

使用する作業機械の種類	規模・要件等	
1	くい打機	もんけん及び圧入式を除く。
	くい抜機	油圧式を除く。
	くい打くい抜機	圧入式を除く。
2	鋼球	—
3	舗装版破砕機	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業。
4	ブレーカー	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業。

特定建設作業に関する届出

届出を必要とする場合	届出時期	添付書類
規制区域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合(様式第9号)	建設作業の開始の日の7日前	<ul style="list-style-type: none"> 建設作業現場周 辺の見取図 工事の工程表
提出部数：2部		

振動の大きさと地震との比較(出典;気象庁「震度階級の解説」)

(単位;dB)

震度階級	振動レベル	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	55以下	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	55~65	屋内で静かにしている人の中には、わずかな揺れを感じる人がいる。		
2	65~75	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人がいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	75~85	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	85~95	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	95~105	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強		大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	105~110	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。扉が開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強		立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	110以上		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強済みのブロック塀も破損するものがある。

3 悪臭

(1) 悪臭に関する基準等の設定

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づき、悪臭に関する基準等を設定しています。

工場・事業場の悪臭規制区域の区分及び基準値（悪臭防止法）

地域の区分	都市計画用途地域の当てはめ	基準値（臭気指数※）		
		敷地境界線	気体排出口	排水
A	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	12	左の基準値を 基に、臭気の 拡散状況を勘 案して、気体 排出口におけ る臭気の許容 限度として定 められる値	28
B	準工業地域 工業地域 工業専用地域	15		31
C	市街化調整区域 都市計画区域内の用途無指定地域 （田野町域）	18		34

※臭気指数

人の嗅覚によってにおいの強さを表す数値です。

においのついた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）を求め、その乗用対数値に10を乗じた数値です。

例えば、においのする空気や水を100倍に希釈したときににおいが感じられなくなった場合、臭気濃度は100、臭気指数は20となります。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

(2) 悪臭規制に関する届出

騒音・振動のような届出は必要ありませんが、設置施設の種類に関係なく、規制区域内のすべての工場・事業場が規制対象となります。

第5章 ダイオキシン類

ダイオキシン類は、強い毒性を示す物質の総称であり、ゴミの焼却行為や自動車の排気ガス等により発生します。毒性には一般毒性、発がん性、生殖毒性等があり、人の健康あるいは生態系への影響が懸念されています。

このことから、「ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図る。」ことを目的に「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成12年1月15日から施行されました。

1 概況

本市では、大気、水質（水底の底質を含む。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視するため、大気1地点、公共用水域4地点（底質2地点）、地下水3地点及び土壌5地点の調査を行いました。

<表-1><図-1>に環境中のダイオキシン類の調査結果及び調査地点を示しています。

(1) 大気の現況

大気については、宮崎市立図書館の1地点で年4回調査したところ、環境基準(0.6 pg-TEQ/m³)を達成していました。

(2) 水質の現況

ア 水質

公共用水域水質については相生橋、梁川流量観測所、石崎橋、川口橋の4地点（いずれも環境基準点）で調査したところ、すべての地点で環境基準（1 pg-TEQ/L）を達成していました。

イ 底質

公共用水域底質については、相生橋、石崎橋の2地点で調査したところ、環境基準（150 pg-TEQ/g）を達成していました。

ウ 地下水

地下水質については、3地点で調査したところ、環境基準（1 pg-TEQ/L）を達成していました。

(3) 土壌の現況

土壌については、5地点で調査したところ、環境基準（1000 pg-TEQ/g）を達成していました。

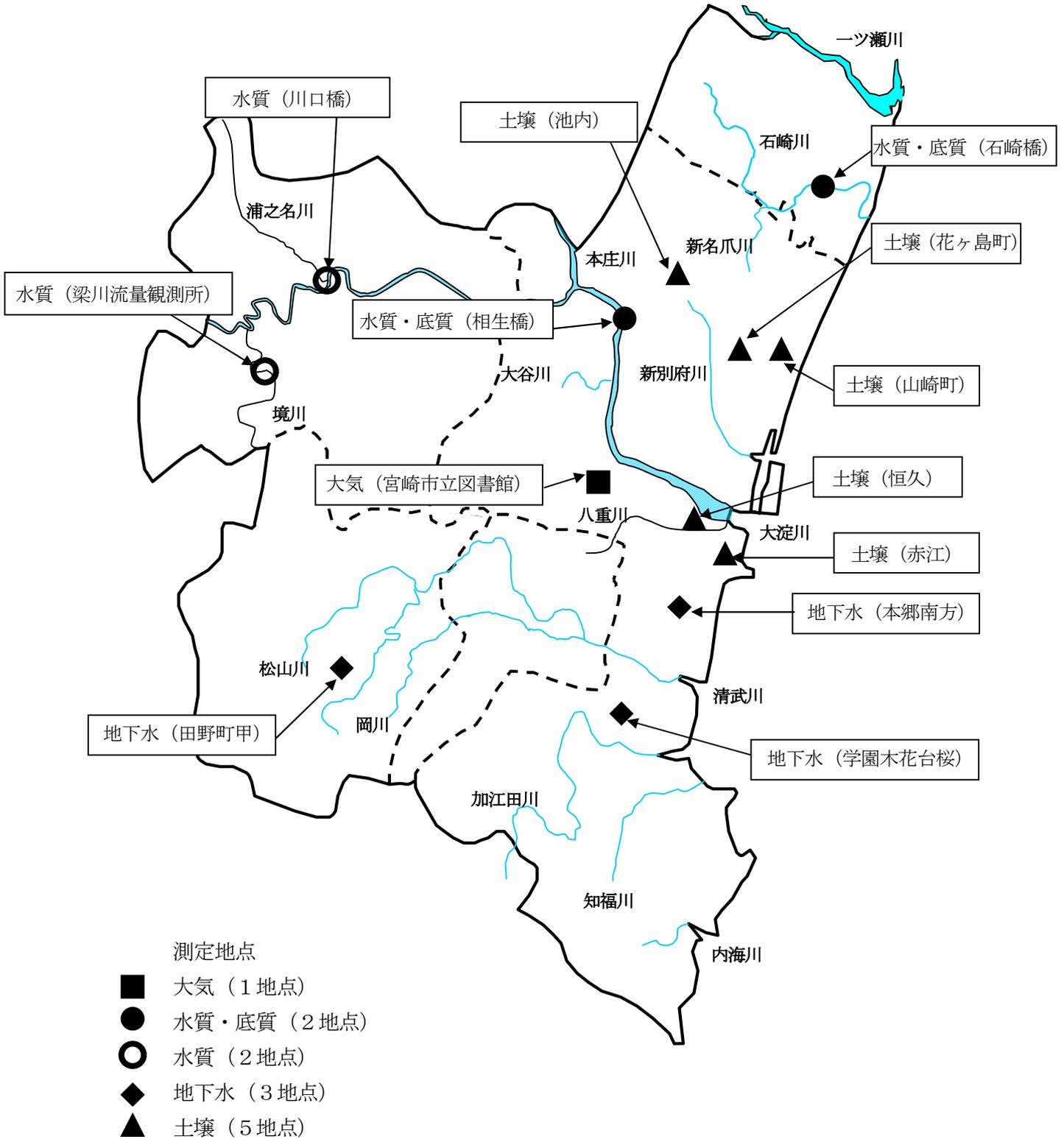
環境中ダイオキシン類調査結果

<表-1>

環境媒体	調査地点	調査時期	調査結果	環境基準	単位	
大気	宮崎市立図書館	令和元年7月	0.0029	0.0068 (4回平均値)	0.6	pg-TEQ/m ³
		令和元年10月	0.0053			
		令和元年12月	0.012			
		令和2年2月	0.0068			
水質	大淀川(相生橋)	令和元年7月	0.11	1	pg-TEQ/L	
	境川(梁川流量観測所)	令和元年7月	0.022			
	石崎川(石崎橋)	令和元年7月	0.46			
	浦之名川(川口橋)	令和元年7月	0.029			
底質	大淀川(相生橋)	令和元年7月	0.30	150	pg-TEQ/g	
	石崎川(石崎橋)	令和元年7月	0.72			
地下水	学園木花台	令和2年1月	0.021	1	pg-TEQ/L	
	大字本郷南方	令和2年1月	0.021			
	田野町甲	令和2年1月	0.021			
土壌	大字赤江	令和元年10月	1.8	1,000	pg-TEQ/g	
	恒久	令和元年10月	1.1			
	山崎町	令和元年10月	1.8			
	花ヶ島町	令和元年10月	0.0028			
	池内	令和元年10月	0.88			

環境中ダイオキシン類調査地点

<図-1>



(4) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準

<表-2>

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底質除く)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考		
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制

(1) 工場・事業場対策

ダイオキシン類に関する規制は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）により、規制対象事業場の指導は、都道府県知事、指定都市及び中核市の長の権限とされているため、宮崎市が直接指導にあたることになっています。

また、特定施設の設置者は、排出するダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定（以下「自主測定」という。）することが義務付けられています。

ア 大気基準適用施設

特定施設の届出施設数は令和2年3月31日現在で15施設（12事業場）です。このうち令和元年度において、5施設の立入検査を実施したところ、全て排出基準に適合していました。

また、自主測定の測定結果についても、全て排出基準に適合していました。

イ 水質基準適用事業場

特定施設の届出施設数は令和2年3月31日現在で5施設（3事業場）です。このうち令和元年度において、1施設の立入検査を実施し排水の検査をしたところ、排出基準に適合していました。

また、自主測定の測定結果についても、全て排出基準に適合していました。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出施設数

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出施設数は、〈表-3〉及び〈表-4〉のとおりです。

ア 大気基準適用施設（令和2年3月31日現在）

〈表-3〉

特定施設の種類		施設規模（焼却能力）	事業場数※	施設数
5号	廃棄物焼却炉 （火床面積が0.5m ² 以上、又は焼却能力が50kg/h以上）	4t/h以上	12	3
		2t/h～4t/h		1
		2t/h未満		11
合計			12	15

※ 事業場数欄には、1つの事業場に複数の特定施設を有する場合は、代表業種に1回カウントしてある。

イ 水質基準適用事業場（令和2年3月31日現在）

〈表-4〉

特定施設の種類		事業場数※	施設数	
15号	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設	0	2
		灰の貯留施設	1	1
18号	上記施設に係る下水を処理する下水道終末処理施設	2	2	
合計		3	5	

※ 事業場数欄には、1つの事業場に複数の特定施設を有する場合は、代表業種に1回カウントしてある。

(3) 特定施設に係る排出基準

ア 大気基準適用施設（単位：ng-TEQ/m³N）

〈表-5〉

特定施設の種類		施設規模（焼却能力）	新設施設基準	既存施設基準
1号	鉄鋼業焼結施設	—	0.1	1
2号	製鋼用電気炉	—	0.5	5
3号	亜鉛回収施設	—	1	10
4号	アルミニウム合金製造施設	—	1	5
5号	廃棄物焼却炉（火床面積が0.5m ² 以上、又は焼却能力が50kg/h以上）	4 t/h以上	0.1	1
		2 t/h～4 t/h	1	5
		2 t/h未満	5	10

※ 既に大気汚染防止法において指定物質抑制基準が適用されていた新設の廃棄物焼却炉（能力200 kg/h以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

イ 水質基準適用事業場

排出基準：10 pg-TEQ/L（施行令別表第2第1号から第19号までに掲げる施設すべて） <表-6>

号番号	特定施設の種類の種類
1号	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2号	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 [H14. 8. 15 追加施行]
3号	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 [H13. 12. 1 追加施行]
4号	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 [H14. 8. 15 追加施行]
5号	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 [H17. 9. 1 追加施行]
6号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7号	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H13. 12. 1 追加施行] イ 硫酸濃縮装置 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H13. 12. 1 追加施行] イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9号	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H16. 1. 1 追加施行] イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10号	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H16. 1. 1 追加施行] イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11号	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H14. 8. 15 追加施行] イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設

号番号	特定施設の種類
12号	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13号	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H14. 8. 15 追加施行] イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14号	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H17. 9. 1 追加施行] イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15号	表1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条12号の2及び第13号に掲げる施設 （12号の2）廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 （13号）ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
17号	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行例（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの [H17. 9. 1 追加施行] イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18号	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19号	第1号から第14号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第14号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

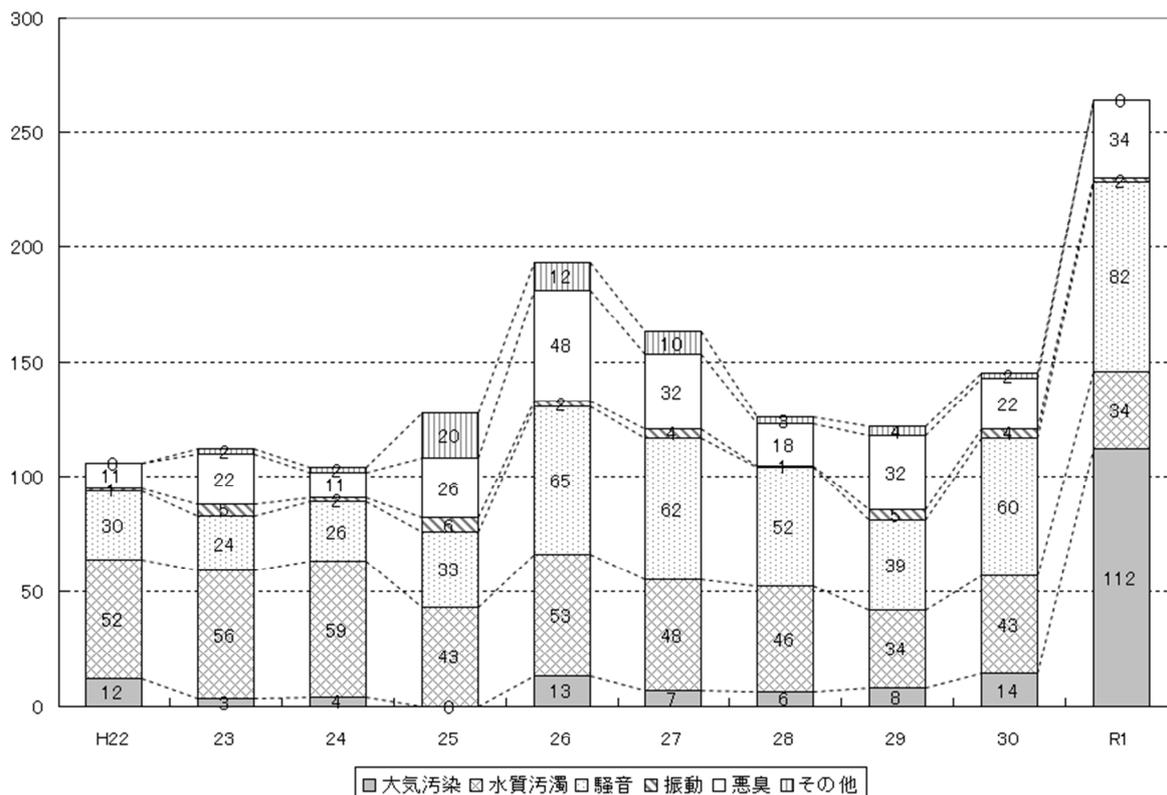
※ 廃棄物の最終処分場の放流水に係る基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により 10 pg-TEQ/L。

第6章 環境相談

1 環境相談の状況

令和元年度は264件の環境相談が寄せられました。特に「大気汚染」「騒音」に関する相談が多く、全体の73%を占めています。

(1) 年度別相談件数

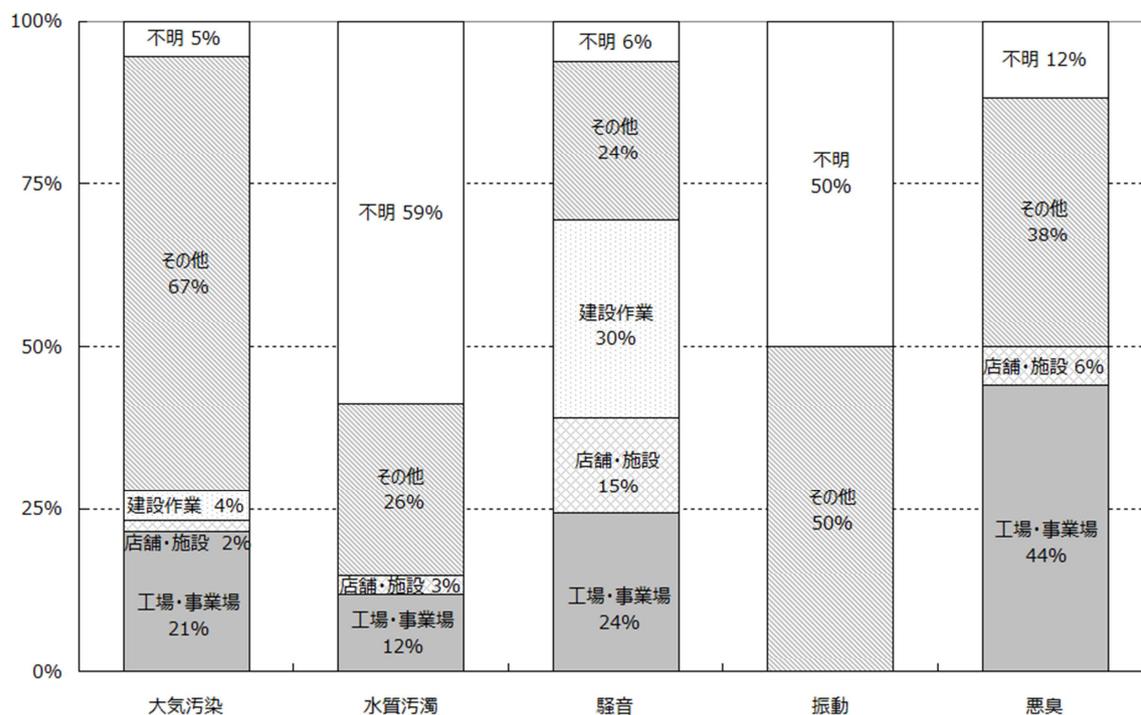


(件数)

相談の種類	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
大気汚染		12	3	4	0	13	7	6	8	14	112
水質汚濁		52	56	59	43	53	48	46	34	43	34
騒音		30	24	26	33	65	62	52	39	60	82
振動		1	5	2	6	2	4	1	5	4	2
悪臭		11	22	11	26	48	32	18	32	22	34
その他		0	2	2	20	12	10	3	4	2	0
合計		106	112	104	128	193	163	126	122	145	264

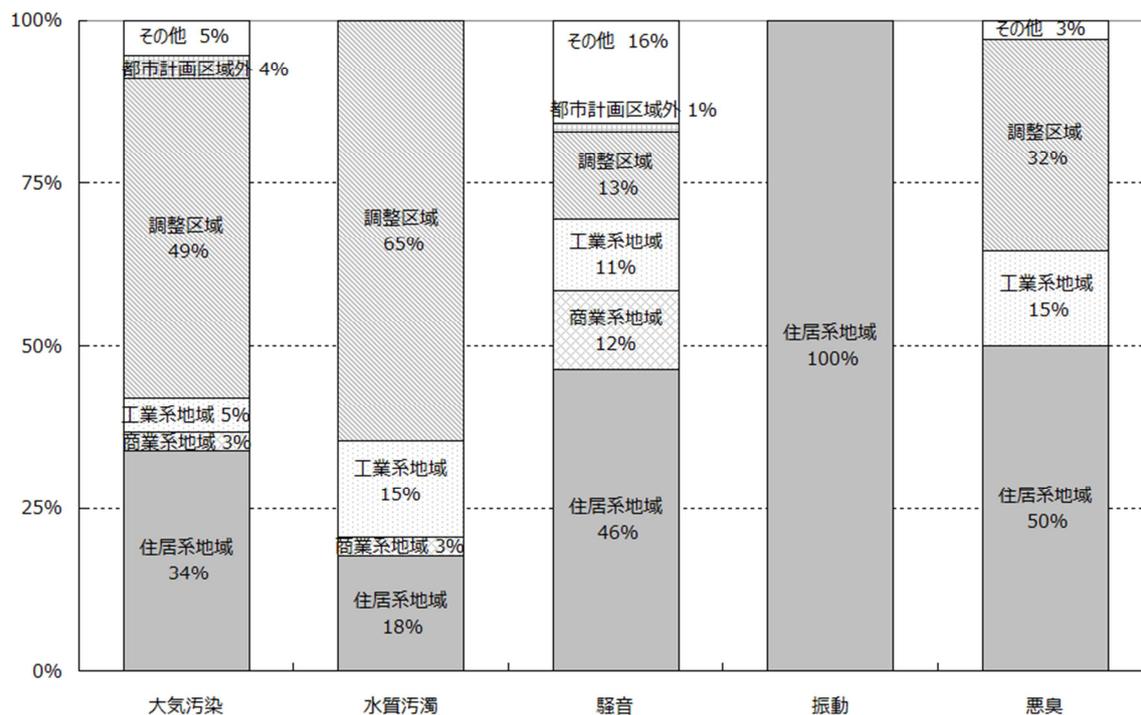
※令和元年度分より大気汚染に野外焼却の相談を含めている。

(2) 発生源内訳 (令和元年度)



	工場・事業場	店舗・施設	建設作業	その他	不明	合計
大気汚染	24	2	5	75	6	112
水質汚濁	4	1	0	9	20	34
騒音	20	12	25	20	5	82
振動	0	0	1	1	0	2
悪臭	15	2	0	13	4	34
その他	0	0	0	0	0	0
合計	63	17	31	118	35	264

(3) 発生地域内訳 (令和元年度)



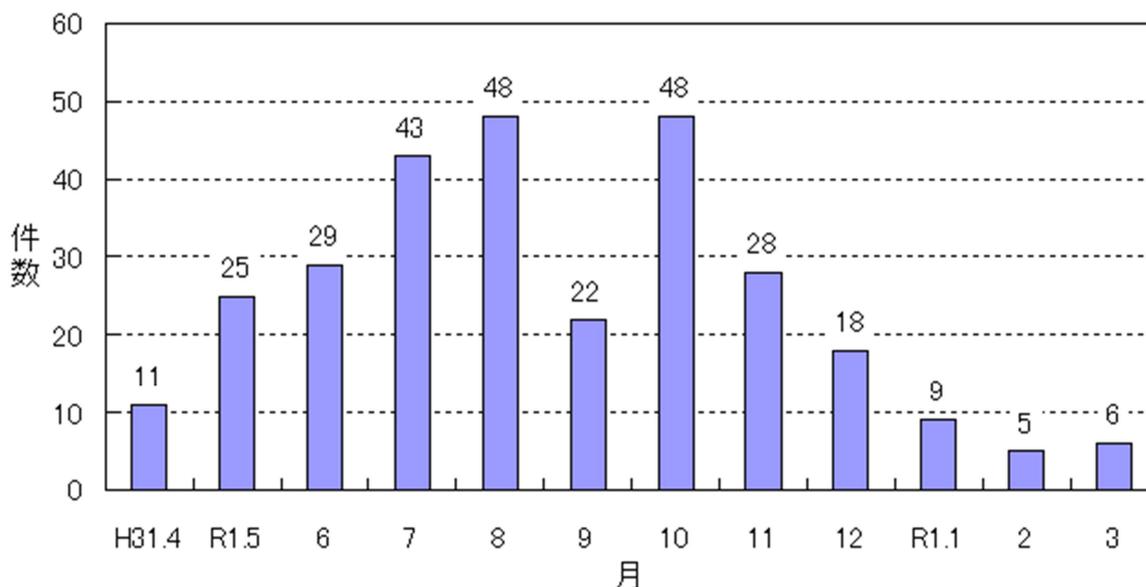
	住居系地域	商業系地域	工業系地域	調整区域	都市計画区域外	その他	合計
大気汚染	38	3	6	55	4	6	112
水質汚濁	6	1	5	22	0	0	34
騒音	38	10	9	11	1	13	82
振動	2	0	0	0	0	0	2
悪臭	17	0	5	11	0	1	34
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	101	14	25	99	5	20	264

2 あき地の雑草等の相談状況

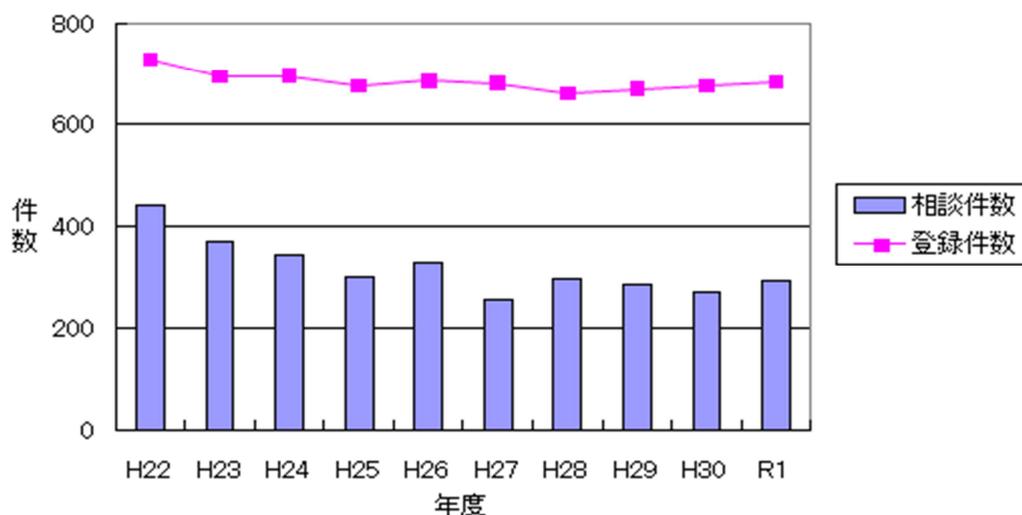
宮崎市では「あき地に放置された雑草又は枯草の除去に関する条例」に基づき、あき地の管理者等に対し雑草等の除去について指導を行っています。指導を継続して行っている土地（登録地）については、現地調査を月に1回程度行い、繁茂状況を確認しています。

令和元年度は292件の相談が寄せられました。

(1) 月別相談件数（令和元年度）



(2) 年度別相談件数と雑草地登録件数



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
相談件数	440	370	344	301	329	255	298	287	270	292
登録件数	727	694	695	676	686	680	661	669	675	683

第7章 特定工場における公害防止の取組

1 公害防止管理者制度

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定事業者に公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門的知識及び技能を有する公害防止管理者等からなる公害防止組織を整備することを義務づけ、特定工場の公害防止に取り組むことを目的としています。なお、選任等をしたときは届出が必要です。

2 特定工場

特定工場とは、原則として日本標準産業分類による、①製造業(物品の加工業を含む。)、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業に属する事業の用に供し、かつ、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める対象施設に該当する工場をいいます。

【届出件数】(令和2年3月31日現在)

①汚水等排出施設	:	10件
②ばい煙発生施設	:	6件
③一般粉じん発生施設	:	6件
④振動発生施設	:	1件
⑤騒音発生施設	:	1件

資 料 編

【 大気環境 】

【 水環境 】

【 参考資料 】

☆宮崎市環境基本条例

☆宮崎市環境審議会運営要綱

☆宮崎市環境審議会委員名簿

☆宮崎市公害防止条例

☆宮崎市公害防止条例施行規則

令和元年度大気汚染常時監視測定結果

二氧化硫黄 (SO2)

(特別に指定なきものは単位:ppm) <表-1>

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	1時間値が0.1を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04を超えた日数	二日以上連続したことの有無	日平均値が0.04を超えた日数	環境基準の長期的評価						
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月														
佐土原	商	366	8728	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.006	0	0	0	無	適
祇園	準工	366	8713	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.005	0	0	0	無	適
田野	住	364	8698	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.006	0	0	0	無	適

一酸化窒素 (NO)

(特別に指定なきものは単位:ppm) <表-2>

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値								
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
祇園	準工	364	8684	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.114	0.005
大宮小自排局	住	365	8713	0.001	0.001	0.002	0.003	0.004	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.044	0.006
南宮崎自排局	商	298	7153	0.006	0.008	**	0.013	0.007	0.008	0.008	0.006	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.007	0.007	0.061	0.013	

令和元年度大気汚染常時監視測定結果

二酸化窒素 (NO₂)

(特別に指定なきものは単位:ppm) <表-3>

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	環境基準の長期的評価			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
祇園	準工	364	8684	0.004	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.033	0.008	0	適
大宮小自排局	住	365	8713	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.030	0.008	0	適
南宮崎自排局	商	298	7153	0.009	0.008	**	0.006	0.005	0.007	0.007	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.008	0.008	0.008	0.039	0.013	0	適

窒素酸化物 (NO + NO₂)

(特別に指定なきものは単位:ppm) <表-4>

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値 NO ₂ / NO+NO ₂ %					
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
祇園	準工	364	8684	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.005	0.004	0.005	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.123	0.011	76.5
大宮小自排局	住	365	8713	0.006	0.006	0.006	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.056	0.011	67.3
南宮崎自排局	商	298	7153	0.015	0.017	**	0.020	0.012	0.014	0.014	0.013	0.017	0.016	0.014	0.014	0.013	0.014	0.014	0.096	0.024	54.2

令和元年度大気汚染常時監視測定結果

光化学オキシダント(Ox)

(特別に指定なきものは単位:ppm)

<表-5>

測定局名	用途地域	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間数 (時間)	昼間の日最高1時間値の月間平均値												昼間の1時間値が 0.12以上の日数と時間数 (日) (時間)	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値			
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月						
佐土原	商	347	5096	0.051	0.057	0.041	0.030	0.021	0.036	0.032	0.029	0.029	0.033	0.037	0.041	58	388	1	3	0.126	0.047
祇園	準工	360	5373	0.044	0.048	0.034	0.024	0.016	0.029	0.029	0.025	0.028	0.033	0.034	0.034	21	132	0	0	0.108	0.041
生目小自排局	調整	346	5135	0.039	0.043	0.032	0.015	0.014	0.024	0.023	0.020	0.025	0.029	0.034	0.034	20	130	0	0	0.112	0.039

浮遊粒子状物質(SPM)

(特別に指定なきものは単位:mg/m3)

<表-6>

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												1時間値の最高値	年平均値	日平均値の2%除外値	1時間値が0.2を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.1を超えた日数	日平均値が0.1を超えた日が一日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月							
佐土原	商	362	8706	0.021	0.026	0.025	0.025	0.030	0.022	0.020	0.018	0.018	0.016	0.019	0.019	0.022	0.146	0.043	0	0	有無	適否
祇園	準工	366	8770	0.015	0.019	0.017	0.016	0.017	0.014	0.013	0.016	0.015	0.017	0.013	0.016	0.016	0.086	0.031	0	0	無	適
田野	住	279	6731	0.020	0.023	0.022	0.021	0.018	0.007	**	**	0.017	0.014	0.018	0.015	0.018	0.113	0.037	0	0	無	適
大宮小自排局	住	364	8755	0.012	0.015	0.014	0.018	0.023	0.018	0.016	0.016	0.014	0.013	0.016	0.014	0.016	0.153	0.031	0	0	無	適
南宮崎自排局	商	366	8774	0.017	0.021	0.021	0.020	0.023	0.019	0.016	0.017	0.016	0.015	0.019	0.015	0.018	0.125	0.035	0	0	無	適

令和元年度大気汚染常時監視測定結果

一酸化炭素(CO)

測定局名	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	8時間平均値が20ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた日数	日平均値が10ppmを超えた日 が一日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								時間	日
大宮小自排局	住	365	8726	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	1.5	0.4	0	0	無	無	適

(特別に指定なきものは単位:ppm)

<表-7>

メタン(CH4)

測定局名	用途地域	6時から9時の測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	6～9時における月間平均値												6時から9時における年平均値	6-9時の3時間平均値	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			年平均値
大宮小自排局	住	326	7748	1.99	1.97	1.94	1.93	2.01	2.02	2.04	2.00	1.99	1.98	1.95	1.98	1.98	2.21	1.78
南宮崎自排局	商	355	8455	1.97	1.98	1.92	1.94	1.99	2.04	2.05	2.04	2.05	1.96	1.99	2.03	2.17	1.80	
生目小自排局	調整	366	8713	1.98	1.97	1.90	1.95	1.98	2.02	2.02	2.02	2.00	1.94	1.98	2.23	1.78		

<表-8>

(特別に指定なきものは単位:ppmC)

令和元年度大気汚染常時監視測定結果

非メタン炭化水素(NMHC) (特別に指定なきものは単位:ppmC) <表-9>

測定局名	用途地域	6時から9時の測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	6～9時における月間平均値												6時から9時における年平均値		6-9時の3時間平均値		0.3を超えた日数とその割合	0.1を超えた日数とその割合				
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	最高値	最低値	(日)			(%)	(日)	(%)	
大宮小自排局	住	326	7748	0.11	0.08	0.09	0.11	0.07	0.07	0.07	0.07	0.11	0.10	0.10	0.05	0.06	0.07	0.08	0.08	0.31	0.00	3	0.9	0	0.0
南宮崎自排局	商	355	8455	0.07	0.06	0.08	0.10	0.06	0.07	0.07	0.09	0.08	0.10	0.10	0.07	0.06	0.05	0.07	0.08	0.22	0.00	3	0.8	0	0.0
生目小自排局	調整	366	8713	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.07	0.07	0.05	0.05	0.04	0.06	0.06	0.23	0.02	1	0.3	0	0.0

全炭化水素(THC) (特別に指定なきものは単位:ppmC) <表-10>

測定局名	用途地域	6時から9時の測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	6～9時における月間平均値												6時から9時における年平均値		6-9時の3時間平均		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	最高値	最低値		
大宮小自排局	住	326	7748	2.10	2.05	2.07	2.08	2.00	2.01	2.08	2.13	2.14	2.14	2.05	2.06	2.05	2.03	2.07	2.35	1.79
南宮崎自排局	商	355	8455	2.03	2.05	2.06	2.05	1.98	2.02	2.08	2.12	2.15	2.11	2.08	2.11	2.08	2.03	2.07	2.36	1.82
生目小自排局	調整	366	8713	2.05	2.04	2.03	2.02	1.96	2.01	2.03	2.08	2.09	2.09	2.02	2.05	2.01	2.04	2.27	1.83	

令和元年度大気汚染常時監視測定結果

測定局名		用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間数 (時間)	月間平均値												年平均値	日平均値の最高値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	日平均値が35.0を超えた日数	98%値評価による日平均値が35.0を超えた日数	環境基準の長期的評価
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
佐十原	商		366	8764	12.1	13.5	13.4	10.4	10.2	9.4	11.6	12.1	12.3	10.6	12.6	9.9	11.5	33.4	99	25.7	0	0	適
祇園	準工		365	8766	13.2	15.0	13.1	11.0	11.4	11.7	12.9	14.0	13.3	11.5	13.7	10.7	12.6	30.4	58	26.1	0	0	適
田野	住		366	8761	11.6	11.7	14.5	11.1	9.7	8.9	11.1	12.7	12.5	10.5	13.0	10.0	11.4	35.0	68	25.4	0	0	適
大宮小自排局	住		363	8732	12.9	12.7	12.0	10.0	10.6	9.5	11.9	12.9	13.6	12.3	13.0	10.8	11.8	31.3	90	27.0	0	0	適
生目小自排局	調整		310	7450	11.5	12.7	11.2	9.3	9.3	7.8	10.3	12.0	12.0	10.9	16.4	**	10.8	32.3	67	23.6	0	0	適

（特別に指定なきものは単位：μg/m³） <表-11>

令和元年度ばい煙量・VOC・水銀測定件数等調べ

1)ばい煙発生施設

<表-14>

法対象区分	硫黄酸化物(A)		ばいじん (D)	カドミウム・ カドミウム 化合物 (E)	塩素 (F)	有害物質					
	燃料の硫黄 含有率の 測定 (B)	(B)以外の 方法による硫 黄酸化物の量 の測定 (C)				塩化水素 (G)	弗素・ 弗化水素 弗化珪素 (H)	鉛 鉛化合物 (I)	窒素酸化物 (J)		
										測定件数	基準超過件数
①ばい煙発生施設 (②、③及び④のばい煙発生施設を除く)											
②電気工作物たるばい煙発生施設											
③ガス工作物たるばい煙発生施設											
④鉱山に係る施設たるばい煙発生施設											
⑤合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※⑤合計=①+②+③+④ (自動計算)

2)VOC排出施設

<表-15>

法対象区分	VOC (K)
⑥VOC排出施設 (⑦、⑧及び⑨のVOC排出施設を除く)	測定件数 基準超過件数
⑦電気工作物たるVOC排出施設	測定件数 基準超過件数
⑧ガス工作物たるVOC排出施設	測定件数 基準超過件数
⑨鉱山に係る施設たるVOC排出施設	測定件数 基準超過件数
⑩合計*	0 0

※ ⑩合計=⑥+⑦+⑧+⑨ (自動計算)

3)水銀排出施設

<表-16>

法対象区分	水銀 (L)
⑪水銀排出施設 (⑫、⑬及び⑭の水銀排出施設を除く)	測定件数 基準超過件数
⑫電気工作物たる水銀排出施設	測定件数 基準超過件数
⑬ガス工作物たる水銀排出施設	測定件数 基準超過件数
⑭鉱山に係る施設たる水銀排出施設	測定件数 基準超過件数
⑮合計*	1 0

※ ⑮合計=⑪+⑫+⑬+⑭ (自動計算)

令和元年度ばい煙発生施設設置届出件数等調べ

<表-17>

施行 令別 表第一 の 項番 号	施設種類	ばい煙発生施設設置届出件数等										令和元年度未現在のばい煙発生施設				合計 (N)
		令和元年度中の設置・使用・廃止届出施設数					令和元年度未現在のばい煙発生施設					令和元年度未現在のばい煙発生施設				
		平成30年度 未現在の届 出施設数 (前回報告値)	設置届出 (法第6条 第1項)	使用届出 (法第7条 第1項)	使用廃止 届出(法 第11条)	令和元年度 中の増減 (E)	理由以外の 令和元年度 中の増減 (取なし廃止、 取り等)	令和元年度 未現在の届出 施設数	令和元年度 中の変更届 出施設数 (法第8条)	平成30年度未現在の 届出施設数(前回報告値)	電気 工作物 (H)	ガス 工作物 (I)	鉱山に 係る施設 (J)	電気 工作物 (K)	ガス 工作物 (L)	
1	ボイラー	233	13	11	2	235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	235
2	ガス養生炉・ガス加熱炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	溶鉱炉・転炉・平炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	金属溶解炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	石油加熱炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	触媒再生塔	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8の2	然焼炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	窯業焼成炉・溶融炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	反応炉・直火炉	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
11	乾燥炉	11	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
12	電気炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	廃棄物焼却炉	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	乾燥施設(カドミウム系顔料等製造用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	塩素急冷却施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	溶解槽(塩化第二鉄製造用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	活性炭製造用反応炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	塩素・塩化水素反応施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	電解炉(アルミ精錬用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	硫酸肥料等製造施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	弗酸製造用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	トリポリ磷酸ナトリウム製造用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	溶解炉(鉛の二次精錬用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	溶解炉(鉛蓄電池製造用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	鉛系顔料製造用溶解炉等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	硝酸製造用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	ユーラス炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	ガスタービン	10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
30	ディーゼル機関	14	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
31	ガス機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	ガソリン機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設種類不明	277	13	0	11	279	0	0	0	0	0	0	0	0	0	279
	施設合計	277	13	0	11	279	0	0	0	0	0	0	0	0	0	279

(工場・事業場数)

令和元年度 未現在の工 場・事業場 数・事業場 数	令和元年度 未現在の工 場・事業場 数・事業場 数
127	126
125	130
217	220

※ 「⑤全工場・事業場数」には、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係る施設のいずれかを保有する(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上する。

令和元年度一般粉じん発生施設設置届出件数等調べ

<表-19>

(届出施設数)

施行令別 表第二の 項番号	施設種類	大気汚染防止法に係る施設たる一般粉じん発生施設数										電気工作物・ガス工作物・鉱山に係る施設たる一般粉じん発生施設数				合計 (N)		
		令和元年度中の設置・使用・廃止届出施設数					届出以外の理由 による令和元年度中の増減 (見直し廃止、 誤り等)					令和元年度未現在の届出施設数		令和元年度未現在の届出施設数				
		平成30年度未現在の届出施設数 (前回報告値) (A)	設置届出 (法第18条 第1項) (B)	使用届出 (法第18条 の2第1項) (C)	使用廃止届出 (法第18条 の13第2項) (D)	令和元年度中の 増減 (E)	(F)	(G)	電気 工作物 (H)	ガス 工作物 (I)	鉱山に 係る施設 (J)	電気 工作物 (K)	ガス 工作物 (L)	鉱山に 係る施設 (M)				
1	コークス炉	0				0												0
2	堆積場	10				0												10
3	コンベア	58	1			1												59
4	破砕機・摩砕機	10				0												10
5	ふるい	6				0												6
	施設合計	84	1	0	0	1	0	0	0	85	0	0	0	0	0	0	0	85

(工場・事業場数)

<表-20>

法対象区分	平成30年度未現在の工場・事業場数 (前回報告値) (A)	令和元年度未現在の工場・事業場数 (B)
①大気汚染防止法届出一般粉じん発生施設保有工場・事業場	13	13
②電気工作物たる一般粉じん発生施設保有工場・事業場		
③ガス工作物たる一般粉じん発生施設保有工場・事業場		
④鉱山に係る施設たる一般粉じん発生施設保有工場・事業場		
⑤全工場・事業場数	13	13

※「⑤全工場・事業場数」には、大気汚染防止法、電気事業法及びび鉱山保安法に係る施設のいずれかを保有する(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上する。

令和元年度特定粉じん排出等作業実施届出件数等調べ

<表-21>

施行規則別表第七の項番号	作業の種類	令和元年度中の特定粉じん排出等作業実施件数（法第18条の15）		特定建築材料の種類（施行令第3条の3）					備考	
		(第1項) 通常の場合	(第2項) 災害その他非常事態発生による緊急の場合	(第1号) 吹付け石綿	(第2号) 断熱材	(第2号) 保温材	(第2号) 耐火被覆材			
1	(A) 解体作業	2	(0)	2	(0)	0	(0)			
2	(B) 解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業	2	(0)			2	(0)			
3	(C) 解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業									
4	(D) 改造・補修作業	20	(0)	18	(0)	1	(0)	1	(0)	
	(E) 作業数計※	24	(0)	20	(0)	3	(0)	1	(0)	
	(F) 届出数計	24								

※「(E)作業数計」には、(A)、(B)、(C)、(D)に係る合計数のうち、重複を除いた作業（法施行令第3条の4）件数を計上する。

(備考) () 内には作業実施件数のうち、工作物（建築物を除く）に係る件数を内数で計上する。

令和元年度揮発性有機化合物排出施設設置届出件数等調べ

(届出施設数)

<表-22>

施行令 別表第 一の二 の 項番号	施設種類	大気汚染防止法に係る施設たるVOC排出施設数										電気工作物・ガス工作物・鉱山に係る施設たるVOC排出施設数				合計 (N)	
		平成30年度 未現在の 届出施設数 (前報告 値)					令和元年度中の設置・使用・廃止届出施設数					令和元年度未現在の届出施設数					
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)			
		平成30年度 未現在の 届出施設数 (前報告 値)	令和元年度 設置届出 (法第17条 の5 第1項)	使用届出 (法第17条 の6 第1項)	使用廃止 届出(法 第17条の 13第2項)	令和元年度 中の増減 (法第17条 の7第1項)	届出以外の 理由による 令和元年度 中の増減 (見直し廃 止、取り 等)	令和元年度 未現在の 届出施設数	令和元年度 中の変更届 出施設数 (法第17条の 7第1項)	電気工作物 届出施設数 (前報告 値)	ガス 工作物 届出施設 に係る施設 (I)	鉱山に 係る施設 (J)	電気 工作物 届出施設 (K)	ガス 工作物 届出施設 (L)	鉱山に 係る施設 (M)		
1	VOCを溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	0				0				0							0
2	塗装施設	1				0				1							1
3	塗装の用に供する乾燥施設	0				0				0							0
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	1				0				1							1
5	接着の用に供する乾燥施設	0				0				0							0
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	0				0				0							0
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	0				0				0							0
8	工業の用に供するVOCによる洗浄施設	0				0				0							0
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロボパスカルを超えるVOCの貯蔵タンク	0				0				0							0
施設合計		2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2

(工場・事業場数)

<表-23>

法対象区分	平成30年度未現在の工場・事業場数(前報告値)	令和元年度未現在の工場・事業場数
(A)	(B)	
①大気汚染防止法揮発性有機化合物排出施設保有工場・事業場	2	2
②電気工作物たる揮発性有機化合物排出施設保有工場・事業場		
③ガス工作物たる揮発性有機化合物排出施設保有工場・事業場		
④鉱山に係る施設たる揮発性有機化合物排出施設保有工場・事業場		
⑤全工場・事業場数	2	2

※「⑤全工場・事業場数」には、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係る施設の数(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上する。

令和元年度 公共用水域水質測定結果 地点別総括表 健康項目

<表-26 >

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	カドミウム			全シアン			鉛			六価クロム			砒素		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 3	0.0003未満	0.0003未満	0 / 3	0.1未満	0.005未満	0 / 3	0.005未満	0.025未満	0 / 3	0.025未満	0.005未満	0 / 3	0.005未満	0.005未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.01未満	0 / 2	0.01未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満
境川	梁川流量観測所	013-01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.01未満	0 / 2	0.01未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.01未満	0 / 2	0.01未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.01未満	0 / 2	0.01未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.01未満	0 / 2	0.01未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 2	0.0003未満	0.0003未満	0 / 2	0.1未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.01未満	0 / 2	0.01未満	0.005未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満
合 計			0 / 15	-	-	0 / 15	-	-	0 / 15	-	-	0 / 15	-	-	0 / 15	-	-

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	総水銀			アルキル水銀			PCB			ジクロロメタン			四塩化炭素			
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 3	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0 / 3	0.0005未満	0.0005未満	0 / 3	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0 / 3	0.0002未満	0.0002未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
境川	梁川流量観測所	013-01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満
合 計			0 / 15	-	-	-	-	-	0 / 15	-	-	0 / 15	-	-	-	0 / 15	-	-

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	1, 2-ジクロロエタレン			1, 1-ジクロロエチレン			シス-1, 2-ジクロロエチレン			1, 1, 1-トリクロロエタン			1, 1, 2-トリクロロエタン		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 3	0.0004未満	0.0004未満	0 / 3	0.002未満	0.002未満	0 / 3	0.004未満	0.004未満	0 / 3	0.005未満	0.005未満	0.0006未満	0.0006未満	
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0.0006未満	0.0006未満	
境川	梁川流量観測所	013-01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0.0006未満	0.0006未満	
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0.0006未満	0.0006未満	
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0.0006未満	0.0006未満	
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0.0006未満	0.0006未満	
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 2	0.0004未満	0.0004未満	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.004未満	0.004未満	0 / 2	0.005未満	0.005未満	0.0006未満	0.0006未満	
合 計			0 / 15	—	—	0 / 15	—	—	0 / 15	—	—	0 / 15	—	—	0 / 15	—	

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	トリクロロエチレン			デトクロロエチレン			1, 3-ジクロロプロペン			チウラム			シマジン		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 3	0.001未満	0.001未満	0 / 3	0.001未満	0.001未満	0 / 3	0.0002未満	0.0002未満	0 / 3	0.0006未満	0.0006未満	0.0003未満	0.0003未満	
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0.0003未満	0.0003未満	
境川	梁川流量観測所	013-01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0.0003未満	0.0003未満	
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0.0003未満	0.0003未満	
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0.0003未満	0.0003未満	
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0.0003未満	0.0003未満	
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.0006未満	0.0006未満	0.0003未満	0.0003未満	
合 計			0 / 15	—	—	0 / 15	—	—	0 / 15	—	—	0 / 15	—	—	0 / 15	—	

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	チオベンカルブ			ベンゼン			セレン			N02-N+NO3-N			ふっ素		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 3	0.002未満	0.002未満	0 / 3	0.001未満	0.001未満	0 / 3	0.002未満	0.002未満	0 / 6	2.3	1.6	0 / 4	0.08未満	0.08未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 6	0.68	0.54	0 / 2	0.08未満	0.08未満
境川	梁川流量観測所	013-01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	1.8	1.5	0 / 2	0.08未満	0.08未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	2.2	1.6	0 / 2	0.08未満	0.08未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.21	0.20	0 / 2	0.08未満	0.08未満
石崎川	石崎橋	074-01	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	1.3	1.2	—	—	—
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 6	0.79	0.54	0 / 2	0.08未満	0.08未満
合計	合計		0 / 15	—	—	0 / 15	—	—	0 / 15	—	—	0 / 26	—	—	0 / 14	—	—

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	ほう素			1,4-ジオキサン		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
大淀川下流	相生橋	018-03	0 / 4	0.07	0.07	0 / 4	0.005未満	0.005未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0 / 2	0.02	0.02	0 / 2	0.005未満	0.005未満
境川	梁川流量観測所	013-01	0 / 4	0.72	0.52	—	—	—
清武川下流	木崎橋	030-01	0 / 2	0.09	0.06	0 / 2	0.005未満	0.005未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0 / 2	0.06	0.05	0 / 2	0.005未満	0.005未満
加江田川	天神橋	072-01	0 / 2	0.66	0.39	0 / 2	0.005未満	0.005未満
石崎川	石崎橋	074-01	—	—	—	0 / 2	0.005未満	0.005未満
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02	0 / 2	0.40	0.21	0 / 4	0.005未満	0.005未満
合計	合計		0 / 18	—	—	0 / 18	—	—

(備考) 単位：mg/L

m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

相生橋及び柳瀬橋は市及び国土交通省測定。一ツ瀬橋は市及び県測定。その他の地点は市測定。

令和元年度 公共用水域水質測定結果 地点別総括表 生活環境項目

<表-27 >

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一 番号	類型	達成 期間	調査 区分	pH			DO			BOD (COD)			SS (油分等)			大腸菌群数		
						最小 ~ 最大	m / n	最小 ~ 最大	平均	75%値	最小 ~ 最大	m / n	最大	最小 ~ 最大	m / n	平均	最小 ~ 最大	m / n	平均	
大淀川下流	大淀川河口	018-63	A	□	年間	7.4 ~ 8.1	0 / 6	7.7 ~ 9.5	0 / 6	8.5	0.5未満 ~ 1.0	0 / 6	0.9	2 ~ 8	0 / 6	4	1.1E+02 ~ 7.9E+03	3 / 6	2.0E+03	
大淀川下流	大淀大橋	018-64	A	□	年間	7.6 ~ 7.8	0 / 4	7.7 ~ 10	0 / 4	9.1	0.5未満 ~ 0.8	0 / 4	0.8	3 ~ 5	0 / 4	4	—	—	—	
大淀川下流	宮崎大橋	018-53	A	□	年間	7.5 ~ 7.9	0 / 6	7.8 ~ 10	0 / 6	9.1	0.5未満 ~ 1.4	0 / 6	0.9	2 ~ 9	0 / 6	5	4.9E+02 ~ 4.9E+03	4 / 6	2.5E+03	
大淀川下流	相生橋	018-03	A	□	年間	7.5 ~ 7.9	0 / 24	7.8 ~ 10	0 / 24	9.3	0.5未満 ~ 1.8	0 / 24	1.0	1 ~ 17	0 / 24	5	3.3E+02 ~ 1.1E+04	12 / 16	4.2E+03	
大淀川下流	有田橋	018-56	A	□	年間	7.5 ~ 8.0	0 / 6	7.6 ~ 10	0 / 6	9.1	0.5未満 ~ 1.5	0 / 6	1.4	2 ~ 9	0 / 6	5	7.0E+02 ~ 2.4E+04	5 / 6	5.0E+03	
大淀川下流	花見橋	018-52	A	□	年間	7.6 ~ 7.9	0 / 6	7.8 ~ 9.8	0 / 6	9.1	0.5 ~ 2.2	2 / 6	2.2	3 ~ 9	0 / 6	6	2.6E+02 ~ 7.9E+03	5 / 6	4.2E+03	
大淀川下流	大ノ丸橋	018-51	A	□	年間	7.4 ~ 7.9	0 / 4	7.8 ~ 10	0 / 4	8.7	0.6 ~ 1.0	0 / 4	0.9	3 ~ 6	0 / 4	5	—	—	—	
大淀川下流	柚ノ木崎橋	018-58	A	□	年間	7.5 ~ 7.8	0 / 6	7.7 ~ 9.3	0 / 6	8.8	0.5 ~ 1.6	0 / 6	1.5	3 ~ 9	0 / 6	5	2.7E+02 ~ 1.1E+04	4 / 6	3.8E+03	
八重川	番所橋	239-01			年間	7.5 ~ 7.9	* / 4	7.2 ~ 8.7	* / 4	8.2	0.5未満 ~ 1.0	* / 4	1.0	5 ~ 11	* / 4	8	—	—	—	
八重川	宮元橋	239-02			年間	7.8 ~ 8.0	* / 4	7.2 ~ 9.3	* / 4	8.3	0.5 ~ 2.3	* / 4	1.3	4 ~ 11	* / 4	9	2.3E+03 ~ 1.3E+04	* / 4	5.9E+03	
大谷川	大谷川水門	247-01			年間	7.6 ~ 8.0	* / 4	7.2 ~ 9.7	* / 4	8.5	0.6 ~ 1.6	* / 4	0.9	3 ~ 21	* / 4	9	1.1E+03 ~ 2.2E+04	* / 4	1.1E+04	
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	A	□	年間	7.3 ~ 7.8	0 / 24	8.2 ~ 11	0 / 24	9.7	0.5未満 ~ 0.9	0 / 24	0.7	1 ~ 21	0 / 24	4	7.0E+02 ~ 1.7E+04	15 / 16	5.3E+03	
境川	梁川流重観測所	013-01	AA	△	年間	7.8 ~ 8.1	0 / 12	8.6 ~ 12	0 / 12	9.9	0.5未満 ~ 1.1	1 / 12	0.6	1未満	0 / 12	1	1.3E+02 ~ 4.9E+03	12 / 12	1.3E+03	
浦之名川	川口橋	014-01	AA	△	年間	7.4 ~ 7.8	0 / 12	8.2 ~ 11	0 / 12	9.8	0.5未満 ~ 1.0	0 / 12	1.0	1未満	0 / 12	2	3.3E+02 ~ 1.3E+04	12 / 12	4.4E+03	
清武川下流	清武川河口	030-53	A	□	年間	7.4 ~ 7.9	0 / 6	8.6 ~ 11	0 / 6	10	0.5未満 ~ 1.0	0 / 6	0.5	1 ~ 3	0 / 6	2	2.2E+03 ~ 1.6E+05	6 / 6	3.3E+04	
清武川下流	木崎橋	030-01	A	□	年間	7.3 ~ 7.8	0 / 12	7.6 ~ 11	0 / 12	9.3	0.5未満 ~ 1.1	0 / 12	0.7	1 ~ 5	0 / 12	2	1.7E+03 ~ 1.6E+05	12 / 12	3.4E+04	
清武川下流	木花頭首工	030-52	A	□	年間	7.3 ~ 7.6	0 / 6	8.6 ~ 10	0 / 6	9.2	0.5未満 ~ 1.1	0 / 6	0.8	1 ~ 3	0 / 6	2	2.3E+03 ~ 1.1E+06	6 / 6	2.0E+05	
清武川下流	上使橋	030-51	A	□	年間	7.5 ~ 7.7	0 / 6	8.2 ~ 11	0 / 6	9.5	0.5未満 ~ 0.8	0 / 6	0.8	1未満	0 / 6	1	1.3E+03 ~ 5.4E+04	6 / 6	1.4E+04	
清武川上流	麩屋橋	029-01	AA	△	年間	7.6 ~ 8.0	0 / 12	8.5 ~ 11	0 / 12	9.7	0.5未満 ~ 1.0	0 / 12	0.6	1未満	0 / 12	2	2.2E+02 ~ 5.4E+04	12 / 12	7.3E+03	
清武川上流	前の下橋	029-51	AA	△	年間	7.6 ~ 8.0	0 / 6	8.7 ~ 11	0 / 6	10	0.5未満 ~ 0.8	0 / 6	0.6	1未満	0 / 6	2	1.7E+02 ~ 1.3E+04	6 / 6	4.1E+03	
岡川	佐代橋	253-02			年間	7.7 ~ 8.0	* / 4	9.1 ~ 10	* / 4	9.8	0.5 ~ 0.8	* / 4	0.8	1 ~ 3	* / 4	2	2.3E+03 ~ 7.9E+03	* / 4	5.5E+03	
岡川	通山橋	253-01			年間	7.7 ~ 8.0	* / 4	9.5 ~ 10	* / 4	9.9	0.5未満 ~ 0.8	* / 4	0.7	1 ~ 2	* / 4	2	2.3E+03 ~ 9.2E+04	* / 4	2.6E+04	
松山川	清武川合流点 (由老人福祉館下)	252-01			年間	7.7 ~ 8.0	* / 4	8.7 ~ 12	* / 4	10	0.5未満 ~ 0.7	* / 4	0.7	1未満	* / 4	1	2.3E+02 ~ 4.9E+03	* / 4	2.7E+03	
加江田川	鶴来橋	072-53	AA	△	年間	7.6 ~ 8.0	0 / 6	7.6 ~ 9.3	0 / 6	8.3	0.5未満 ~ 1.1	1 / 6	1.0	2 ~ 7	0 / 6	3	1.1E+02 ~ 5.4E+03	6 / 6	1.4E+03	
加江田川	天神橋	072-01	AA	△	年間	7.4 ~ 7.8	0 / 12	6.1 ~ 11	1 / 12	8.9	0.5未満 ~ 0.9	0 / 12	0.8	1 ~ 7	0 / 12	2	1.7E+02 ~ 7.9E+03	12 / 12	2.5E+03	
加江田川	丸野橋	072-52	AA	△	年間	7.6 ~ 7.9	0 / 6	8.4 ~ 11	0 / 6	9.7	0.5未満 ~ 0.7	0 / 6	0.6	1 ~ 3	0 / 6	2	1.7E+02 ~ 3.5E+03	6 / 6	2.0E+03	

令和元年度 公共用水域水質測定結果 地点別総括表 生活環境項目

<表-28>

水 域 名 (河川名等)	地点名	地点統一 番号	類型	達 成 期 間	調査 区 分	全窒素			全磷			直鎖アールキルベンゼン・スルホン酸及びその塩			亜鉛												
						最小	～	最大	m / n	平均	最小	～	最大	m / n	平均	最小	～	最大	m / n	平均							
大淀川下流	相生橋	018-03		年間		1.2	～	2.6	* / 8	1.9	0.063	0.041	～	0.095	* / 8	0.063	0.00006未満	～	0.0006未満	0.0006未満	0.0037	0.002	～	0.004	* / 6	0.002	
本庄川下流	柳瀬橋	026-01		年間		0.54	～	0.76	* / 8	0.65	0.020	0.014	～	0.030	* / 8	0.020	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浦之名川	川口橋	014-01		年間		0.91	～	1.6	* / 4	1.2	0.026	0.021	～	0.032	* / 4	0.026	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
境川	梁川流量観測所	013-01		年間		0.51	～	1.0	* / 4	0.71	0.010	0.008	～	0.012	* / 4	0.010	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清武川下流	木崎橋	030-01		年間		1.2	～	1.8	* / 4	1.6	0.049	0.031	～	0.069	* / 4	0.049	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清武川上流	龍登橋	029-01		年間		1.1	～	2.3	* / 4	1.6	0.026	0.023	～	0.031	* / 4	0.026	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
加江田川	天神橋	072-01		年間		0.19	～	0.39	* / 4	0.27	0.014	0.010	～	0.022	* / 4	0.014	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石崎川	石崎橋	074-01		年間		1.3	～	1.7	* / 4	1.5	0.05	0.043	～	0.05	* / 4	0.05	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新名爪川	羽毛矢橋	074-53		年間		0.79	～	1.0	* / 4	0.9	0.074	0.068	～	0.081	* / 4	0.074	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一ツ瀬川下流	一ツ瀬橋	042-02		年間		0.32	～	0.7	* / 4	0.54	0.026	0.015	～	0.039	* / 4	0.026	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 単位：mg/L

m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

平均：日間平均値の年平均値

相生橋は市、柳瀬橋は市及び県測定、その他の地点は市測定。

令和元年度 公共用水域水質測定結果 地点別総括表 要監視項目

<表-29>

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	クロロホルム			トランス-1,2-ジクロロエチレン			1,2-ジクロロプロパン			p-ジクロロベンゼン			イソキサチオン		
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
石崎川	石崎橋	074-01	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.0008未満	0.0008未満
大淀川下流	相生橋	018-03	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.0008未満	0.0008未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.0008未満	0.0008未満
清武川下流	木崎橋	030-01	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.0008未満	0.0008未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.001未満	0.001未満	0/2	0.0008未満	0.0008未満
加江田川	天神橋	072-01	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.001未満	0.001未満	0/1	0.0008未満	0.0008未満
一ツ瀬川	一ツ瀬橋	042-02	0/2	0.006未満	0.006未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0/2	0.0008未満	0.0008未満
合	計		0/11	-	-	0/9	-	-	0/9	-	-	0/9	-	-	0/11	-	-

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	ダイアジノン			フェニトロチオン (MEP)			イソプロチオン			オキシ銅 (有機銅)			クロタクロニル (TPN)		
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
石崎川	石崎橋	074-01	0/1	0.0005未満	0.0005未満	0/1	0.0003未満	0.0003未満	0/1	0.004未満	0.004未満	0/1	0.004未満	0.004未満	0/1	0.005未満	0.005未満
大淀川下流	相生橋	018-03	0/2	0.0005未満	0.0005未満	0/2	0.0003未満	0.0003未満	0/2	0.004未満	0.004未満	0/2	0.004未満	0.004未満	0/2	0.005未満	0.005未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0/2	0.0005未満	0.0005未満	0/2	0.0003未満	0.0003未満	0/2	0.004未満	0.004未満	0/2	0.004未満	0.004未満	0/2	0.005未満	0.005未満
清武川下流	木崎橋	030-01	0/1	0.0005未満	0.0005未満	0/1	0.0003未満	0.0003未満	0/1	0.004未満	0.004未満	0/1	0.004未満	0.004未満	0/1	0.005未満	0.005未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0/2	0.0005未満	0.0005未満	0/2	0.0003未満	0.0003未満	0/2	0.004未満	0.004未満	0/2	0.004未満	0.004未満	0/2	0.005未満	0.005未満
加江田川	天神橋	072-01	0/1	0.0005未満	0.0005未満	0/1	0.0003未満	0.0003未満	0/1	0.004未満	0.004未満	0/1	0.004未満	0.004未満	0/1	0.005未満	0.005未満
一ツ瀬川	一ツ瀬橋	042-02	0/2	0.0005未満	0.0005未満	0/2	0.0003未満	0.0003未満	0/2	0.004未満	0.004未満	0/2	0.004未満	0.004未満	0/2	0.005未満	0.005未満
合	計		0/11	-	-	0/11	-	-	0/11	-	-	0/11	-	-	0/11	-	-

水域名 (河川名等)	地点名	地点統一番号	プロピザミド			E P N			ジクロロボス (DDVP)			フェノプロカルブ (BPMC)			イプロベンホス (IBP)		
			m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値
石崎川	石崎橋	074-01	0/1	0.0008未満	0.0008未満	0/1	0.0006未満	0.0006未満	0/1	0.0008未満	0.0008未満	0/1	0.003未満	0.003未満	0/1	0.0008未満	0.0008未満
大淀川下流	相生橋	018-03	0/2	0.0008未満	0.0008未満	0/2	0.0006未満	0.0006未満	0/2	0.0008未満	0.0008未満	0/2	0.003未満	0.003未満	0/2	0.0008未満	0.0008未満
本庄川下流	柳瀬橋	026-01	0/2	0.0008未満	0.0008未満	0/2	0.0006未満	0.0006未満	0/2	0.0008未満	0.0008未満	0/2	0.003未満	0.003未満	0/2	0.0008未満	0.0008未満
清武川下流	木崎橋	030-01	0/1	0.0008未満	0.0008未満	0/1	0.0006未満	0.0006未満	0/1	0.0008未満	0.0008未満	0/1	0.003未満	0.003未満	0/1	0.0008未満	0.0008未満
清武川上流	庵屋橋	029-01	0/2	0.0008未満	0.0008未満	0/2	0.0006未満	0.0006未満	0/2	0.0008未満	0.0008未満	0/2	0.003未満	0.003未満	0/2	0.0008未満	0.0008未満
加江田川	天神橋	072-01	0/1	0.0008未満	0.0008未満	0/1	0.0006未満	0.0006未満	0/1	0.0008未満	0.0008未満	0/1	0.003未満	0.003未満	0/1	0.0008未満	0.0008未満
一ツ瀬川	一ツ瀬橋	042-02	0/2	0.0008未満	0.0008未満	0/2	0.0006未満	0.0006未満	0/2	0.0008未満	0.0008未満	0/2	0.003未満	0.003未満	0/2	0.0008未満	0.0008未満
合	計		0/11	-	-	0/11	-	-	0/11	-	-	0/11	-	-	0/11	-	-

水 域 名 (河川名等)	地 点 名	地点統一番号	クロロニトロフェン (GNP)			トルエン			キシレン			フタル酸ジエチルヘキシル			ニッケル		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
			0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.006未満	0.006未満	0 / 1	0.006未満	0.006未満
0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.006未満	0.006未満	0 / 2	0.006未満	0.006未満	0 / 2	0.01未満	0.01未満
0 / 2	0.0005未満	0.0005未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.006未満	0.006未満	0 / 2	0.006未満	0.006未満	0 / 2	0.01未満	0.01未満
0 / 1	0.0005未満	0.0005未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.006未満	0.006未満	0 / 1	0.006未満	0.006未満	0 / 1	0.01未満	0.01未満
0 / 2	0.0001未満	0.0001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.006未満	0.006未満	0 / 2	0.006未満	0.006未満	0 / 2	0.01未満	0.01未満
0 / 11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計			0 / 11	—	—	0 / 9	—	—	—	0 / 9	—	—	—	—	0 / 9	—	—

水 域 名 (河川名等)	地 点 名	地点統一番号	モリブデン			アンチモン			塩化ビニルモノマー			エピクロヒドリン			全マンガン		
			m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値	m / n	最大値	平均値
			0 / 1	0.007	0.007	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00004未満	0.00004未満	0 / 1	0.02	0.02
0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.00004未満	0.00004未満	0 / 2	0.02	0.02			
0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.00004未満	0.00004未満	0 / 2	0.02	0.02			
0 / 1	0.002未満	0.002未満	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00004未満	0.00004未満	0 / 1	0.02	0.02			
0 / 2	0.002未満	0.002未満	0 / 2	0.001未満	0.001未満	0 / 2	0.0002未満	0.0002未満	0 / 2	0.00004未満	0.00004未満	0 / 2	0.02	0.02			
0 / 1	0.002	0.002	0 / 1	0.001未満	0.001未満	0 / 1	0.0002未満	0.0002未満	0 / 1	0.00004未満	0.00004未満	0 / 1	0.02	0.02			
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
0 / 9	—	—	0 / 9	—	—	0 / 9	—	—	—	0 / 9	—	—	—	—			
計			0 / 9	—	—	0 / 9	—	—	—	0 / 9	—	—	—	—			

水 域 名 (河川名等)	地 点 名	地点統一番号	ウラン		
			m / n	最大値	平均値
			0 / 1	0.0005	0.0005
0 / 2	0.0002未満	0.0002未満			
0 / 2	0.0002未満	0.0002未満			
0 / 1	0.0002未満	0.0002未満			
0 / 2	0.0002未満	0.0002未満			
0 / 1	0.0002未満	0.0002未満			
—	—	—			
0 / 9	—	—			
計					

(備考) 単位：mg/L
m：指針値を超える検体数 n：総検体数
—：指針値は未測定。その他の地点は未測定。

令和元年度 地下水水質測定結果

<表-30 >

調査番号	環境基準項目																				調査区分						
	Cd	CN	Pb	Cr ⁶⁺	As	T-Hg	PCB	シクロキサノン	四塩化炭素	加臭剤	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラフルオロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チカラム	シマジン		チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
基準値	0.003	未検出	0.01	0.05	0.01	0.0005	未検出	0.02	0.002	0.002	0.004	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05
1	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.001	1.6	<0.08	0.04	<0.005
2	<0.0003	<0.1	0.007	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.001	3.5	<0.08	0.02	<0.005
3	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0003	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.001	0.78	<0.08	0.01	<0.005
4		<0.1		<0.01																							
5																											
6			<0.005	<0.01				<0.001	<0.0002		<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002				<0.001			<0.08	0.02	
7																											
8		<0.1																									
9								<0.001	<0.0002		<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002									
10								<0.001	<0.0002		<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002									
11					<0.005			<0.001	<0.0002		<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002									
12																											
13		<0.1				<0.0005																					
14								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.15	<0.0002				<0.001					
15								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	0.003	<0.001	<0.0006	0.02	0.19	<0.0002				<0.001					
16								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.08	<0.0002				<0.001					
17								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.13	<0.0002				<0.001					
18								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.091	<0.0002				<0.001					
19								<0.001	<0.0002	0.002	<0.0004	<0.001	0.010	<0.001	<0.0006	0.005	<0.001	<0.0002				<0.001					
20		<0.1		<0.01				<0.001	<0.0002	0.0006	<0.0004	<0.001	0.003	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002				<0.001			<0.08	0.03	
21								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	<0.001	<0.0002				<0.001					
22																								18			
23																											
24																									9.0		
25																									1.6		
26					0.014																						
27					0.018																						
28					0.012																						
29																											
30								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.006	<0.0002				<0.001					
31								<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0006	<0.002	0.045	<0.0002				<0.001					

*1) 単位:mg/L

調査番号	要監視項目										調査区分										
	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イネキチオン	イネキチオン	ダイアジノリン	フェニトチオン(MEP)	イプロチオン	オキシシン(有機銅)	クロロケロリン	プロピルミト		EPN	ジクロロビスフェノールA(BPA)	ジクロロビスフェノールA(BPA)の塩化物(DDVP)	ジクロロビスフェノールA(BPA)の塩化物(DDVP)	ジクロロビスフェノールA(BPA)の塩化物(DDVP)	クロロケロリン(CNP)	トルエン	キシレン	ニッケル	モリブデン
基準値	0.06	0.06	0.2	0.008	0.005	0.003	0.04	0.04	0.05	0.008	0.006	0.008	0.008	0.03	0.008	-	0.6	0.4	-	0.07	0.02
1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.0008	<0.002	<0.0008	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.01	0.002	<0.001
2	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.0008	<0.002	<0.0008	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.01	<0.002	<0.001
3	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0008	<0.0005	<0.0003	<0.004	<0.004	<0.004	<0.0008	<0.0006	<0.0008	<0.0008	<0.002	<0.0008	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.01	<0.002	<0.001

改正 平成12年3月28日条例第28号

平成17年12月20日条例第152号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策（第7条—第20条）
- 第3章 地球環境の保全の推進等（第21条）
- 第4章 宮崎市環境審議会（第22条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、潤いと安らぎのある快適な環境が保全されること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宮崎市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する配慮の方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、宮崎市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにした書類を毎年作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境その他市民の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、前項に規定する措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置等)

第12条 市は、市民及び事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、経済的な助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者と協力して、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第15条 市は、市民及び事業者が自ら環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動が促進されるように、生涯を通じた環境の保全に関する教育及び学習を振興し、並びに環境の保全に関する広報活動を充実するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全に資するために必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加及び協力の促進)

第18条 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第19条 市は、環境の保全に資するために必要な調査及び研究の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全の推進等

第21条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策の推進を図るものとする。

2 市は、関係機関と連携し、環境の保全に関する技術及び情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 宮崎市環境審議会

(設置)

第22条 環境の保全に関する基本的な事項を調査審議させる等のため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、宮崎市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第26条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(宮崎市公害防止条例の一部改正)

2 宮崎市公害防止条例(昭和47年条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成12年3月28日条例第28号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日条例第152号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱又は任命される宮崎市環境審議会の委員の任期は、第24条第1項の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

宮崎市環境審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市環境基本条例（平成9年条例第15号）第29条の規定に基づき、宮崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、会議の日時、場所及び議案を示して、あらかじめ文書で通知するものとする。

2 会長及び職務代理委員が共に欠けたときに会議を開催しようとするときは、市長が招集し、委員に対し、前項の規定のとおり通知するものとする。

(欠席)

第3条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長又は市長に申し出なければならない。

(関係者の事情聴取)

第4条 会長が必要と認めるときは、議事に関係する第三者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、審議会に諮って会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議を公開する場合においては、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講じることができる。

(議事録)

第6条 会長は、会議終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議案の内容
- (4) 審議の経過及び結果

2 議事録には、会長が会議において指名する委員2名が署名しなければならない。

3 市長は、会議終了後、議事録を公表するものとする。ただし、会議が非公開の場合はこの限りではない。

(委員)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

宮崎市環境審議会委員名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名
学識 経験 を有する者 (四名)	宮崎大学	名 誉 教 授	ハラ タ 効 典 原 田 隆 典
	宮崎大学農学部 (附属フィールド科学教育研究センター)	教 授	ニシ フサ ア ヤ 西 脇 亜 也
	宮崎大学教育学部 (技術教育講座)	教 授	フジ タ シ ヤ 藤 元 嘉 安
	宮崎大学工学部 (環境ロボティクス学科)	教 授	サカ イ コウ 酒 井 剛
機 関 関 係 の 職 員 (二名)	宮崎河川国道事務所	副 所 長	イワ サキ ユキ 弘 岩 崎 征 弘
	宮崎県環境森林部	次 長	カワ ケロ ヤス オ 川 口 泰 夫
そ の 他 市 長 が 適 当 と 認 め た 者 (一〇名)	宮崎県環境保全アドバイザー	会 員	ハシ マル ミ ア 金 丸 文 昭
	宮崎昆虫同好会	幹 事	カチ オ ケイ キチ 中 尾 景 吉
	NPO法人 大淀川流域ネットワーク	事 務 局 員	ハヤ セ マイ コ 早 瀬 盟 子
	NPO法人 みやざきエコの会	会 員	ミヤ シ ヤス ヒサ 宮 路 康 久
	宮崎市自治会連合会	副 会 長	ヨコ ヤマ シュウ シニ 横 山 脩 二
	宮崎商工会議所	議 員	トリ ヤマ スミ ヨ代 鳥 山 純 代
	佐土原町婦人連絡協議会	会 計	オニ サキ 恵 美 子 尾 崎 恵 美 子
	田野町商工会	事 務 局 長	アリ ムラ カツ 弘 有 村 勝 弘
	高岡地区女性団体連絡協議会	会 員	ユ タ シ マサ コ 湯 地 政 子
清武町婦人連絡協議会	会 長	ミヤ タ カ コ 宮 本 和 子	

※任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日

改正	昭和48年7月19日条例第36号 昭和62年3月27日条例第1号 平成9年3月27日条例第15号 平成17年6月30日条例第44号	昭和58年3月24日条例第3号 平成6年6月23日条例第17号 平成13年6月29日条例第27号
----	--	--

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 公害の防止に関する施策（第6条—第15条）
- 第3章 規制（第16条—第31条の2）
- 第4章 削除
- 第5章 雑則（第41条—第42条）
- 第6章 罰則（第43条—第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 宮崎市環境基本条例（平成9年条例第15号）第2条第3号に規定する公害をいう。
- (2) 飲食店営業等 飲食店営業その他の営業のうち、夜間における騒音について統一的に規制する必要がある営業で規則で定めるものをいう。
- (3) 騒音発生施設 市長の定める区域内における工場又は事業場に設置される施設で、著しい騒音を発生する施設のうち、騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下「法」という。）に定める特定施設以外の施設で、規則で定めるものをいう。
- (4) 特定建設作業 市長の定める区域内において建設工事として行われる作業で、著しい騒音を発生する作業のうち、法に定める特定建設作業以外の作業で、規則で定めるものをいう。
- (5) 指定施設 市長の定める区域内において設置される施設で、著しい騒音を発生する施設のうち、第3号に定める施設以外の施設で、規則で定めるものをいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、使用人その他の従業者に対し、公害の防止の意識を普及し、及び公害の防止の意識を高めるように努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、県の施策に準じて施策を講ずるとともに、自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策及び自然の保護、緑地の造成等自然環境の確保のための施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

第2章 公害の防止に関する施策

(公害防止の指導)

第6条 市長は、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害の防止のため必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

(公害防止に関する施設の整備等の推進)

第7条 市は、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業及び下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備事業を推進する措置を講ずるよう努めなければならない。

(監視、測定等の実施)

第8条 市長は、公害の状況をは握し、及び公害の防止のために必要な監視、測定及び試験検査等を実施するよう努めなければならない。

(調査の実施)

第9条 市は、公害の予測に関する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施するよう努めなければならない。

(知識の普及等)

第10条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるよう努めなければならない。

(地域開発施策等における公害防止の配慮)

第11条 市は、都市の開発、企業の誘致等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について配慮しなければならない。

(自然の保護等)

第12条 市は、自然の保護、緑地の造成等を図ることによってすぐれた自然環境を確保し、公害の防止に資することとなるよう努めなければならない。

(事業者に対する援助)

第13条 市は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善につき、必要な資金のあっせん、技術的な指導及び助言その他の援助に努めるものとする。

(公害紛争の処理)

第14条 市長は、公害に係る紛争が生じたときは、関係者と協力してその公正な解決に努めるものとする。

(苦情の処理)

第15条 市長は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。

2 前項に規定する苦情の処理を行うため、公害苦情相談員を置く。

第3章 規制

(騒音規制区域)

第16条 市長は、騒音を規制する区域として次に掲げる区域を定めるものとする。

- (1) 工場又は事業場において発生する騒音を規制する区域
- (2) 建設作業に伴って発生する騒音を規制する区域
- (3) 飲食店営業等の営業に伴って発生する夜間における騒音を規制する区域

2 市長は、前項の規定により区域を定めるときは、公示するものとする。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(規制基準)

第17条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規制基準を規則で定めるものとする。

- (1) 騒音発生施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音 騒音の昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとの特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度
- (2) 特定建設作業に伴って発生する騒音 騒音の昼間、夜間その他の時間の区分及び作業時間等の区分並びに区域の区分ごとの大きさの許容限度

(3) 飲食店営業等の営業に伴って発生する夜間における騒音 時間の区分及び区域の区分ごとの当該営業施設の敷地の境界線における大きさの許容限度

2 市長は、規制基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、宮崎市環境基本条例第22条の規定により置かれる宮崎市環境審議会の意見をきかなければならない。

(騒音発生施設の設置の届出)

第18条 騒音発生施設を設置しようとする者は、その騒音発生施設の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) 騒音発生施設の種類ごとの数

(4) 騒音防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、騒音発生施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第19条 一の施設が騒音発生施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該施設が騒音発生施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(騒音発生施設の数等の変更の届出)

第20条 第18条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第1項第3号及び第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第18条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第21条 市長は、第18条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が、規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名変更等の届出)

第22条 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る騒音発生施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第23条 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る騒音発生施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音発生施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者について、相続、合併又は分割(その届出に係る騒音発生施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音発生施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(騒音発生施設に係る改善命令等)

第24条 市長は、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、第21条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第19条第1項による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する騒音発生施設となった日から3年間は適用しない。ただし、その者が、第20条第1項の届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第25条 市長は、小規模の事業者に対する第21条又は前条第1項若しくは第2項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう、当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第26条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の7日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業の場所及び実施の期間

(4) 騒音の防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定建設作業に係る改善命令等)

第27条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音が、特定建設作業の騒音に係る規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善、又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 市長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について、前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

(指定施設の騒音防止)

第28条 指定施設を設置する者は、当該施設から発生する騒音により、近隣的生活環境に支障を生じないよう騒音の防止に努めなければならない。

2 市長は、指定施設から発生する騒音が、当該施設の所在する地域に適用される特定工場等に係る規制基準を超えることにより、著しく周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該施設を設置している者に対して、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止について必要な勧告をすることができる。

(拡声機使用の制限)

第29条 何人も、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより周辺的生活環境を保全する必要がある地域で規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

(深夜における音響機器使用の制限)

第29条の2 飲食店営業等を営む者は、深夜における静穏の保持を必要とする地域として規則で定める区域において、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が外部に漏れない営業施設については、この限りでない。

(飲食店営業等に係る騒音の制限)

第30条 飲食店営業等を営む者は、当該営業を営むことにより、第17条第1項第3号に規定する規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

(勧告及び命令)

第31条 市長は、前3条の規定に違反する行為により、人の健康又は生活環境が損なわれると認めるときは、当該行為をしている者又はさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において当該行為の停止、その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないで、当該行為をしているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するため必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から1年間は、適用しない。

(1) 一の地域が新たに第16条第1項第3号に規定する規制区域(以下この号において「規制区域」という。)となった際現にその地域内において飲食店営業等を営んでいる者 当該地域が規制区域となった日

(2) 一の営業が新たに飲食店営業等となった際現にその営業を営んでいる者 当該営業が飲食店営業等となった日

(利用者の責務)

第31条の2 飲食店営業等の営業施設を利用する者は、その利用に当たっては、当該営業を営む者に協力し、騒音の防止に努めなければならない。

第4章 削除

第32条から第40条まで 削除

第5章 雑則

(報告及び検査)

第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、騒音発生施設を設置する者、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者若しくは飲食店営業等を営む者に対し、騒音発生施設の状況、特定建設作業の状況、飲食店営業等の営業の状況、騒音防止の方法その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に騒音発生施設を設置する者の工場若しくは事業場、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所若しくは飲食店営業等を営む者の営業施設に立ち入り、騒音発生施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事故時の措置)

第41条の2 事業者は、工場又は事業場において事故等が発生したことにより公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事態が発生したときは、直ちに、必要な措置を講ずるとともに市長に報告しなければならない。

(勧告)

第41条の3 市長は、第24条第1項、第27条第1項及び第31条第1項に規定するもののほか、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その公害が発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害の防止のため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第43条 第24条第2項又は第31条第2項の規定による命令（第29条に係るものを除く。）に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第44条 第18条第1項による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第27条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第45条 第19条第1項、第20条若しくは第26条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して、6月をこえない範囲内において規則で定める日（昭和48年4月15日規則第2号）から施行する。ただし、第1条、第2条及び第32条から第40条まで並びに附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 宮崎市公害対策審議会条例（昭和44年条例第40号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この条例施行の際現に旧条例第2条第2項の規定により委嘱されている委員は、第33条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。ただし、この場合の委員の任期は、第34条第1項の規定にかかわらず、昭和48年8月31日までとする。

附 則（昭和48年7月19日条例第36号抄）

1 この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月24日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月23日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の宮崎市公害防止条例の規定に基づく宮崎市公害対策審議会の委員である者は、この条例による改正後の宮崎市公害防止条例の規定に基づく宮崎市公害対策審議会の委員となるものとし、その任期は、宮崎市公害防止条例第34条第1項の規定にかかわらず、平成7年10月31日までとする。

附 則（平成9年3月27日条例第15号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第44号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例（平成17年宮崎県条例第20号）附則第2項の規定による廃止前の宮崎県公害防止条例（昭和44年宮崎県条例第31号）第7条に規定する規制基準に係る区域において飲食店営業等を営んでいる者については、改正後の第31条第3項第1号の規定は、適用しない。

改正	昭和51年5月8日規則第5号	昭和57年6月23日規則第24号
	昭和59年3月31日規則第7号	平成元年3月28日規則第13号
	平成7年3月20日規則第7号	平成9年12月25日規則第63号
	平成13年3月30日規則第14号	平成16年6月25日規則第32号
	平成17年6月30日規則第48号	平成27年7月31日規則第69号
	平成30年3月30日規則第48号	令和元年6月27日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市公害防止条例（昭和47年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(飲食店営業等)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める営業は、次に掲げる営業とする。

- (1) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業及び同条第2号に規定する喫茶店営業（これらの営業のうち移動式店舗（自動車その他の車両により移動して営業するものをいう。）によるものを除く。）
- (2) ボウリング場営業
- (3) バッティング練習場営業
- (4) スケート場営業
- (5) ゴルフ練習場営業
- (6) 興行場法（昭和23年法律第137号）に基づく興行場
- (7) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく自動車運送業のうち、駐車施設を有する営業
- (8) 駐車場業

(騒音発生施設)

第4条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 金属加工機械で次に掲げるもの
 - イ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの）
 - ロ 直線機（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの）
- (2) 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が0.75キロワット以上7.5キロワット未満のもの）
- (3) 木材加工機械で次に掲げるもの
 - イ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの）
 - ロ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの）
 - ハ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの）
- (4) 冷却塔（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの）
- (5) 冷凍機械で次に掲げるもの
 - イ アンモニアガス圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの）
 - ロ フレオンガス圧縮機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの）
- (6) 石材引割機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの）
- (7) ドラム缶洗浄用機械及び加工機械

- (8) コンクリート機械で次に掲げるもの
 - イ コンクリートブロックマシン
 - ロ コンクリート振動機
 - ハ コンクリートミキサー
- (9) 穀物用機械で次に掲げるもの
 - イ 製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの）
 - ロ 精米麦機（原動機を用いるもの）
- (10) 瓶洗浄機械
- (11) 瓶詰機械
- (12) 自動操糸機
- (13) 副蚕機
- (14) 製箱機械（原動機を用いるもの）
- (15) 段ボール製造機械（原動機を用いるもの）
- (16) 機械式集じん機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの）
（特定建設作業）

第5条 条例第2条第4号の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) インパクトレンチを使用する作業
- (2) 発電機（出力が75キロボルトアンペア以上のもので内燃機関を使用するものに限る。）を使用する作業
- (3) コンクリートミキサー車を使用するコンクリート打設作業
（指定施設）

第6条 条例第2条第5号の規則で定める施設は、原動機を使用する機器（風力又は水力を利用するものを除く。）とする。

（公害苦情相談員の職務）

第7条 条例第15条第2項に規定する公害苦情相談員は、公害に関する苦情について、市民の相談に応じ、その処理のために必要な調査、その他の事務を行うものとする。

（規制基準）

第8条 条例第17条第1項の規定による規制基準は、別表に掲げるとおりとする。

（騒音発生施設の設置の届出）

第9条 条例第18条第1項の規定による届出は、騒音発生施設設置届出書（様式第1号）によってしなければならない。

2 条例第18条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場又は事業場の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数
- (3) 騒音発生施設の型式及び公称能力
- (4) 騒音発生施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第18条第2項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定工場等及びその付近の見取図とする。

（経過措置に伴う届出）

第10条 条例第19条第1項の規定による届出は、騒音発生施設使用届出書（様式第2号）によってしなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の届出に準用する。

（騒音発生施設の数等の変更の届出）

第11条 条例第20条第1項の規定による届出は、条例第18条第1項第3号に掲げる事項の変更の届出にあっては騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書（様式第3号）、条例第18条第1項第4号に掲げる事項の変更の届出にあっては騒音防止の方法変更届出書（様式第4号）によってしなければならない。

2 条例第18条第1項第3号に掲げる事項の変更に係る騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書には、当該変更に係る騒音発生施設の種類ごとに、第9条第2項第3号及び第4号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 条例第20条第2項において準用する条例第18条第2項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、第9条第3項に規定するものとする。

(受理書)

第12条 市長は、条例第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項の届出を受理したときは、受理書(様式第5号)を当該届出をした者に交付するものとする。

(氏名の変更等の届出)

第13条 条例第22条の規定による届出は、条例第18条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出にあつては、氏名変更届出書(様式第6号)、特定工場等に設置する騒音発生施設のすべての使用の廃止の届出にあつては、騒音発生施設使用全廃届出書(様式第7号)によってしなければならない。

(承継の届出)

第14条 条例第23条第3項の規定による届出は、承継届出書(様式第8号)によってしなければならない。

(特定建設作業の実施の届出)

第15条 条例第26条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(様式第9号)によってしなければならない。

2 条例第26条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(2) 特定建設作業の種類

(3) 特定建設作業に使用される第5条各号に規定する機械の名称、型式及び仕様

(4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻

(5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

(6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 条例第26条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(拡声機使用の制限区域)

第16条 条例第29条の規則で定める区域は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲50メートル以内の区域とする。

2 条例第29条の規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い拡声機を使用する場合とする。

(深夜における音響機器使用の制限)

第17条 条例第29条の2の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

(2) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの並びに住宅(人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。)の周囲10メートル以内の区域

- 2 条例第29条の2の規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。
- (1) カラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）
 - (2) 音響再生装置
 - (3) 拡声装置
 - (4) 有線ラジオ放送装置（受信装置に限る。）
 - (5) 楽器
- （立入検査の身分証明書）

第18条 条例第41条第2項の証明書の様式は、様式第10号のとおりとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（昭和51年5月8日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に存する特定工場等のうち、騒音規制区域の区分の変更により、騒音に係る規制基準に適合しないこととなるものについては、宮崎市公害防止条例施行規則別図の改正規定にかかわらず、昭和52年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和57年6月23日規則第24号）

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日規則第7号）

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（平成元年3月28日規則第13号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月20日規則第7号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月25日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月25日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月30日規則第48号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年6月27日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第8条関係）

1 特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

特定工場等において発生する騒音に係る規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準は、同表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

時間の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝（午前6時から午前8時まで） 夕（午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から午前6時まで）
区域の区分			
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

第1種区域から第4種区域までの区域の区分は、別に告示する。

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - イ 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - ロ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - ハ 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - ニ 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 2 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準
 - (1) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。
 - (2) 特定建設作業の騒音が、付表の第1欄に掲げる区域の区分に応じ、付表の第2欄に掲げる時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

- (3) 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の第1欄に掲げる区域の区分に応じ、付表の第3欄に掲げる時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (4) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において、付表の第1欄に掲げる区域の区分に応じ、付表の第4欄に掲げる期間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (5) 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

付表

区域	作業禁止時刻	最大作業時間	最大作業日数
1の項に定める第1種区域から第3種区域までの全域及び第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域 1 学校教育法第1条に規定する学校 2 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所 3 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの 4 図書館法第2条第1項に規定する図書館 5 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	午後7時から翌日の午前7時まで	10時間	連続して6日
1の項に定める第4種区域のうち、上欄に掲げる区域以外の区域	午後10時から翌日の午前6時まで	14時間	

備考 騒音の測定方法等については、特定工場等において発生する騒音に係る規制基準の備考に定めるところによる。

3 飲食店営業等に係る規制基準

飲食店営業等に係る騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。

時間の区分	午後10時から翌日の午前6時まで
区域の区分	
第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	40デシベル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	45デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	50デシベル
工業地域	55デシベル

備考 騒音の測定方法等については、特定工場等において発生する騒音に係る規制基準の備考に定めるところによる。

用語解説

【 用語解説 】

<数字・アルファベット>

BOD (Biochemical Oxygen Demand) (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の汚濁を測る代表的な指標。単位は一般的に mg/L で表し、この数値が高くなるほど水質が汚濁していることを意味する。

COD (Chemical Oxygen Demand) (化学的酸素要求量)

水中の有機物を化学的に酸化し安定させるのに必要な酸素の量で、海域や湖沼の汚濁を測る代表的な指標。単位は一般的に mg/L で表し、この数値が高くなるほど水質が汚濁していることを意味する。

DO (溶存酸素量)

水に溶けている酸素量のことで mg/L で表されている。水温・気圧・塩分などでその値は異なるが、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。清浄な水は 19℃ 1 気圧で約 9 mg/L である。

Lden (エルデン)

時間帯補正等価騒音レベルの略で、航空機の騒音を評価する際に用いられる。昼間に比べて音がよりうるさく感じられる夕方・深夜・早朝に観測した音について、補正を行い評価している。

LED (Light-Emitting Diode) (発光ダイオード)

発光ダイオードは電気を光に変える作用をもっており、電子エネルギーを直接光に変えるため、小型で電気の消費量も少ないという特徴がある。

PCB (Poly Chlorinated Biphenyl) (ポリ塩化ビフェニル)

不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定であるなど多くの特性をもった化学物質であったため用途も広範で、熱媒体、絶縁油、塗料等多岐に使用された。カネミ油症事件の原因物質で、皮膚障害や肝臓障害を引き起こすことが知られている。環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在我が国では製造中止され、使用も限定されている。水質汚濁の環境基準値は検出されないこととなっている。

PDCA サイクル

組織が環境方針及び環境負荷を削減する目的・目標を定め、その実現のための計画 (Plan) を立て、それを具体的に実施 (Do) する。その結果を点検 (Check) し、さらに次のステップを目指して見直し (Action) を行うこと。

pH (水素イオン濃度)

液体中の水素イオン濃度をあらわす値。水中の水素イオン濃度の逆数の常用対数であらわされる。7 を中性とし、7 より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性という。

SS (浮遊物質)

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいで死なせたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

＜ア行＞

亜鉛 (Zn)

主に亜鉛メッキ、黄銅、ダイキャストなどの原料として使われ、鉱山廃水、これらの金属を取扱う工場の廃水から検出される。毒性は比較的弱く、中毒例としては、亜鉛 5～6 mg/L を含む水を飲用して腹痛、嘔吐を起こした例がある。

アルキル水銀 (R-Hg)

有機水銀の1つで、このなかに含まれているメチル水銀、エチル水銀は人間の神経をおかす。また、水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると慢性中毒となり、知覚・聴力・言語障害・視野狭窄・手足の麻痺などの中枢神経障害を起こし死亡する場合もある。

アンモニア (NH₃)

特有の刺激臭のある無色の気体で、圧縮することによって常温でも容易に液化する。粘膜刺激、呼吸器刺激、腐食性があり、眼に入ると結膜浮腫等を起こす。悪臭物質としての主な発生源は、畜産農業、鶏糞乾燥場である。

アンモニア性窒素 (NH₄-N)

アンモニア性窒素が多過ぎると、稲の生育障害をきたし、また、浄水処理においては塩素滅菌の効果が低下する等の問題が生じる。

硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO₂、亜硫酸ガスともいう。)、三酸化硫黄 (SO₃、無水硫酸ともいう。) など硫黄の酸化物の総称で、燃料中の硫黄分の燃焼等に伴い発生する。硫黄酸化物は、それ自体有害であり、環境大気中では他の汚染物質と共存することによって人間や動植物に影響を与える。人に対する影響として、「ぜんそく」を引き起こすなど呼吸器への影響が顕著である。

一酸化炭素 (CO)

炭素又は炭素化合物の不完全燃焼によって発生する。一般には、燃料の不完全燃焼によって発生するが、都市における最大の発生源は、自動車の排出ガスである。血液中のヘモグロビンと結合して、呼吸困難を引き起こすほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

一般環境大気測定局

都道府県知事等が、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するために設置されたもの。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

オゾン層

地表から約 10～50 km の高度にあるオゾン濃度が比較的高い領域。オゾン層には生物に有害な紫外線を吸収する作用がある。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。

汚泥

工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機質の多分に混入した泥水を指すのではなく、有機性及び無機性のものすべてを含むものである。

温室効果ガス

赤外線を吸収する能力をもち、大気中に存在すると気温の上昇をもたらす気体。二酸化炭素、メタンなど7種類の物質が指定されている。人間の社会活動により、大気中の濃度が増大しており、地球温暖化や気候変動・異常気象が引き起こされている。

<力行>

外来種

国外や国内の他地域からある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。特に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）で指定された種は、飼養、栽培、保管、運搬及び輸入といった取扱いが規制される。

カドミウム (Cd)

銀白色の軟らかい金属で亜鉛とともに産出される。メッキや溶けやすい合金の原料として用いられるほか、硫化物は、黄色顔料や塗料として使用される。慢性中毒になると腎臓障害、骨変化を起こす等、イタイイタイ病の一要因として注目された。

環境学習パートナー

環境に関する分野で活動する有識者や市民団体、環境保全対策を推進する企業や事務所など、市に登録している者のこと。

環境家計簿

日常的な生活行動と環境とのかかわりをチェックし、より環境への負荷がかからない暮らし方に改善していくことをめざした家計簿のこと。

環境基準

環境基本法第16条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。環境基準は行政上の目標値であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

環境基本計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくために策定する計画で、この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示されている。

環境基本法

1993年（平成5年）に制定、施行された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律で、具体的には、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

環境への負荷

人の日常生活や事業活動が環境に与える負担のことで、「環境基本法」では「人の活動により、環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。

環境マネジメントシステム

企業や団体などの組織が、経営や運営の中で、環境保全に関する取組を進めるにあたり、方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための計画や体制・手続きなどの仕組みのこと。

規制基準

工場等から排出又は排水する物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められている。

揮発性有機化合物

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。

クロム (Cr)

空気及び湿気に対して極めて安定な、すなわち酸化されにくい硬い金属であるので日用品、装飾品をはじめとして広くメッキに利用されている。クロム化合物のうち三価クロムは、ほとんど毒性がないが、六価クロムは、極めて毒性が高い。

下水道

下水道とは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び汚水処理場から構成される施設を指している。

健康項目

環境基準の定められた項目のうち、水質に係る人の健康の保護に関する項目で有害物質を示すもの。

県立自然公園

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、1957年（昭和32年）に公布された自然公園法の第41条に基づき、すぐれた自然の風景地であって都道府県が条例の定めるところにより区域を定めて指定するもの。

公害

「環境基本法」によると、公害とは「事業活動その他の人の活動にともなって生ずる相当範囲にわたる、大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘さくによるものを除く）および悪臭によって人の健康または生活環境にかかわる被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取り組む公害の対象を限定している。この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいる。

光化学オキシダント (Ox)

自動車の排気ガスや工場のばい煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応で発生するオゾン等の酸化力の強い物質のこと。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く。したがって、一般にいわゆる水域のほか、終末処理場を設定している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれている。

コージェネレーションシステム

石油や天然ガスを燃焼させて発電するとともに、排熱を給湯や冷暖房にも利用することによって熱効率の向上を図るシステム。全体の熱効率は通常の発電の熱効率が40%以下なのに対して70～80%にまで高めることができる。

<サ行>

最終処分場

一般廃棄物および産業廃棄物を埋立て処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体を指している。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等を埋立て）、管理型（汚泥等を埋立て）、しゃ断型（有害物質を含む廃棄物を埋立て）がある。

再生可能エネルギー

自然界に存在し、枯渇せず永続的に利用可能なエネルギーで、太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などを指す。

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

産業廃棄物

廃棄物は、発生源によってごみ、し尿等の一般廃棄物と産業廃棄物とに区分される。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物であり、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等の20種類を指す。産業廃棄物は、事業所が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する義務がある。

酸性雨

酸性雨とは、主として、化石燃料の燃焼によって生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で変化し、雨水に取り込まれて酸性が強くなった雨のことで、一般にpHが5.6以下の雨をいう。

市街化調整区域

市街化調整区域とは、自然環境や農業などを保全するために、市街化を抑制している区域を指し、原則として住宅の建築や宅地化のための開発は制限されている。

自然休養村

さまざまな公的観光レクリエーション施設のひとつで、農山漁村の優れた自然環境を保全するとともに、その地域にふさわしい観光農林漁業を行うことによって、都市生活者は農山漁村の自然と農林漁業に親しみと安らぎを得、農林漁業家は経済的な地位を向上してもらおうと農林水産省が 1971 年（昭和 46 年）からその事業を進め、都道府県が地区を指定している。

自然休養林

国有林野のうち林野庁が国民のレクリエーションの場として指定し、一般に開放されたものをいう。森林を主体にした風景が優れており、林業との調整が可能なところが指定され、伐採の制限を行うとともに、遊歩道等を設け、国民が自然に親しめるように整備、管理し、森林の保健休養機能（森林浴などの森林レクリエーションにより安らぎをもたらす機能）が積極的に発揮できるようにしている。

自然公園

優れた自然の風景、傑出した自然景観、野生のままの動植物相などを含む広大な自然地域を対象とし、これらの自然を保護し、人々の野外レクリエーション利用や教育の場として、「自然公園法」又は「県立自然公園条例」に基づき指定する地域のこと。自然公園には、国が指定する国立公園、国定公園のほか、圏が指定する県立自然公園の 3 種類がある。

重金属

比重 4.0 以上の金属をいい、水銀、カドミウム、銅、鉛、クロム等生体内に入ると微量でも有害なものが多い。

循環型社会

廃棄物などの発生を抑制するとともに、廃棄物などのうち、有益なものは資源として活用するなど、適切に廃棄物を処理することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

準用河川

河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川。

浄化槽

し尿等を微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗濯排水等）を一緒に処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。

振動

物体がある一点を中心に、ある周期をもってゆれ動くことであるが、この動きによって人の生活等が阻害されることを振動による公害という。従って、公害を発生させる振動は「不快な振動」「好ましくない振動」といえる。

水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域を区切って AA、A、B、C、D、E の 6 つの類型を設けている。pH、BOD 等の項目について、それぞれの水域類型ごとに環境基準値を定め、各公共水域に水域類型のあてはめを行うことにより、当該水域の環境基準値が具体的に示されている。

水銀 (Hg)

水銀は有害で、水銀の蒸気を吸入したり、皮下吸収すると全身中毒を起こす。水銀の可溶性塩類、例えば塩化第二水銀 (HgCl₂) は、猛毒で消化器官を侵す。致死量は0.2～0.4gである。

水源涵養^{かんよう}

降雨を地表や地中に一時的に蓄え、地下に浸透させることで、河川等に流入する量を調節し、下流における水資源の保全や洪水の緩和等を行う自然の働きのこと。

水質基準

一般に水質を保全するための基準としては、公共用水自体の水質が、人の健康の保護ならびに生活環境保全のために維持されることが望ましい基準として定められる環境基準と、この基準を達成するため、工場等を規制するものとして定められる排水基準とがある。

生活環境項目

環境基準に定められた項目のうち水質に係る生活環境の保全に関する項目をいい、次の項目がある。pH、BOD、COD、SS、D₀、n-ヘキサン抽出物質（油分）、大腸菌群数、全窒素、全リン。

生態系

生物群集（植物群集と動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系を指している。生態系は、生産者、消費者、分解者および還元者から構成され、無機物と有機物との間に物質代謝系が成立している。自然環境を基準にして、陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別される。

生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種間の多様性（種の多様性）及び種内の多様性（遺伝子の多様性）の3つのレベルで多様性があるとしている。

潟湖

湾口や河口に発達した砂州などによって外海から隔てられた水域でラグーンともいう。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、個々の施設（工場・事業場）の排出ガスや排水に含まれる汚染（濁）物質の量や濃度のみを対象にしていたが、この個別規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として総量規制が行われている。

<タ行>

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化シベンゾーパラージオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義している。これらの物質は炭素・酸素・水素・塩素を含むものが燃焼する過程などで意図せずに生成される。

大腸菌群数

大腸菌は、一般に人畜の腸管内に常棲する細菌（ふん便 1g 中に 10 億～100 億が存在）でそれらが水中に存在するか否かによって、その水がし尿で汚染されているかどうかを判断する指標となる。

多自然川づくり

河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた河川管理を行うこと。

多様な主体

市民、事業者（企業など）、行政、NPO 等の民間団体、学校など地域のさまざまな関係者のことを指し、「多様な主体による協働」、「多様な主体による連携」として使われる。

地球温暖化

地球を取り巻く大気中の二酸化炭素、メタンなどの微量ガスは、地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質をもち、地表の気温を生物の生存に適当な程度に保っている。これらのガスの大気中の濃度は着実に増加していることが広く観察されているが、このような増加は、地球の温暖化をもたらし、人間をはじめ広く生態系に大きな影響を及ぼすことになるものと懸念されている。

窒素酸化物 (NO_x)

窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) である。石油、ガス等が燃焼する際に発生し、燃焼過程では最初一酸化窒素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化窒素に変わる。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など多種多様である。人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の 1 つである。環境基準は、二酸化窒素について定められている。

底質

河川、湖沼、海域などの水底を形づくっている粘土、シルト、砂、礫などの堆積物や岩のことをいう。また底質は、貝類や水生昆虫類、藻類をはじめとした色々な底棲生物の生活の場である。水質汚濁の進行に伴って、有機物質や重金属類などが沈積し、底質中に蓄積される。そのため、底質を調べることによって、汚濁の進行傾向や速度について、有用な情報を得ることができる。また、一度底質に移行した各種物質の一部は、溶出やまき上がり現象によって再び水質に対して大きな影響を及ぼすことが知られている。

低炭素社会

再生可能エネルギーの活用や石油などの化石燃料の使用量を削減するなど、二酸化炭素などの排出の抑制により、人々が安心して暮らすことができる社会のこと。

デシベル (dB)

音の強さなどの物理量がある標準的な基準量と対比して、相対的な比較検討を行うのに用いる単位のことであり、騒音や振動等のレベルを表すのに用いる。振動を耳の感覚に合うように補正した音の「大きさ」をはかる単位を dB (A) という。振動の場合は、感覚に合うよう補正した鉛直振動加速度の「大きさ」をはかる単位を dB といっている。

テレメータシステム

テレメータシステムとは、環境濃度等自動測定機で測定したデータを、無線や専用電話回線を使用して監視室に送信し、得られたデータを集中管理するシステムをいう。

天然記念物

学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）などで、文化財保護法に基づき文部科学大臣が指定するもの及び地方公共団体が条例に基づき指定するもの。天然記念物のうち、特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。

銅（Cu）

銅自身にはほとんど毒性がないか、あるいは極めて少ない。しかし、銅粉末を生ずる作業を行う時の最高許容濃度は1ppmとされ、極めて高濃度の銅粉により気道刺激がおこり、発汗、歯の着色のおこることが報告されているが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされている。また、化合物についてはあまり問題は起こっていない。汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、鉱山廃水、工場排水（メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精錬所等）、農薬（ボルドー液等）などがある。水道水基準1.0 mg/L以下、排水基準3 mg/L以下、農用地土壌汚染対策地域指定要件125 mg/kg以上。

特定外来生物

海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもので外来生物法に基づき指定された種をいう。

特定施設

公害規制法令で規制の対象になっている施設で、汚水を排出する施設、大気汚染物質を発生する施設、騒音、振動を発生する施設等をいう。

特定植物群落

環境省が各都道府県に委託して行っている自然環境保全基礎調査において、原生林、極めて稀な植物群落、郷土景観を代表する植物群落等の「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落として選定されたもの。

特定物質

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に被害を与えるおそれがある物質で、大気汚染防止法施行令で定める物質をいう。

都市計画

安全で快適なまちをつくり、そのまちを健全に維持・育成していくため、土地の使い方や建物の建て方などについて一定のルールや必要な事柄を総合的・一体的に定め、全体に秩序あるまちづくりを進めていくための計画。市街地や郊外の農地・山林などを、人や物の動き・都市の発展の見通し・地形などからみて、一体の都市として考えられる区域を都市計画区域として都道府県が指定している。

都市計画区域

都市計画法に基づく法的な規制が及ぶ土地の範囲で、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の都市計画を策定すべき対象地域。都市計画区域は、線引き都市計画区域と未線引き都市計画区域とに分かれている。さらに、線引き都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に、また未線引き都市計画区域は用途地域指定区域と用途地域未指定区域（白地地域）にそれぞれ分かれている。

土壌汚染

土壌が、重金属、酸性降下物、農薬、肥料、除草剤などの農薬やごみの不衛生処分によって汚染されることをいう。特定有害物質として、カドミウム、六価クロムなど 26 物質が指定されている。また、平成 3 年 8 月に「土壌の汚染に係る環境基準」が定められている。

トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1, 1, 1-トリクロロエタン

主に金属・機械部品などの脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われている有機塩素化合物である。これらの有機塩素化合物は、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、一般的には生物分解が困難であり、水にあまり溶けず、油に溶けやすいため、動植物の生体内に蓄積されやすいことが知られている。

<ナ行>

ng (ナノグラム)

1ng とは、1g の 10 億分の 1 の重さをいう。

鉛 (Pb)

鉛及び鉛化合物は有害物質として古くから知られている。他の重金属と同じく原形質毒で造血機能を営む骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等をおこし強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが粉じんとして吸収し、あるいは経口的に摂取する恐れがある。

二酸化硫黄 (SO₂)

燃料中の硫黄分が酸化燃焼されたときに生ずる無色の刺激性の気体で、金属腐食性と還元性が強い。急性毒性症状は塩素や臭素などと同じであるが、慢性毒性は繰り返し曝露による歯牙しが酸食、気管支炎ぜんそく、胃腸障害、結膜炎、味覚・臭覚障害、全身疲労、さらに高じると酸欠症による症状が現れる。

二酸化炭素 (CO₂)

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する気体。産業革命後、化石燃料の燃焼が急増したことや吸収源である森林が減少したことなどにより、大気中の濃度が高まったことが、地球温暖化の最大の原因といわれている。

二酸化窒素 (NO₂)

燃焼や硝酸の製造などから発生する窒素酸化物の一つで、代表的な大気汚染物質である。ボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源がある。

ノルマルヘキサン抽出物質

ノルマルヘキサン抽出物質とは、主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等を総称していう。通常「油分」といわれており、鉱油及び動植物油等の油分の量をあらわす指標として使用されている。

<ハ行>

排出基準

大気汚染防止法で定められた排出基準は、個々の工場、事業場から排出される汚染物質の許容限度を定めたものであるが、同じ趣旨のものを水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法及び悪臭防止法では規制基準と表現している。

ばいじん・粉じん・浮遊粒子状物質

ばいじんは、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生し、粉じんは物の破碎、選別その他の機械的処理又は鉱物等の堆積に伴い発生し、又は発散する物質である。浮遊粒子状物質は大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が10ミクロン以下のものである。

排水基準

排水基準は、水質汚濁防止法、生活環境の保全等に関する条例及び上乗せ条例に規定されている工場または事業場からの排水の規制を行うための基準であり、カドミウムなどの有害物質やBODなどの生活環境項目ごとに定められている。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する小さな粒子で、大きさが2.5μm以下(1μm=1mmの千分の1)の非常に小さなもの。

砒素 (ヒ素)

地形等により、自然水中に含まれることがある。また、鉱山廃水、工場排水、鉱泉などの混入によって含有する。昔から知られた毒物であるが、シアンや水銀などに比べると毒性は低い。蓄積による慢性毒性が問題となるので、水道水の水質基準値、水質汚濁の環境基準値とも0.01mg/L以下となっている。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が10μm以下のもので、大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場・事業場やディーゼル自動車などから排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に存在するものがある。

プランクトン

水中に浮遊する微小な生物群をプランクトンという。プランクトンは魚のエサとして、またその量的、質的变化は水質管理の基準として役立つ。

フロン

フルオロカーボン(炭素とフッ素の化合物)のことを一般的にフロンと言う。そのうち、CFC(クロロフルオロカーボン)とHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)がオゾン層破壊物質である。また、HFC(ハイドロフルオロカーボン)のことを一般に「代替フロン」と言う。HFCは塩素をもたないためオゾン層を破壊しない。しかし、代替フロンは二酸化炭素の数百倍から数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっている。

保安林

昭和26年に制定された森林法の第25条で指定される森林。水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害・霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存の目的を達成するために必要があるとき農林水産大臣が指定する。

<マ行>

マンガン (Mn)

地殻中に存在する生物には必須元素の一種であるが、マンガンの製造、粉碎、マンガン塩類を精錬する時、マンガン鉱(褐石、MnO₂)により中毒をおこすことがあり、慢性神経症(マンガン病)になる。マンガンによる職業的中毒の例は比較的少ない。

みやざきエコアクション認証制度（宮崎市版 EMS 認証制度）

ISO14001 やエコアクション 21 などの既存の環境マネジメントシステムを簡素化した宮崎市独自の規格に基づき、環境配慮事項の文書化や従業員の環境意識の向上を図るなどして、環境にやさしい事業活動に継続的に取り組む事業者を認証・登録する制度。

メタン (CH₄)

メタン系炭化水素 (C_nH_(2n+2)) に属するものの 1 つで、メタンは天然ガス、石炭ガス、炭坑からのガス、自動車排出ガスなどの中に含まれる無色、無臭のガス体である。メタンそのものには毒性はないが、地球温暖化物質の 1 つである。下水を活性汚泥法で処理するときに行き余る汚泥を嫌気性分解する場合にも、炭酸ガス、メタンガス、その他のガスが発生する。

<ヤ行>

有害物質

大気汚染防止法では、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物をいい、水質汚濁防止法では、カドミウム等 26 項目（「人の健康の保護に関する環境基準」）が定められている。

有機燐

燐と有機物の化合物の総称で、毒性のものが多く、パラチオンは、その代表的なものである。

要監視項目

人の健康の保護に係る物質であるが、河川・海域等における検出状況等から直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされたもので、クロロホルム等 26 項目が定められている。

用途地域

都市計画区域において、そこに建てられる建物の使い方を規制・誘導する地域。住宅地の環境を守るための地域や商業のための地域、工業のための地域など、その地域の建物の状況や将来のまちづくりに合わせて、全部で 12 種類に分かれる。（第一種・第二種低層居住専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域種住居地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域。）

<ラ行>

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいう。

類型指定

国において類型別に基準値が示されている水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準を、当該地域の河川などの状況や土地利用状況などに応じて具体的に地域をあてはめ、指定していくこと。

六価クロム

三酸化クロム (CrO₃)、重クロム酸カリウム (K₂Cr₂O₇)、重クロム酸ナトリウム (Na₂Cr₂O₇) 等が主なもので、強力な酸化剤として働くため、金属の洗浄、装置の防蝕等に用いられる。六価クロムの毒性は強く、消化器、肺等から吸収されて浮腫、潰瘍を生じる。

令和2年度版 宮崎市環境白書

(令和2年10月20日発行)

(編集・発行)

宮崎県宮崎市環境部環境保全課

宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号

(問い合わせ先)

電話 : 0985-21-1761

FAX : 0985-22-0405

E-mail 09hozen@city.miyazaki.miyazaki.jp

☆この冊子は、古紙再生紙を使用しています。